

火災共済協同組合特約項

2020年12月1日改定

神奈川県火災共済協同組合

特殊包括契約に関する特約条項A (普通火災共済・1敷地内用)

第1条 (共済の対象およびその範囲)

(1) この共済契約における共済の対象は、日本国内の共済契約証書記載の敷地内(以下「敷地内」といいます。)に所在し、かつ、共済契約者が所有する次の①および②に掲げるすべての物件とします。

① 建物および屋外設備・装置(以下「建物等」といいます。)

② 建物等内収容の機械、設備・装置、器具、工具、什器・備品等および屋外の器具、工具、什器または備品(以下「設備・什器等」といいます。)

(2) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑨までに掲げる物は、共済の対象に含まれません。

① 住宅金融支援機構等の特殊法人などの融資にかかる特約火災保険の契約物件

② 積立型火災総合保険等火災危険を補償する満期返戻金付長期保険の契約物件

③ 建築建資金融資担保物件に対する長期共済および保険の契約物件

④ 日本国外に所在する物件

⑤ 動物・植物

⑥ 電車・機関車・客車・貨車等

⑦ 航空機または船舶等(ヨット・モーターボート、水上オートバイ、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品も含みます。)

⑧ 坑道内所在物件

⑨ 海、湖、沼または河川等の水上・水中に所在する物件

(3) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑥までに掲げる物は、共済契約証書に明記されていないときは、共済の対象に含まれません。

① 基礎工事、門、塀、垣または建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽もしくは桟橋

② 軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物

③ 走行範囲が敷地内に限定されない自動車、運搬車、牽引車または被牽引車

④ 貯蔵または納置の目的をもって収容された設備・什器等

⑤ 他人に貸与または管理を委託している物

⑥ この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款(住宅・普通物件用)(以下「普通共済約款」といいます。)第3条(共済の対象の範囲)(2)の①、③および④に掲げる物

(4) 敷地内に所在する他人所有の物は、(2)および(3)に掲げる物に該当しないもので、かつ、共済契約者が占有管理しているものにかぎり、共済契約者と被共済者が異なる共済契約である旨を共済契約申込書に明記して、共済の対象とすることができます。

第2条 (共済の対象の価額の通知)

共済契約者は、共済契約締結時において、各共済の対象を取得した年次および取得した価額ならびに各共済の対象の所在地におけるその時の価額を組合に通知するものとします。

第3条 (共済の対象の価額の協定)

(1) 前条の規定による通知に基づき、組合と共に共済契約者との間で、共済価額を協定するものとし、共済契約者は、協定した共済価額(以下「協定共済価額」といいます。)を共済契約申込書添付の明細書(以下「明細書」といいます。)に記載するものとします。

(2) 共済契約締結の後、敷地内において共済の対象に次の①から④までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、共済契約者は、その都度書面をもってその旨を組合に通知し、(1)の協定共済価額を修正するものとします。

① 共済契約者が第1条(共済の対象およびその範囲)の規定により共済の対象とすべき物件を取得した場合

② 共済の対象である建物等または設備・什器等が増築または増設された場合

③ 共済の対象が敷地内から取り除かれた場合

④ この共済契約において組合の補償しない事故によって共済の対象が滅失した場合

(3) 敷地内において、共済の対象を他の場所に移転した場合は、その移転に伴い協定共済価額は自動的に修正されるものとします。

(4) 共済期間の中途において、物価の変動または改修((2)の②に掲げる場合を除きます。)等により共済の対象の価額に変動が生じた場合は、共済契約者は、その旨を組合に通知し、協定共済価額を修正するものとします。

(5) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、その共済の対象の協定共済価額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の共済期間に対する協定共済価額とします。ただし、その共済の対象について修復が行われた場合は、(2)の①または②の場合に準じて協定共済価額を修正するものとします。

(6) 建物等または設備・什器等に付保割合条件付実損拝特約が付帯されている場合において、その共済の対象について支払われるべき損害共済金の額が第6条(損害共済金の支払額) (2)に定める限度額に達したときは、その共済の対象の残存部分は自動的に共済の対象から除外されるものとします。ただし、共済契約者は、その残存部分を(2)の①の場合に準じてあらためて共済の対象に加えることができます。

第4条 (共済金額)

(1) 共済金額は、敷地内に所在するすべての建物等および設備・什器等の協定共済価額の合計額に共済契約証書記載の契約割合(以下「契約割合」といいます。)を乗じて得た額を建物等および設備・什器等の共済金額とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、敷地内に所在するすべての共済の対象について共済契約証書記載の包括単位ごとにそれぞれの包括単位の共済金額を定める場合は、包括単位ごとの協定共済価額の合計額に契約割合を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の共済金額とします。

(3) 前条(2)、(4)、(5) ただし書および(6) ただし書の規定により新たな共済の対象の価額を協定し、または協定共済価額を修正する場合は、その都度協定共済価額の追加分、減減分または減失分に契約割合を乗じて得た額を共済金額の増減分として共済金額に加えまたは差し引くものとします。

第5条 (共済掛金の返還または請求-協定共済価額を修正する場合)

前条(3)の場合においては、組合は、同条(3)に定める共済金額の増減分に対し未経過期間について日割によって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、第3条(共済の対象の価額の協定)(5) ただし書の規定による共済金額の増額分(損害発生前の協定共済価額に相当する額までの増額分をいいます。)に対しては、共済掛金を請求しないものとします。

第6条 (損害共済金の支払額)

(1) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、組合は、普通共済約款第10条(損害共済金の支払額)の規定にかかわらず、普通共済約款第9条(損害の額)の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額をもって支払うべき損害共済金の額とします。ただし、協定共済価額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(2) 付保割合条件付実損拝特約が付帯されているときは(1)の規定にかかわらず、組合は、普通共済約款第9条(損害の額)の規定による損害の額を損害共済金として支払います。ただし、その共済の対象の協定共済価額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(3) 損害発生時において、建物等および設備・什器等の共済金額が敷地内に所在するすべての共済の対象である建物等および設備・什器等の価額の合計額に契約割合を乗じて得た額に不足する場合(第4条(共済金額)(2)の規定により包括単位ごとに共済金額を定めた場合は、包括単位の共済金額がその包括単位のすべての共済の対象である建物等および設備・什器等の価額の合計額に契約割合を乗じて得た額に不足する場合をいいます。)は、組合は、その不足する割合によって(1)または(2)の規定によって支払うべき損害共済金の額を削減します。

第7条 (他契約の禁止)

共済契約者は、この共済契約の共済期間中、敷地内に所在する共済の対象について、この特約が付帯された火災共済契約以外の保険契約または共済契約を締結することができます。

第8条 (自動補償)

(1) 共済契約締結後、共済契約者が敷地内において第1条(共済の対象およびその範囲)の規定により共済の対象とすべき建物等または設備・什器等(同条(3)に規定する物を除きます。以下この条において「追加物件」といいます。)を取得した場合(第3条(共済の対象の価額の協定)(2)の②の増築または増設部分および(5) ただし書の修復部分を含みます。)において、その追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額が共済契約締結時における共済金額(第4条(共済金額)(2)の規定により包括単位ごとに共済金額を定めたときは、包括単位の共済金額)の10%以内で、かつ、3億円以内のときは、組合は、共済契約者が第3条(2)、第4条(3)および第5条(共済掛金の返還または請求-協定共済価額を修正する場合)に定める手続きを完了する前であっても、その追加物件の

取得の日からその日を含めて翌月末日までの期間にかぎりその追加物件について生じた損害に対しても、損害共済金を支払います。

(2) (1) の規定により損害共済金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価額を協定共済価額とみなし、これに契約割合を乗じて得た額を損害発生時の共済金額に加算した額をもって、共済金額とみなして第6条（損害共済金の支払額）の規定を適用します。ただし、これにより組合が支払うべき損害共済金の額はいかなる場合も1回の事故につき3億円を超えないものとします。

(3) 共済契約者は、(1) および(2) の規定により損害共済金が支払われた場合は、これと同時に、その追加物件について第5条（共済掛金の返還または請求一協定共済価額を修正する場合）に定める共済掛金を支払うものとします。

第9条（契約解除）

共済契約者は第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき物件を共済の対象としなかった場合は、組合は、この特約が付帯された共済契約を解除することができます。

第10条（共済掛金の返還または請求）

前条または普通共済約款の規定により共済掛金を返還または請求すべき事由が生じた場合には、組合は、普通共済約款の共済掛金の返還または請求に関する規定にかかわらず、組合の定めるところにより、共済掛金を返還または請求します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、普通共済約款第10条（損害共済金の支払額）の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。この場合において、普通共済約款の規定中「共済金額」とあるのは、共済の対象が建物等または設備・什器等である場合は「協定共済価額に契約割合を乗じた額」と読み替えるものとします。

別紙第55号

特殊包括契約に関する特約条項B (普通火災共済・1敷地内用)

第1条（共済の対象およびその範囲）

(1) この共済契約における共済の対象は、日本国内の共済契約証書記載の敷地内（以下「敷地内」といいます。）に所在し、かつ、共済契約者が所有する次の①および②に掲げるすべての物件とします。

① 建物および屋外設備・装置（以下「建物等」といいます。）

② 建物等内収容の機械、設備・装置、器具、工具、什器・備品等および屋外の器具、工具、什器または備品（以下「設備・什器等」といいます。）

(2) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑨までに掲げる物は、共済の対象に含まれません。

① 住宅金融支援機構等の特殊法人などの融資にかかる特約火災保険の契約物件

② 積立型火災総合保険等火災危険を補償する満期返戻金付長期保険の契約物件

③ 建物建築資金融資担保物件に対する長期共済および保険の契約物件

④ 日本国に所在する物件

⑤ 動物・植物

⑥ 電車・機関車・客車・貨車等

⑦ 航空機または船舶等（ヨット・モーターボート、水上オートバイ、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品も含みます。）

⑧ 坑道内所在物

⑨ 海、湖、沼または河川等の水上・水中に所在する物件

(3) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑥までに掲げる物は、共済契約証書に明記されていないときは、共済の対象に含まれません。

① 基礎工事、門、塀、垣または建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽もしくは桟橋

② 軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物

③ 走行範囲が敷地内に限定されない自動車、運搬車、牽引車または被牽引車

④ 貯蔵または納置の目的をもって収容された設備・什器等

⑤ 他人に貸与または管理を委託している物

⑥ この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（住宅・普通物件用）（以下「普通共済約款」といいます。）第3条（共済の対象の範囲）(2)の①、③および④に掲げる物

(4) 敷地内に所在する他人所有の物は、(2)および(3)に掲げる物に該当しないもので、かつ、共済契約者が占有管理しているものにかぎり、共済契約者と被共済者が異なる共済契約である旨を共済契約申込書に明記して、共済の対象とすることができます。

第2条（共済の対象の価額の通知）

共済契約者は、共済契約締結時において、各共済の対象を取得した年次および取得した価額ならびに各共済の対象の所在地におけるその時の価額を組合に通知するものとします。

第3条（共済の対象の価額の協定）

(1) 前条の規定による通知に基づき、組合と共済契約者との間で、共済価額を協定するものとし、共済契約者は、協定した共済価額（以下「協定共済価額」といいます。）を共済契約申込書添付の明細書（以下「明細書」といいます。）に記載するものとします。

(2) 共済契約締結の後、敷地内において共済の対象に次の①から④までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、共済契約者は、その都度書面をもってその旨を組合に通知し、(1) の協定共済価額を修正するものとします。

① 共済契約者が第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき物件を取得した場合

② 共済の対象である建物等または設備・什器等が増築または増設された場合

③ 共済の対象が敷地内から取り除かれた場合

④ この共済契約において組合の補償しない事故によって共済の対象が滅失した場合

(3) 敷地内において、共済の対象を他の場所に移転した場合は、その移転に伴い協定共済価額は自動的に修正されるものとします。

(4) 共済期間の中途において、物価の変動または改修（(2)の②に掲げる場合を除きます。）等により共済の対象の価額に変動が生じた場合は、共済契約者は、その旨を組合に通知し、協定共済価額を修正するものとします。

(5) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、その共済の対象の協定共済価額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の共済期間に対する協定共済価額とします。ただし、その共済の対象について修復が行われた場合は、(2)の①または②の場合に準じて協定共済価額を修正するものとします。

(6) 建物等または設備・什器等に付保側条件付実損拡張特約が付帯されている場合において、その共済の対象について支払われるべき損害共済金の額が第6条（損害共済金の支払額）(2)に定める限度額に達したときは、その共済の対象の残存部分は自動的に共済の対象から除外されるものとします。ただし、共済契約者は、その残存部分を(2)の①の場合に準じてあらためて共済の対象に加えることができます。

第4条（共済金額）

(1) 共済金額は、敷地内に所在するすべての建物等および設備・什器等の協定共済価額の合計額に共済契約証書記載の契約割合（以下「契約割合」といいます。）を乗じて得た額を建物等および設備・什器等の共済金額とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、敷地内に所在するすべての共済の対象について共済契約証書記載の包括単位ごとにそれぞれの包括単位の共済金額を定める場合は、包括単位ごとの協定共済価額の合計額に契約割合を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の共済金額とします。

(3) 前条(2)、(4)、(5) ただし書および(6) ただし書の規定により新たな共済の対象の価額を協定し、または協定共済価額を修正する場合は、その都度協定共済価額の追加分・増減分または減失分に契約割合を乗じて得た額を共済金額の増減分として共済金額に加えまたは差し引くものとします。

第5条（共済掛金の返還または請求一協定共済価額を修正する場合）

前条(3)の場合においては、組合は、同条(3)に定める共済金額の増減分に対し未経過期間について日割によって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、第3条（共済の対象の価額の協定）(5) ただし書の規定による共済金額の増額分（損害発生前の協定共済価額に相当する額までの増額分をいいます。）に対しては、共済掛金を請求しないものとします。

第6条（損害共済金の支払額）

(1) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、組合は、普通共済約款第10条（損害共済金の支払額）の規定にかかるわらず、普通共済約款第9条（損害の額）の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額をもって支払うべき損害共済金の額とします。ただし、協定共済額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(2) 付保割合条件付実損払特約が付帯されているときは（1）の規定にかかるわらず、組合は、普通共済約款第9条（損害の額）の規定による損害の額を損害共済金として支払います。ただし、その共済の対象の協定共済額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(3) 損害発生時において、建物等および設備・什器等の共済金額が敷地内に所在するすべての共済の対象である建物等および設備・什器等の価額の合計額に契約割合を乗じて得た額に不足する場合（第4条（共済金額）（2）の規定により包括単位ごとに共済金額を定めた場合は、包括単位の共済金額がその包括単位のすべての共済の対象である建物等および設備・什器等の価額の合計額に契約割合を乗じて得た額に不足する場合をいいます。）は、組合は、その不足する割合によって（1）または（2）の規定によって支払うべき損害共済金の額を削減します。

第7条（他契約の禁止）

共済契約者は、この共済契約の共済期間中、敷地内に所在する共済の対象について、この特約が付帯された火災共済契約以外の保険契約または共済契約を締結することができます。

第8条（自動補償）

(1) 共済期間中に、共済契約者が敷地内において第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき建物等または設備・什器等（同条（3）に規定する物を除きます。以下この条において「追加物件」といいます。）を取得した場合（第3条（共済の対象の価額の協定）（2）の②の増築または増設部分および（5）ただし書の修復部分を含みます。）において、その追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額が共済契約締結時ににおける建物等および設備・什器等の共済金額（第4条（共済金額）（2）の規定により包括単位ごとに共済金額を定めたときは、包括単位の共済金額）の30%（5億円を超えるときは5億円。）（3）において「自動補償限度額」といいます。）以下であるときは、組合は、追加物件を取得した旨の通知がなされない場合であっても、追加物件を取得した日から共済期間終了時（共済期間が1年を超える場合は次回応当日）までの期間にかぎりその追加物件に生じた損害に対しても、損害共済金を支払います。

(2) (1) の規定により損害共済金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価額を協定共済額とみなし、これに契約割合を乗じて得た額を損害発生時の共済金額に加算した額をもって、共済金額とみなして第6条（損害共済金の支払額）の規定を適用します。ただし、これにより組合が支払うべき損害共済金の額はいかなる場合も5億円を超えないものとします。

(3) 追加物件の取得が2回以上ある場合において、追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額の累計額と新たな追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額との合計額が自動補償限度額を超えるときは、その新たな追加物件に対しては、（1）の規定は適用しません。

(4) (1) の場合において、共済契約者は、その追加物件について、取得した日以後の未経過期間に対して日割によって計算した共済掛金を共済期間満了時に組合へ支払うものとします。

(5) (4) の規定にかかるわらず、共済契約者が共済期間満了前にその追加物件にかかるわる共済掛金を支払ったときは、（3）の累計額より共済掛金の支払われた追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額を差し引いた残額を、（3）の累計額とします。

(6) 共済契約者は、（1）および（2）の規定により損害共済金が支払われた場合は、これと同時に、その追加物件について第5条（共済掛金の返還または請求一協定共済額を修正する場合）に定める共済掛金を支払うものとします。

第9条（契約の解除）

共済契約者は第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき物件を共済の対象としなかった場合は、組合は、この特約が付帯された共済契約を解除することができます。

第10条（共済掛金の返還または請求）

前条または普通共済約款の規定により共済掛金を返還または請求すべき事由が生じた場合には、組合は、普通共済約款の共済掛金の返還または請求に関する規定にかかるわらず、組合の定めるところにより、共済掛金を返還または請求します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、普通共済約款第10条（損害共済金の支払額）の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。この場合において、普通共済約款の規定中「共済金額」とあるのは、共済の対象が建物等または設備・什器等である場合は「協定共済額に契約割合を乗じた額」と読み替えるものとします。

別紙第56号

特殊包括契約に関する特約条項A (普通火災共済・複数敷地内用)

第1条（共済の対象およびその範囲）

(1) この共済契約における共済の対象は、日本国内の共済契約証書記載の敷地内（以下「敷地内」といいます。）に所在し、かつ、共済契約者が所有する次の①および②に掲げるすべての物件とします。

- ① 建物および屋外設備・装置（以下「建物等」といいます。）
- ② 建物等内収容の機械、設備・装置、器具、工具、什器・備品等および屋外の器具、工具、什器または備品（以下「設備・什器等」といいます。）

(2) (1) の規定にかかるわらず、次の①から⑨までに掲げる物は、共済の対象に含まれません。

- ① 住宅金融支援機構等の特殊法人などの融資にかかるわる特約火災保険の契約物件
- ② 積立型火災総合保険等火災危険を補償する満期返戻金付長期保険の契約物件
- ③ 建物建築資金賃貸担保物件に対する長期共済および保険の契約物件
- ④ 日本国外に所在する物件
- ⑤ 動物・植物
- ⑥ 電車・機関車・客車・貨車等
- ⑦ 航空機または船舶等（ヨット・モーターボート、水上オートバイ、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品も含みます。）
- ⑧ 坑道内所在物件
- ⑨ 海、湖、沼または河川等の水上・水中に所在する物件

(3) (1) の規定にかかるわらず、次の①から⑥までに掲げる物は、共済契約証書に明記されていないときは、共済の対象に含まれません。

- ① 基礎工事、門、塀、垣または建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽もしくは桟橋
- ② 軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物
- ③ 走行範囲が敷地内に限定されない自動車、運搬車、牽引車または被牽引車
- ④ 貯蔵または納置の目的をもって収容された設備・什器等
- ⑤ 他人に貸与または委託している物
- ⑥ この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（住宅・普通物件用）（以下「普通共済約款」といいます。）第3条（共済の対象の範囲）（2）の①、③および④に掲げる物

(4) (1) の条件に該当する他人所有の物は、(2) および(3) に掲げる物に該当しないもので、かつ、共済契約者が占有管理しているものにかぎり、共済契約者と被共済者が異なる共済契約である旨を共済契約申込書に明記して、共済の対象とすることができます。

第2条（明細書の記載）

共済契約者は、共済契約締結時において、前条の規定による共済の対象が所在する敷地内について、共済契約申込書添付の明細書（以下「明細書」といいます。）に敷地内の名称、所在地および共済の対象を記載するものとします。

第3条（共済の対象の価額の通知）

共済契約者は、共済契約締結時において、各共済の対象を取得した年次および取得した価額ならびに各共済の対象の所在地におけるその時の価額を組合に通知するものとします。

第4条 (共済の対象の価額の協定)

(1) 前条の規定による通知に基づき、組合と共に共済契約者との間で、共済価額を協定するものとし、共済契約者は、協定した共済価額（以下「協定共済価額」といいます。）を明細書に記載するものとします。

(2) 共済契約締結の後、一つの敷地内（明細書に記載されている敷地内にかぎります。）において共済の対象に次の①から④までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、共済契約者は、その都度書面をもってその旨を組合に通知し、（1）の協定共済価額を修正するものとします。

① 共済契約者が第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき物件を取得した場合

② 共済の対象である建物等または設備・什器等が増築または増設された場合

③ 共済の対象が敷地内から取り除かれた場合

④ この共済契約において組合の補償しない事故によって共済の対象が滅失した場合

(3) 同一敷地内において、共済の対象を他の場所に移転した場合は、その移転に伴い協定共済価額は自動的に修正されるものとします。

(4) 共済期間の中途において、物価の変動または改修（(2) の②に掲げる場合を除きます。）等により共済の対象の価額に変動が生じた場合は、共済契約者は、その旨を組合に通知し、協定共済価額を修正するものとします。

(5) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、その共済の対象の協定共済価額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の共済期間に対する協定共済価額とします。ただし、その共済の対象について修復が行われた場合は、(2) の①または②の場合に準じて協定共済価額を修正するものとします。

(6) 建物等または設備・什器等に付保割合条件付実損払特約が付帯されている場合において、その共済の対象について支払われるべき損害共済金の額が第8条（損害共済金の支払額）(2) に定める限度額に達したときは、その共済の対象の残存部分は自動的に共済の対象から除外されるものとします。ただし、共済契約者は、その残存部分を（2）の①の場合に準じてあらためて共済の対象に加えることができます。

第5条 (追加敷地内の取扱い)

共済契約締結の後、共済契約者が明細書に記載しない敷地内（以下「追加敷地内」といいます。）において、第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき物件を取得した場合は、共済契約者は、その都度書面をもってその旨を組合に通知し、前条（1）の協定共済価額を修正するものとします。この場合において、明細書に追加敷地内の名称、所在地および共済の対象を記載するものとします。

第6条 (共済金額)

(1) 共済金額は、すべての建物等および設備・什器等の協定共済価額の合計額に共済契約証書記載の契約割合（以下「契約割合」といいます。）を乗じて得た額を建物等および設備・什器等の共済金額とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、すべての共済の対象について共済契約証書記載の包括単位ごとにそれぞれ包括して共済金額を定める場合は、包括単位ごとの協定共済価額の合計額に契約割合を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の共済金額とします。

(3) 第4条（共済の対象の価額の協定）(2)、(4)、(5) ただし書および(6) ただし書ならびに前条の規定により新たな共済の対象の価額を協定し、または協定共済価額を修正する場合は、その都度協定共済価額の追加分、増減分または滅失分に契約割合を乗じて得た額を共済金額の増減分として共済金額に加えまたは差し引くものとします。

第7条 (共済掛金の返還または請求ー協定共済価額を修正する場合)

前条（3）の場合においては、組合は、同条（3）に定める共済金額の増減分に対し未経過期間について日割によって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、第4条（共済の対象の価額の協定）(5) ただし書の規定による共済金額の増額分（損害発生前の協定共済価額に相当する額までの増額分をいいます。）に対しては、共済掛金を請求しないものとします。

第8条 (損害共済金の支払額)

(1) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、組合は、普通共済約款第10条（損害共済金の支払額）の規定にかかわらず、普通共済約款第9条（損害の額）の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額をもって支払うべき損害共済金の額とします。ただし、協定共済価額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(2) 付保割合条件付実損払特約が付帯されているときは、(1) の規定にかかわらず、組合は普通共済約款第9条（損害の額）の規定による損害の額を損害共済金として支払

います。ただし、その共済の対象の協定共済価額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(3) 損害発生時において、損害が生じた共済の対象が所在する敷地内のすべての共済の対象である建物等および設備・什器等の協定共済価額の合計額がこれらの共済の対象の価額の合計額に不足する場合（第6条（共済金額）(2) の規定により包括単位ごとに共済金額を定めた場合は、損害が生じた共済の対象が所在する敷地内の当該共済の対象が属する包括単位におけるすべての共済の対象の協定共済価額の合計額がこれら共済の対象の価額の合計額に不足するときをいいます。）は、組合は、その不足する割合によつて（1）または（2）の規定によって支払うべき損害共済金の額を削減します。

(4) 1回の事故につき、複数の敷地内の共済の対象について損害が生じた場合は、敷地内ごとに（3）の規定を準用します。

第9条 (他契約の禁止)

共済契約者は、この共済契約の共済期間中、第1条（共済の対象およびその範囲）の共済の対象について、この特約が付帯された火災共済契約以外の保険契約または共済契約を締結することができません。

第10条 (自動補償)

(1) 共済契約締結の後、共済契約者が敷地内（追加敷地内を含みます。）において第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき建物等または設備・什器等（同条（3）に規定する物を除きます。以下この条において「追加物件」といいます。）を取得した場合（第4条（共済の対象の価額の協定）(2) の②の増築または増設部分および（5）ただし書の修復部分を含みます。）において、その追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額が共済契約締結における建物等および設備・什器等の共済金額（第6条（共済金額）(2) の規定により包括単位ごとに共済金額を定めたときは、包括単位の共済金額）の10%以内で、かつ、3億円以内のときは、組合は、共済契約者が第4条（2）、第5条（追加敷地内の取扱い）、第6条（3）および第7条（共済掛金の返還または請求ー協定共済価額を修正する場合）に定める手続きを完了する前であっても、その追加物件の取得の日からその日を含めて翌月の末日までの期間にかぎりその追加物件について生じた損害に対しても、損害共済金を支払います。

(2) (1) の規定により損害共済金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価額を協定共済価額とみなし、これに契約割合を乗じて得た額を損害発生時の共済金額に加算した額をもって、共済金額とみなして第8条（損害共済金の支払額）の規定を適用します。ただし、これにより組合が支払うべき損害共済金の額はいかなる場合も1回の事故につき3億円を超えないものとします。

(3) 共済契約者は、(1) や(2) の規定により損害共済金が支払われた場合は、これと同時に、その追加物件について第7条（共済掛金の返還または請求ー協定共済価額を修正する場合）に定める共済掛金を支払うものとします。

第11条 (契約の解除)

共済契約者は第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき物件を共済の対象としなかった場合は、組合は、この特約が付帯された共済契約を解除することができます。

第12条 (共済掛金の返還または請求)

前条または普通共済約款の規定により共済掛金を返還または請求すべき事由が生じた場合は、組合は、普通共済約款の共済掛金の返還または請求に関する規定にかかわらず、組合の定めるところにより、共済掛金を返還または請求します。

第13条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、普通共済約款第10条（損害共済金の支払額）の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。この場合において、普通共済約款の規定中「共済金額」とあるのは、共済の対象が建物等または設備・什器等である場合は「協定共済価額に契約割合を乗じた額」と読み替えるものとします。

特殊包括契約に関する特約条項B (普通火災共済・複数敷地内用)

第1条 (共済の対象およびその範囲)

(1) この共済契約における共済の対象は、日本国内の共済契約証書記載の敷地内(以下「敷地内」といいます。)に所在し、かつ、共済契約者が所有する次の①および②に掲げるすべての物件とします。

① 建物および屋外設備・装置(以下「建物等」といいます。)

② 建物等内収容の機械、設備・装置、器具、工具、什器・備品等および屋外の器具、工具、什器または備品(以下「設備・什器等」といいます。)

(2) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑨までに掲げる物は、共済の対象に含まれません。

① 住宅金融支援機構等の特殊法人などの融資にかかる特約火災保険の契約物件

② 積立型火災総合保険等火災危険を補償する満期返戻金付長期保険の契約物件

③ 建築建資金融資担保物件に対する長期共済および保険の契約物件

④ 日本国外に所在する物件

⑤ 動物・植物

⑥ 電車・機関車・客車・貨車等

⑦ 航空機または船舶等(ヨット・モーターボート、水上オートバイ、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品も含みます。)

⑧ 坑道内所在物件

⑨ 海、湖、沼または河川等の水上・水中に所在する物件

(3) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑥までに掲げる物は、共済契約証書に明記されていないときは、共済の対象に含まれません。

① 基礎工事、門、塀、垣または建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽もしくは桟橋

② 軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物

③ 走行範囲が敷地内に限定されない自動車、運搬車、牽引車または被牽引車

④ 貯蔵または納置の目的をもって収容された設備・什器等

⑤ 他人に貸与または管理を委託している物

⑥ この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款(住宅・普通物件用)(以下「普通共済約款」といいます。)第3条(共済の対象の範囲)(2)の①、③および④に掲げる物

(4) (1) の条件に該当する他人所有の物は、(2) および (3) に掲げる物に該当しないもので、かつ、共済契約者が占有管理しているものにかぎり、共済契約者と被共済者が異なる共済契約である旨を共済契約申込書に明記して、共済の対象とすることができます。

第2条 (明細書の記載)

共済契約者は、共済契約締結時において、前条の規定による共済の対象が所在する敷地内について、共済契約申込書添付の明細書(以下「明細書」といいます。)に敷地内の名称、所在地および共済の対象を記載するものとします。

第3条 (共済の対象の価額の通知)

共済契約者は、共済契約締結時において、各共済の対象を取得した年次および取得した価額ならびに各共済の対象の所在地におけるその時の価額を組合に通知するものとします。

第4条 (共済の対象の価額の協定)

(1) 前条の規定による通知に基づき、組合と共済契約者との間で、共済価額を協定するものとし、共済契約者は、協定した共済価額(以下「協定共済価額」といいます。)を明細書に記載するものとします。

(2) 共済契約締結の後、一つの敷地内(明細書に記載されている敷地内にかぎります。(2) および (3) において同様とします。)において共済の対象に次の①から④までのいずれかに該当する事が発生した場合は、共済契約者は、その都度書面をもってその旨を組合に通知し、(1) の協定共済価額を修正するものとします。

① 共済契約者が第1条(共済の対象およびその範囲)の規定により共済の対象とすべき物件を取得した場合

② 共済の対象である建物等または設備・什器等が増築または増設された場合

③ 共済の対象が敷地内から取り除かれた場合

④ この共済契約において組合の補償しない事故によって共済の対象が滅失した場合(3) 同一敷地内において、共済の対象を他の場所に移転した場合は、その移転に伴い協定共済価額は自動的に修正されるものとします。

(4) 共済期間の中途において、物価の変動または改修((2)の②に掲げる場合を除きます。)等により共済の対象の価額に変動が生じた場合は、共済契約者は、その旨を組合に通知し、協定共済価額を修正するものとします。

(5) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、その共済の対象の協定共済価額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の共済期間に対する協定共済価額とします。ただし、その共済の対象について修復が行われた場合は、(2)の①または②の場合に準じて協定共済価額を修正するものとします。

(6) 建物等または設備・什器等に付保割合条件付実損払特約が付帯されている場合において、その共済の対象について支払われるべき損害共済金の額が第8条(損害共済金の支払額) (2) に定める限度額に達したときは、その共済の対象の残存部分は自動的に共済の対象から除外されるものとします。ただし、共済契約者は、その残存部分を(2)の①の場合に準じてあらためて共済の対象に加えることができます。

第5条 (追加敷地内の取扱い)

共済契約締結の後、共済契約者が明細書に記載のない敷地内(以下「追加敷地内」といいます。)において、第1条(共済の対象およびその範囲)の規定により共済の対象とすべき物件を取得した場合は、共済契約者は、その都度書面をもってその旨を組合に通知し、前条(1)の協定共済価額を修正するものとします。この場合において、明細書に追加敷地内の名称、所在地および共済の対象を記載するものとします。

第6条 (共済金額)

(1) 共済金額は、すべての建物等および設備・什器等の協定共済価額の合計額に共済契約証書記載の契約割合(以下「契約割合」といいます。)を乗じて得た額を建物等および設備・什器等の共済金額とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、すべての共済の対象について共済契約証書記載の包括単位ごとにそれぞれ包括して共済金額を定める場合は、包括単位ごとの協定共済価額の合計額に契約割合を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の共済金額とします。

(3) 第4条(共済の対象の価額の協定)(2)、(4)、(5) ただし書および(6) ただし書ならびに前条の規定により新たたな共済の対象の価額を協定し、または協定共済価額を修正する場合は、その都度協定共済価額の追加分、増減分または滅失分に契約割合を乗じて得た額を共済金額の増減分として共済金額に加えまたは差し引くものとします。

第7条 (共済掛金の返還または請求—協定共済価額を修正する場合)

前条(3)の場合においては、組合は、同条(3)に定める共済金額の増減分に対し経過期間について日割によって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、第4条(共済の対象の価額の協定)(5) ただし書の規定による共済金額の増額分(損害発生前の協定共済価額に相当する額までの増額分をいいます。)に対しては、共済掛金を請求しないものとします。

第8条 (損害共済金の支払額)

(1) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、組合は、普通共済約款第10条(損害共済金の支払額)の規定にかかわらず、普通共済約款第9条(損害の額)の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額をもって支払うべき損害共済金の額とします。ただし、協定共済価額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(2) 付保割合条件付実損払特約が付帯されているときは、(1) の規定にかかわらず、組合は普通共済約款第9条(損害の額)の規定による損害の額を損害共済金として支払います。ただし、その共済の対象の協定共済価額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(3) 損害発生時において、損害が生じた共済の対象が所在する敷地内のすべての共済の対象である建物等および設備・什器等の協定共済価額の合計額がこれらの共済の対象の価額の合計額に不足する場合(第6条(共済金額)(2)の規定により包括単位ごとに共済金額を定めた場合は、損害が生じた共済の対象が所在する敷地内の当該共済の対象が属する包括単位におけるすべての共済の対象の協定共済価額の合計額がこれらの共済の対象の価額の合計額に不足するときをいいます。)は、組合は、その不足する割合によって(1) または(2) の規定によって支払うべき損害共済金の額を削減します。

(4) 1回の事故につき、複数の敷地内の共済の対象について損害が生じた場合は、敷地内ごとに(3)の規定を準用します。

第9条 (他契約の禁止)

特殊包括契約に関する特約条項 A (普通火災共済 (工場物件用) ・ 1 敷地内用)

共済契約者は、この共済契約の共済期間中、第1条（共済の対象およびその範囲）の共済の対象について、この特約が付帯された火災共済契約以外の保険契約または共済契約を締結することができません。

第10条（自動補償）

(1) 共済期間中に、共済契約者が敷地内（追加敷地内を含みます。）において第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき建物等または設備・什器等（同条（3）に規定する物を除きます。以下この条において「追加物件」といいます。）を取得した場合（第4条（共済の対象の価額の協定）（2）の②の増築または増設部分および（5）ただし書の修復部分を含みます。）において、その追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額が共済契約締結時における建物等および設備・什器等の共済金額（第6条（共済金額）（2）の規定により包括単位ごとに共済金額を定めたときは、包括単位の共済金額）の30%（5億円を超えるときは5億円。（3）において「自動補償限度額」といいます。）以下であるときは、組合は、追加物件を取得した旨の通知がなされない場合であっても、追加物件を取得した日から共済期間終了時（共済期間が1年を超える契約の場合は次回応当日）までの期間にかぎりその追加物件に生じた損害に対しても、損害共済金を支払います。

(2) (1) の規定により損害共済金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価額を協定共済価額とみなし、これに契約割合を乗じて得た額を損害発生時の共済金額に加算した額をもって、共済金額とみなして第8条（損害共済金の支払額）の規定を適用します。ただし、これにより組合が支払うべき損害共済金の額はいかなる場合も5億円を超えないものとします。

(3) 追加物件の所得が2回以上ある場合において、追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額の累計額と新たな追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額との合計額が自動補償限度額を超えるときは、その新たな追加物件に対しては、(1)の規定は適用しません。

(4) (1) の場合において、共済契約者は、その追加物件について、取得した日以後の未経過期間に対して日割によって計算した共済掛金を共済期間満了時に組合へ支払うものとします。

(5) (4) の規定にかかわらず、共済契約者が共済期間満了前にその追加物件にかかる共済掛金を支払ったときは、(3)の累計額より共済掛金の支払われた追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額を差し引いた残額を、(3)の累計額とします。

(6) 共済契約者は、(1)および(2)の規定により損害共済金が支払われた場合は、これと同時に、その追加物件について第7条（共済掛金の返還または請求一協定共済価額を修正する場合）に定める共済掛金を支払うものとします。

第11条（契約の解除）

共済契約者は第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき物件を共済の対象としなかった場合は、組合は、この特約が付帯された共済契約を解除することができます。

第12条（共済掛金の返還または請求）

前条または普通共済約款の規定により共済掛金を返還または請求すべき事由が生じた場合は、組合は、普通共済約款の共済掛金の返還または請求に関する規定にかかわらず、組合の定めるところにより、共済掛金を返還または請求します。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、普通共済約款第10条（損害共済金の支払額）の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。この場合において、普通共済約款の規定中「共済金額」とあるのは、共済の対象が建物等または設備・什器等である場合は「協定共済価額に契約割合を乗じた額」と読み替えるものとします。

第1条（共済の対象およびその範囲）

(1) この共済契約における共済の対象は、日本国内の共済契約証書記載の敷地内（以下「敷地内」といいます。）に所在し、かつ、共済契約者が所有する次の①および②に掲げるすべての物件とします。

- ① 建物および屋外設備・装置（以下「建物等」といいます。）
- ② 建物等内収容の機械、設備・装置、器具、工具、什器・備品等および屋外の器具、工具、什器または備品（以下「設備・什器等」といいます。）

(2) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑨までに掲げる物は、共済の対象に含まれません。

- ① 住宅金融支援機構等の特殊法人などの融資にかかる特約火災保険の契約物件
- ② 積立型火災総合保険等火災危険を補償する満期返戻金付長期保険の契約物件
- ③ 建物建築資金融資担保物件に対する長期共済および保険の契約物件
- ④ 日本国国外に所在する物件
- ⑤ 動物・植物
- ⑥ 電車・機関車・客車・貨車等
- ⑦ 航空機または船舶等（ヨット・モーターボート、水上オートバイ、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品も含みます。）
- ⑧ 坑道内所在物件
- ⑨ 海、湖、沼または河川等の水上・水中に所在する物件

(3) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑥までに掲げる物は、共済契約証書に明記されていないときは、共済の対象に含まれません。

- ① 基礎工事、門、塀、垣または建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽もしくは桟橋
- ② 軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物
- ③ 走行範囲が敷地内に限定されない自動車、運搬車、牽引車または被牽引車
- ④ 貯蔵または納置の目的をもって収容された設備・什器等
- ⑤ 他人に貸与または管理を委託している物
- ⑥ この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（工場物件用）（以下「普通共済約款」といいます。）第3条（共済の対象の範囲）（2）の①、③および④に掲げる物

(4) 敷地内に所在する他人所有の物は、(2)および(3)に掲げる物に該当しないもので、かつ、共済契約者が占有管理しているものにかぎり、共済契約者と被共済者が異なる共済契約である旨を共済契約申込書に明記して、共済の対象とすることができます。

第2条（共済の対象の価額の通知）

共済契約者は、共済契約締結時において、各共済の対象を取得した年次および取得した価額ならびに各共済の対象の所在地におけるその時の価額を組合に通知するものとします。

第3条（共済の対象の価額の協定）

(1) 前条の規定による通知に基づき、組合と共済契約者との間で、共済価額を協定するものとし、共済契約者は、協定した共済価額（以下「協定共済価額」といいます。）を共済契約申込書添付の明細書（以下「明細書」といいます。）に記載するものとします。

(2) 共済契約締結の後、敷地内において共済の対象に次の①から④までのいずれかに該当する事が発生した場合は、共済契約者は、その都度書面をもってその旨を組合に通知し、(1)の協定共済価額を修正するものとします。

- ① 共済契約者が第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき物件を取得した場合
- ② 共済の対象である建物等または設備・什器等が増築または増設された場合
- ③ 共済の対象が敷地内から取り除かれた場合
- ④ この共済契約において組合の補償しない事故によって共済の対象が滅失した場合
- (3) 敷地内において、共済の対象を他の場所に移転した場合は、その移転に伴い協定共済価額は自動的に修正されるものとします。
- (4) 共済期間の中途において、物価の変動または改修（(2)の②に掲げる場合を除きます。）等により共済の対象の価額に変動が生じた場合は、共済契約者は、その旨を組合に通知し、協定共済価額を修正するものとします。
- (5) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、その共済

の対象の協定共済額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の共済期間に対する協定共済額とします。ただし、その共済の対象について修復が行われた場合は、(2) の①または②の場合に準じて協定共済額を修正するものとします。

(6) 建物等または設備・什器等に付保割合条件付実損拵特約が付帯されている場合において、その共済の対象について支払われるべき損害共済金の額が第6条（損害共済金の支払額）(2) に定める限度額に達したときは、その共済の対象の残存部分は自動的に共済の対象から除外されるものとします。ただし、共済契約者は、その残存部分を(2) の①の場合に準じてあらためて共済の対象に加えることができます。

第4条（共済金額）

(1) 共済金額は、敷地内に所在するすべての建物等および設備・什器等の協定共済額の合計額に共済契約証書記載の契約割合（以下「契約割合」といいます。）を乗じて得た額を建物等および設備・什器等の共済金額とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、敷地内に所在するすべての共済の対象について共済契約証書記載の包括単位ごとにそれぞれの包括単位の共済金額を定める場合は、包括単位ごとの協定共済額の合計額に契約割合を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の共済金額とします。

(3) 前条(2)、(4)、(5) ただし書および(6) ただし書の規定により新たな共済の対象の価額を協定し、または協定共済額を修正する場合は、その都度協定共済額の追加分、増減分または減失分に契約割合を乗じて得た額を共済金額の増減分として共済金額に加えまたは差し引くものとします。

第5条（共済掛金の返還または請求－協定共済額を修正する場合）

前条(3) の場合においては、組合は、同条(3) に定める共済金額の増減分に対し未経過期間について日割によって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、第3条（共済の対象の価額の協定）(5) ただし書の規定による共済金額の増額分（損害発生前の協定共済額に相当する額までの増額分をいいます。）に対しては、共済掛金を請求しないものとします。

第6条（損害共済金の支払額）

(1) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、組合は、普通共済約款第9条（損害共済金の支払額）の規定にかかわらず、普通共済約款第8条（損害の額）の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額をもって支払うべき損害共済金の額とします。ただし、協定共済額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(2) 付保割合条件付実損拵特約が付帯されているときは(1) の規定にかかわらず、組合は、普通共済約款第8条（損害の額）の規定による損害の額を損害共済金として支払います。ただし、その共済の対象の協定共済額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(3) 損害発生時において、建物等および設備・什器等の共済金額が敷地内に所在するすべての共済の対象である建物等および設備・什器等の価額の合計額に契約割合を乗じて得た額に不足する場合（第4条（共済金額）(2) の規定により包括単位ごとに共済金額を定めた場合は、包括単位の共済金額がその包括単位のすべての共済の対象である建物等および設備・什器等の価額の合計額に契約割合を乗じて得た額に不足する場合をいいます。）は、組合は、その不足する割合によって(1) または(2) の規定によって支払うべき損害共済金の額を削減します。

第7条（他契約の禁止）

共済契約者は、この共済契約の共済期間中、敷地内に所在する共済の対象について、この特約が付帯された火災共済契約以外の保険契約または共済契約を締結することができません。

第8条（自動補償）

(1) 共済契約締結後、共済契約者が敷地内において第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき建物等または設備・什器等（同条(3) に規定する物を除きます。以下この条において「追加物件」といいます。）を取得した場合（第3条（共済の対象の価額の協定）(2) の②の増築または増設部分および(5) ただし書の修復部分を含みます。）において、その追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額が共済契約締結における共済金額（第4条（共済金額）(2) の規定により包括単位ごとに共済金額を定めたときは、包括単位の共済金額）の10%以内で、かつ、3億円以内のときは、組合は、共済契約者が第3条(2)、第4条(3) よりも第5条（共済掛金の返還または請求－協定共済額を修正する場合）に定める手続きを完了する前であっても、その追加物件の取得の日からその日を含めて翌月末日までの期間にかぎりその追加物件について生じた

損害に対しても、損害共済金を支払います。

(2) (1) の規定により損害共済金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価額を協定共済額とみなし、これに契約割合を乗じて得た額を損害発生時の共済金額に加算した額をもって、共済金額とみなしして第6条（損害共済金の支払額）の規定を適用します。ただし、これにより組合が支払うべき損害共済金の額はいかなる場合も1回の事故につき3億円を超えないものとします。

(3) 共済契約者は、(1) および(2) の規定により損害共済金が支払われた場合は、これと同時に、その追加物件について第5条（共済掛金の返還または請求－協定共済額を修正する場合）に定める共済掛金を支払うものとします。

(4) 同一の契約条件（支払限度額、免責金額を含みます。）で水害見舞金補償特約（普通火災（工場）用）が付帯されている場合は、(1) から(3) までの規定を適用します。

第9条（契約の解除）

共済契約者は第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき物件を共済の対象としなかった場合は、組合は、この特約が付帯された共済契約を解除することができます。

第10条（共済掛金の返還または請求）

前条または普通共済約款の規定により共済掛金を返還または請求すべき事由が生じた場合には、組合は、普通共済約款の共済掛金の返還または請求に関する規定にかかわらず、組合の定めるところにより、共済掛金を返還または請求します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、普通共済約款第9条（損害共済金の支払額）の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。この場合において、普通共済約款の規定中「共済金額」とあるのは、共済の対象が建物等または設備・什器等である場合は「協定共済額に契約割合を乗じた額」と読み替えるものとします。

別紙第59号

特殊包括契約に関する特約項B (普通火災共済（工場物件用）・1敷地内用)

第1条（共済の対象およびその範囲）

(1) この共済契約における共済の対象は、日本国内の共済契約証書記載の敷地内（以下「敷地内」といいます。）に所在し、かつ、共済契約者が所有する次の①および②に掲げるすべての物件とします。

- ① 建物および屋外設備・装置（以下「建物等」といいます。）
- ② 建物等内収容の機械、設備・装置、器具、工具、什器・備品等（以下「設備・什器等」といいます。）

(2) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑨までに掲げる物は、共済の対象に含まれません。

- ① 住宅金融支援機構等の特殊法人などの融資にかかる特約火災保険の契約物件
 - ② 積立型火災総合保険等火災危険を補償する満期返戻金付長期保険の契約物件
 - ③ 建物建築資金融資担保物件に対する長期共済および保険の契約物件
 - ④ 日本国外に所在する物件
 - ⑤ 動物・植物
 - ⑥ 電車・機関車・客車・貨車等
 - ⑦ 航空機または船舶等（ヨット・モーターボート、水上オートバイ、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品も含みます。）
 - ⑧ 坑道内所在物件
 - ⑨ 海、湖、沼または河川等の水上・水中に所在する物件
- (3) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑥までに掲げる物は、共済契約証書に明記されていない場合は、共済の対象に含まれません。
- ① 基礎工事、門、塀、垣または建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽もしくは棧橋

- ② 軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物
 ③ 走行範囲が敷地内に限定されない自動車、運搬車、牽引車または被牽引車
 ④ 貯蔵または納置の目的をもって収容された設備・什器等
 ⑤ 他人に貸与または管理を委託している物
 ⑥ この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（工場物件用）（以下「普通共済約款」といいます。）第3条（共済の対象の範囲）（2）の①、③および④に掲げる物
 (4) 敷地内に所在する他人所有の物は、(2) および(3) に掲げる物に該当しないもので、かつ、共済契約者が占有管理しているものにかぎり、共済契約者と被共済者が異なる共済契約である旨を共済契約申込書に明記して、共済の対象とすることができます。

第2条（共済の対象の価額の通知）

共済契約者は、共済契約締結時において、各共済の対象を取得した年次および取得した価額ならびに各共済の対象の所在地におけるその時の価額を組合に通知するものとします。

第3条（共済の対象の価額の協定）

(1) 前条の規定による通知に基づき、組合と共に共済契約者との間で、共済価額を協定するものとし、共済契約者は、協定した共済価額（以下「協定共済価額」といいます。）を共済契約申込書添付の明細書（以下「明細書」といいます。）に記載するものとします。

(2) 共済契約締結の後、敷地内において共済の対象に次の①から④までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、共済契約者は、その都度書面をもってその旨を組合に通知し、(1) の協定共済価額を修正するものとします。

① 共済契約者が第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき物件を取得した場合

② 共済の対象である建物等または設備・什器等が増築または増設された場合

③ 共済の対象が敷地内から取り除かれた場合

④ この共済契約において組合の補償しない事故によって共済の対象が滅失した場合

(3) 敷地内において、共済の対象を他の場所に移転した場合は、その移転に伴い協定共済価額は自動的に修正されるものとします。

(4) 共済期間の中途において、物価の変動または改修（(2) の②に掲げる場合を除きます。）等により共済の対象の価額に変動が生じた場合は、共済契約者は、その旨を組合に通知し、協定共済価額を修正するものとします。

(5) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、その共済の対象の協定共済価額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の共済期間に対する協定共済価額とします。ただし、その共済の対象について修復が行われた場合は、(2) の①または②の場合に準じて協定共済価額を修正するものとします。

(6) 建物等または設備・什器等に付保割合条件付実損払特約が付帯されている場合において、その共済の対象について支払われるべき損害共済金の額が第6条（損害共済金の支払額）（2）に定める限度額に達したときは、その共済の対象の残存部分は自動的に共済の対象から除外されるものとします。ただし、共済契約者は、その残存部分を(2) の①の場合に準じてあらためて共済の対象に加えることができます。

第4条（共済金額）

(1) 共済金額は、敷地内に所在するすべての建物等および設備・什器等の協定共済価額の合計額に共済契約証書記載の契約割合（以下「契約割合」といいます。）を乗じて得た額を建物等および設備・什器等の共済金額とします。

(2) (1) の規定にかかるわらず、敷地内に所在するすべての共済の対象について共済契約証書記載の包括単位ごとにそれぞれの包括単位の共済金額を定める場合は、包括単位ごとの協定共済価額の合計額に契約割合を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の共済金額とします。

(3) 前条(2)、(4)、(5) ただし書および(6) ただし書の規定により新たな共済の対象の価額を協定し、または協定共済価額を修正する場合は、その都度協定共済価額の追加分、増減分または滅失分に契約割合を乗じて得た額を共済金額の増減分として共済金額に加えまたは差し引くものとします。

第5条（共済掛金の返還または請求一協定共済価額を修正する場合）

前条(3)の場合においては、組合は、同条(3)に定める共済金額の増減分に対し未経過期間について日割によって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、第3条（共済の対象の価額の協定）(5) ただし書の規定による共済金額の増減分（損害発生前の協定共済価額に相当する額までの増減分をいいます。）に対しては、共済掛金を請求しないものとします。

第6条（損害共済金の支払額）

(1) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、組合は、普通共済約款第9条（損害共済金の支払額）の規定にかかるわらず、普通共済約款第8条（損害の額の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額をもって支払うべき損害共済金の額とします。ただし、協定共済価額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(2) 付保割合条件付実損払特約が付帯されているときは(1)の規定にかかるわらず、組合は、普通共済約款第8条（損害の額）の規定による損害の額を損害共済金として支払います。ただし、その共済の対象の協定共済価額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(3) 損害発生時において、建物等および設備・什器等の共済金額が敷地内に所在するすべての共済の対象である建物等および設備・什器等の価額の合計額に契約割合を乗じて得た額に不足する場合（第4条（共済金額）(2) の規定により包括単位ごとに共済金額を定めた場合は、包括単位の共済金額がその包括単位のすべての共済の対象である建物等および設備・什器等の価額の合計額に契約割合を乗じて得た額に不足する場合をいいます。）は、組合は、その不足する割合によって(1) または(2) の規定によって支払うべき損害共済金の額を削減します。

第7条（他契約の禁止）

共済契約者は、この共済契約の共済期間中、敷地内に所在する共済の対象について、この特約が付帯された火災共済契約以外の保険契約または共済契約を締結することができません。

第8条（自動補償）

(1) 共済期間中に、共済契約者が敷地内において第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき建物等または設備・什器等（同条(3) に規定する物を除きます。以下この条において「追加物件」といいます。）を取得した場合（第3条（共済の対象の価額の協定）(2) の②の増築または増設部分および(5) ただし書の修復部分を含みます。）において、その追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額が共済契約締結時における建物等および設備・什器等の共済金額（第4条（共済金額）(2) の規定により包括単位ごとに共済金額を定めたときは、包括単位の共済金額）の30%（5億円を超えるときは5億円、(3) において「自動保険償却額」といいます。）以下であるときは、組合は、追加物件を取得した旨の通知がなされない場合であっても、追加物件を取得した日から共済期間終了時（共済期間が1年を超える契約の場合は次回応当日）までの期間にかぎりその追加物件に生じた損害に対しても、損害共済金を支払います。

(2) (1) の規定により損害共済金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価額を協定共済価額とみなし、これに契約割合を乗じて得た額を損害発生時の共済金額に加算した額をもって、共済金額とみなして第6条（損害共済金の支払額）の規定を適用します。ただし、これにより組合が支払うべき損害共済金の額はいかなる場合も5億円を超えないものとします。

(3) 追加物件の取得が2回以上ある場合において、追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額の累計額と新たな追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額との合計額が自動保険償却額を超えるときは、その新たな追加物件に対しては、(1) の規定は適用しません。

(4) (1) の場合において、共済契約者は、その追加物件について、取得した日以後の未経過期間に対して日割によって計算した共済掛金を共済期間満了時に組合へ支払うものとします。

(5) (4) の規定にかかるわらず、共済契約者が共済期間満了前にその追加物件にかかるわる共済掛金を支払ったときは、(3) の累計額より共済掛金の支払われた追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額を差し引いた残額を、(3) の累計額とします。

(6) 共済契約者は、(1) および(2) の規定により損害共済金が支払われた場合は、これと同時に、その追加物件について第5条（共済掛金の返還または請求一協定共済価額を修正する場合）に定める共済掛金を支払うものとします。

(7) 同一の契約条件（支払限度額、免責金額を含みます。）で水害見舞金補償特約（普通火災（工場）用）が付帯されている場合は、(1) から(6) までの規定を適用します。

第9条（契約の解除）

共済契約者は第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき物件を共済の対象としなかった場合は、組合は、この特約が付帯された共済契約を解除することができます。

第10条（共済掛金の返還または請求）

前条または普通共済約款の規定により共済掛金を返還または請求すべき事由が生じた

場合には、組合は、普通共済約款の共済掛金の返還または請求に関する規定にかかわらず、組合の定めるところにより、共済掛金を返還または請求します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、普通共済約款第9条（損害共済金の支払額）の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。この場合において、普通共済約款の規定中「共済金額」とあるのは、共済の対象が建物等または設備・什器等である場合は「協定共済価額に契約割合を乗じた額」と読み替えるものとします。

別紙第60号

特殊包括契約に関する特約条項A (普通火災共済(工場物件用)・複数敷地内用)

第1条（共済の対象およびその範囲）

(1) この共済契約における共済の対象は、日本国内の共済契約証書記載の敷地内（以下「敷地内」といいます。）に所在し、かつ、共済契約者が所有する次の①および②に掲げるすべての物件とします。

- ① 建物および屋外設備・装置（以下「建物等」といいます。）
- ② 建物等内収容の機械、設備・装置、器具、工具、什器・備品等および屋外の器具、工具、什器または備品（以下「設備・什器等」といいます。）

(2) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑨までに掲げる物は、共済の対象に含まれません。

- ① 住宅金融支援機構等の特殊法人などの融資にかかる特約火災保険の契約物件
- ② 積立型火災総合保険等火災危険を補償する満期返戻金付長期保険の契約物件
- ③ 建物建築資金融資担保物件に対する長期共済および保険の契約物件
- ④ 日本国国外に所在する物件
- ⑤ 動物・植物
- ⑥ 電車・機関車・客車・貨車等
- ⑦ 航空機または船舶等（ヨット・モーターボート、水上オートバイ、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品も含みます。）
- ⑧ 坑道内所在物
- ⑨ 海、湖、沼または河川等の水上・水中に所在する物件

(3) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑥までに掲げる物は、共済契約証書に明記されていないときは、共済の対象に含まれません。

- ① 基礎工事、門、塀、垣または建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽もしくは橋樋
- ② 軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物
- ③ 走行範囲が敷地内に限定されない自動車、運搬車、牽引車または被牽引車
- ④ 貯蔵または納置の目的をもって収容された設備・什器等
- ⑤ 他人に貸与または管理を委託している物
- ⑥ この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款(工場物件用)（以下「普通共済約款」といいます。）第3条（共済の対象の範囲）(2)の①、③および④に掲げる物

(4) (1) の条件に該当する他人所有の物は、(2) および (3) に掲げる物に該当しないもので、かつ、共済契約者が占有管理しているものにかぎり、共済契約者と被共済者が異なる共済契約である旨を共済契約申込書に明記して、共済の対象とすることができます。

第2条（明細書の記載）

共済契約者は、共済契約締結時において、前条の規定による共済の対象が所在する敷地内について、共済契約申込書添付の明細書（以下「明細書」といいます。）に敷地内の名称、所在地および共済の対象を記載するものとします。

第3条（共済の対象の価額の通知）

共済契約者は、共済契約締結時において、各共済の対象を取得した年次および取得した価額ならびに各共済の対象の所在地におけるその時の価額を組合に通知するものとし

ます。

第4条（共済の対象の価額の協定）

(1) 前条の規定による通知に基づき、組合と共に共済契約者との間で、共済価額を協定するものとし、共済契約者は、協定した共済価額（以下「協定共済価額」といいます。）を明細書に記載するものとします。

(2) 共済契約締結の後、一つの敷地内（明細書に記載されている敷地内にかぎります。（2）および（3）において同様とします。）において共済の対象に次の①から④までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、共済契約者は、その都度書面をもってその旨を組合に通知し、(1) の協定共済価額を修正するものとします。

- ① 共済契約者が第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とするべき物件を取得した場合
- ② 共済の対象である建物等または設備・什器等が増築または増設された場合

- ③ 共済の対象が敷地内から取り除かれた場合
- ④ この共済契約において組合の補償しない事故によって共済の対象が滅失した場合

(3) 同一敷地内において、共済の対象を他の場所に移転した場合は、その移転に伴い協定共済価額は自動的に修正されるものとします。

(4) 共済期間の中途において、物価の変動または改修（(2) の②に掲げる場合を除きます。）等により共済の対象の価額に変動が生じた場合は、共済契約者は、その旨を組合に通知し、協定共済価額を修正するものとします。

(5) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、その共済の対象の協定共済価額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の共済期間に対する協定共済価額とします。ただし、その共済の対象について修復が行われた場合は、(2) の①または②の場合に準じて協定共済価額を修正するものとします。

(6) 建物等または設備・什器等に付保割合条件付実損拝特約が付帯されている場合において、その共済の対象について支払われるべき損害共済金の額が第8条（損害共済金の支払額）(2) に定める限度額に達したときは、その共済の対象の残存部分は自動的に共済の対象から除外されるものとします。ただし、共済契約者は、その残存部分を(2) の①の場合に準じてあらためて共済の対象に加えることができます。

第5条（追加敷地内の取扱い）

共済契約締結の後、共済契約者が明細書に記載のない敷地内（以下「追加敷地内」といいます。）において、第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とするべき物件を取得した場合は、共済契約者は、その都度書面をもってその旨を組合に通知し、前条（1）の協定共済価額を修正するものとします。この場合において、明細書に追加敷地内の名称、所在地および共済の対象を記載するものとします。

第6条（共済金額）

(1) 共済金額は、すべての建物等および設備・什器等の協定共済価額の合計額に共済契約証書記載の契約割合（以下「契約割合」といいます。）を乗じて得た額を建物等および設備・什器等の共済金額とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、すべての共済の対象について共済契約証書記載の包括単位ごとにそれぞれ包括して共済金額を定める場合は、包括単位ごとの協定共済価額の合計額に契約割合を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の共済金額とします。

(3) 第4条（共済の対象の価額の協定）(2)、(4)、(5) ただし書および(6) ただし書ならびに前条の規定により新たな共済の対象の価額を協定し、または協定共済価額を修正する場合は、その都度協定共済価額の追加分・増減分または減失分に契約割合を乗じて得た額を共済金額の増減分として共済金額に加えまたは差し引くものとします。

第7条（共済掛金の返還または請求・協定共済価額を修正する場合）

前条（3）の場合においては、組合は、同条（3）に定める共済金額の増減分に対し未経過期間について日割によって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、第4条（共済の対象の価額の協定）(5) ただし書の規定による共済金額の増額分（損害発生前の協定共済価額に相当する額までの増額分をいいます。）に対しては、共済掛金を請求しないものとします。

第8条（損害共済金の支払額）

(1) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、組合は、普通共済約款第9条（損害共済金の支払額）の規定にかかわらず、普通共済約款第8条（損害の額）の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額をもって支払うべき損害共済金の額とします。ただし、協定共済価額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(2) 付保割合条件付実損拝特約が付帯されているときは、(1) の規定にかかわらず、

組合は普通共済約款第8条（損害の額）の規定による損害の額を損害共済金として支払います。ただし、その共済の対象の協定共済価額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(3) 損害発生時において、損害が生じた共済の対象が所在する敷地内のすべての共済の対象である建物等および設備・什器等の協定共済価額の合計額がこれらの共済の対象の価額の合計額に不足する場合（第6条（共済金額）（2）の規定により包括単位ごとに共済金額を定めた場合は、損害が生じた共済の対象が所在する敷地内の当該共済の対象が属する包括単位におけるすべての共済の対象の協定共済価額の合計額がこれらの共済の対象の価額の合計額に不足するときをいいます。）は、組合は、その不足する割合によって（1）または（2）の規定によって支払うべき損害共済金の額を削減します。

(4) 1回の事故につき、複数の敷地内の共済の対象について損害が生じた場合は、敷地内ごとに（3）の規定を準用します。

第9条（他契約の禁止）

共済契約者は、この共済契約の共済期間中、第1条（共済の対象およびその範囲）の共済の対象について、この特約が付帯された火災共済契約以外の保険契約または共済契約を締結することができません。

第10条（自動補償）

(1) 共済契約締結の後、共済契約者が敷地内（追加敷地内を含みます。）において第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき建物等または設備・什器等（同条（3）に規定する物を除きます。以下この条において「追加物件」といいます。）を取得した場合（第4条（共済の対象の価額の協定）（2）の②の増築または増設部分および（5）ただし書の修復部分を含みます。）において、その追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額が共済契約締結時における建物等および設備・什器等の共済金額（第6条（共済金額）（2）の規定により包括単位ごとに共済金額を定めたときは、包括単位の共済金額）の10%以内で、かつ、3億円以内のときは、組合は、共済契約者が第4条（2）、第5条（追加敷地内の取扱い）、第6条（3）および第7条（共済掛金の返還または請求－協定共済価額を修正する場合）に定める手続きを完了する前であっても、その追加物件の取得の日からその日を含めて翌月の末日までの期間にかぎりその追加物件について生じた損害に対しても、損害共済金を支払います。

(2) (1)の規定により損害共済金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価額を協定共済価額とみなし、これに契約割合を乗じて得た額を損害発生時の共済金額に加算した額をもって、共済金額とみなして第8条（損害共済金の支払額）の規定を適用します。ただし、これにより組合が支払うべき損害共済金の額はいかなる場合も1回の事故につき3億円を超えないものとします。

(3) 共済契約者は、(1)および(2)の規定により損害共済金が支払われた場合は、これと同時に、その追加物件について第7条（共済掛金の返還または請求－協定共済価額を修正する場合）に定める共済掛金を支払うものとします。

(4) 同一の契約条件（支払限度額、免責金額を含みます。）で水害見舞金補償特約（普通火災（工場用））が付帯されている場合は、(1)から(3)までの規定を適用します。

第11条（契約の解除）

共済契約者は第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき物件を共済の対象としなかった場合は、組合は、この特約が付帯された共済契約を解除することができます。

第12条（共済掛金の返還または請求）

前条または普通共済約款の規定により共済掛金を返還または請求すべき事由が生じた場合は、組合は、普通共済約款の共済掛金の返還または請求に関する規定にかかわらず、組合の定めるところにより、共済掛金を返還または請求します。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、普通共済約款第9条（損害共済金の支払額）の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。この場合において、普通共済約款の規定中「共済金額」とあるのは、共済の対象が建物等または設備・什器等である場合は「協定共済価額に契約割合を乗じた額」と読み替えるものとします。

特殊包括契約に関する特約条項B

（普通火災共済（工場物件用）・複数敷地内用）

第1条（共済の対象およびその範囲）

(1) この共済契約における共済の対象は、日本国内の共済契約証書記載の敷地内（以下「敷地内」といいます。）に所在し、かつ、共済契約者が所有する次の①および②に掲げるすべての物件とします。

- ① 建物および屋外設備・装置（以下「建物等」といいます。）
- ② 建物等内収容の機械、設備・装置、器具、工具、什器・備品等および屋外の器具、工具、什器または備品（以下「設備・什器等」といいます。）

(2) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑨までに掲げる物は、共済の対象に含まれません。

- ① 住宅金融支援機構等の特殊法人などの融資にかかる特約火災保険の契約物件
- ② 積立型火災総合保険等火災危険を補償する満期返戻金付長期保険の契約物件
- ③ 建物建築資金融資担保物件に対する長期共済および保険の契約物件
- ④ 日本国外に所在する物件
- ⑤ 動物・植物
- ⑥ 電車・機関車・客車・貨車等
- ⑦ 航空機または船舶等（ヨット・モーターボート、水上オートバイ、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品も含みます。）
- ⑧ 坑道内所在物件
- ⑨ 海、湖、沼または河川等の水上・水中に所在する物件

(3) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑥までに掲げる物は、共済契約証書に明記されていないときは、共済の対象に含まれません。

- ① 基礎工事、門、塀、垣または建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽もしくは桟橋
- ② 軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物
- ③ 走行範囲が敷地内に限定されない自動車、運搬車、牽引車または被牽引車
- ④ 貯蔵または納置の目的をもって収容された設備・什器等
- ⑤ 他人に貸与または管理を委託している物
- ⑥ この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（工場物件用）（以下「普通共済約款」といいます。）第3条（共済の対象の範囲）（2）の①、③および④に掲げる物

(4) (1) の条件に該当する他人所有の物は、(2) および(3) に掲げる物に該当しないもので、かつ、共済契約者が占有管理しているものにかぎり、共済契約者と被共済者が異なる共済契約である旨を共済契約申込書に明記して、共済の対象とすることができます。

第2条（明細書の記載）

共済契約者は、共済契約締結時において、前条の規定による共済の対象が所在する敷地内について、共済契約申込書添付の明細書（以下「明細書」といいます。）に敷地内の名称、所在地および共済の対象を記載するものとします。

第3条（共済の対象の価額の通知）

共済契約者は、共済契約締結時において、各共済の対象を取得した年次および取得した価額ならびに各共済の対象の所在地におけるその時の価額を組合に通知するものとします。

第4条（共済の対象の価額の協定）

(1) 前条の規定による通知に基づき、組合と共済契約者との間で、共済価額を協定するものとし、共済契約者は、協定した共済価額（以下「協定共済価額」といいます。）を明細書に記載するものとします。

(2) 共済契約締結の後、一つの敷地内（明細書に記載されている敷地内にかぎります。（2）および（3）において同様とします。）において共済の対象に次の①から④までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、共済契約者は、その都度書面をもってその旨を組合に通知し、(1) の協定共済価額を修正するものとします。

- ① 共済契約者が第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき物件を取得した場合
- ② 共済の対象である建物等または設備・什器等が増築または増設された場合
- ③ 共済の対象が敷地内から取り除かれた場合
- ④ この共済契約において組合の補償しない事故によって共済の対象が滅失した場合

(3) 同一敷地内において、共済の対象を他の場所に移転した場合は、その移転に伴い協定共済額は自動的に修正されるものとします。

(4) 共済期間の中途において、物価の変動または改修((2)の②に掲げる場合を除きます。)等により共済の対象の価額に変動が生じた場合は、共済契約者は、その旨を組合に通知し、協定共済額を修正するものとします。

(5) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、その共済の対象の協定共済額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の共済期間に対する協定共済額とします。ただし、その共済の対象について修復が行われた場合は、(2)の①または②の場合に準じて協定共済額を修正するものとします。

(6) 建物等または設備・什器等に付し保割合条件付実損特約が付帯されている場合において、その共済の対象について支払われるべき損害共済金の額が第8条(損害共済金の支払額)(2)に定める限度額に達したときは、その共済の対象の残存部分は自動的に共済の対象から除外されるものとします。ただし、共済契約者は、その残存部分を(2)の①の場合に準じてあらためて共済の対象に加えることができます。

第5条 (追加敷地内の取扱い)

共済契約締結の後、共済契約者が明細書に記載のない敷地内(以下「追加敷地内」といいます。)において、第1条(共済の対象およびその範囲)の規定により共済の対象とすべき物件を取得した場合は、共済契約者は、その都度書面をもってその旨を組合に通知し、前条(1)の協定共済額を修正するものとします。この場合において、明細書に追加敷地内の名称、所在地および共済の対象を記載するものとします。

第6条 (共済金額)

(1) 共済金額は、すべての建物等および設備・什器等の協定共済額の合計額に共済契約証書記載の契約割合(以下「契約割合」といいます。)を乗じて得た額を建物等および設備・什器等の共済金額とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、すべての共済の対象について共済契約証書記載の包括単位ごとにそれぞれ包括して共済金額を定める場合は、包括単位ごとの協定共済額の合計額に契約割合を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の共済金額とします。

(3) 第4条(共済の対象の価額の協定)(2)、(4)、(5)ただし書および(6)ただし書ならびに前条の規定により新たな共済の対象の価額を協定し、または協定共済額を修正する場合は、その都度協定共済額の追加分、増減分または減失分に契約割合を乗じて得た額を共済金額の増減分として共済金額に加えまたは差し引くものとします。

第7条 (共済掛金の返還または請求ー協定共済額を修正する場合)

前条(3)の場合においては、組合は、同条(3)に定める共済金額の増減分に対し未経過期間について日割によって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、第4条(共済の対象の価額の協定)(5)ただし書の規定による共済金額の増減分(損害発生前の協定共済額に相当する額までの増額分をいいます。)に対しては、共済掛金を請求しないものとします。

第8条 (損害共済金の支払額)

(1) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、組合は、普通共済約款第9条(損害共済金の支払額)の規定にかかわらず、普通共済約款第8条(損害の額)の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額をもって支払うべき損害共済金の額とします。ただし、協定共済額に契約割合を乗じて得た額をそれぞれの限度とします。

(2) 付保割合条件付実損特約が付帯されているときは、(1)の規定にかかわらず、組合は普通共済約款第8条(損害の額)の規定による損害の額を損害共済金として支払います。ただし、その共済の対象の協定共済額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(3) 損害発生時において、損害が生じた共済の対象が所在する敷地内のすべての共済の対象である建物等および設備・什器等の協定共済額の合計額がこれらの共済の対象の価額の合計額に不足する場合(第6条(共済金額)(2)の規定により包括単位ごとに共済金額を定めた場合は、損害が生じた共済の対象が所在する敷地内の当該共済の対象が属する包括単位におけるすべての共済の対象の協定共済額の合計額がこれらの共済の対象の価額の合計額に不足するときをいいます。)は、組合は、その不足する割合によって(1)または(2)の規定によって支払うべき損害共済金の額を削減します。

(4) 1回の事故につき、複数の敷地内の共済の対象について損害が生じた場合は、敷地内ごとに(3)の規定を準用します。

第9条 (他契約の禁止)

共済契約者は、この共済契約の共済期間中、第1条(共済の対象およびその範囲)の共済の対象について、この特約が付帯された火災共済契約以外の保険契約または共済契約を締結することができません。

第10条 (自動補償)

(1) 共済期間中に、共済契約者が敷地内(追加敷地内を含みます)において第1条(共済の対象およびその範囲)の規定により共済の対象とすべき建物等または設備・什器等(同条(3)に規定する物を除きます。以下この条において「追加物件」といいます。)を取得した場合(第4条(共済の対象の価額の協定)(2)の増額または増設部分および(5)ただし書の修復部分を含みます。)において、その追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額が共済契約締結時ににおける建物等および設備・什器等の共済金額(第6条(共済金額)(2)の規定により包括単位ごとに共済金額を定めたときは、包括単位の共済金額)の30%(5億円を超えるときは5億円。(3)において「自動補償限度額」といいます。)以下であるときは、組合は、追加物件を取得した旨の通知がなされない場合であっても、追加物件を取得した日から共済期間終了時(共済期間が1年を超える契約の場合は次回応当日)までの期間にかぎりその追加物件に生じた損害に対しても、損害共済金を支払います。

(2) (1)の規定により損害共済金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価額を協定共済額とみなし、これに契約割合を乗じて得た額を損害発生時の共済金額に加算した額をもって、共済金額とみなして第8条(損害共済金の支払額)の規定を適用します。ただし、これにより組合が支払うべき損害共済金の額はいかなる場合も5億円を超えないものとします。

(3) 追加物件の所得が2回以上ある場合において、追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額の累計額と新たな追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額との合計額が自動補償限度額を超えるときは、その新たな追加物件に対しては、(1)の規定は適用しません。

(4) (1)の場合において、共済契約者は、その追加物件について、取得した日以後の未経過期間に対して日割によって計算した共済掛金を共済期間満了時に組合へ支払うものとします。

(5) (4)の規定にかかわらず、共済契約者が共済期間満了前にその追加物件にかかる共済掛金を支払ったときは、(3)の累計額より共済掛金の支払われた追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額を差し引いた残額を、(3)の累計額とします。

(6) 共済契約者は、(1)および(2)の規定により損害共済金が支払われた場合は、これと同時に、その追加物件について第7条(共済掛金の返還または請求ー協定共済額を修正する場合)に定める共済掛金を支払うものとします。

(7) 同一の契約条件(支払限度額、免責金額を含みます。)で水害見舞金補償特約(普通火災(工場用)が付帯されている場合は、(1)から(6)までの規定を適用します。

第11条 (契約の解除)

共済契約者は第1条(共済の対象およびその範囲)の規定により共済の対象とすべき物件を共済の対象としなかった場合は、組合は、この特約が付帯された共済契約を解除することができます。

第12条 (共済掛金の返還または請求)

前条または普通共済約款の規定により共済掛金を返還または請求すべき事由が生じた場合は、組合は、普通共済約款の共済掛金の返還または請求に関する規定にかかわらず、組合の定めるところにより、共済掛金を返還または請求します。

第13条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、普通共済約款第9条(損害共済金の支払額)の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。この場合において、普通共済約款の規定中「共済金額」とあるのは、共済の対象が建物等または設備・什器等である場合は「協定共済額に契約割合を乗じた額」と読み替えるものとします。

特殊包括契約に関する特約条項A (総合火災共済・1敷地内用)

第1条 (共済の対象およびその範囲)

(1) この共済契約における共済の対象は、日本国内の共済契約証書記載の敷地内(以下「敷地内」といいます。)に所在し、かつ、共済契約者が所有する次の①および②に掲げるすべての物件とします。

- ① 建物
- ② 建物内収容の機械、設備、装置、器具、工具、什器・備品等(以下「設備・什器等」といいます。)

(2) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑫までに掲げる物は、共済の対象に含まれません。

- ① 住宅金融支援機構等の特殊法人等の融資にかかる特約火災保険の契約物件
- ② 積立型火災総合保険等火災危険を補償する満期返戻金付長期保険の契約物件
- ③ 建築建資金融資担保物件に対する長期共済および保険の契約物件
- ④ 日本国外に所在する物件
- ⑤ 動物・植物
- ⑥ 電車・機関車・客車・貨車等
- ⑦ 航空機または船舶等(ヨット・モーターボート、水上オートバイ、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品も含みます。)
- ⑧ 坑道内所在物件
- ⑨ 海、湖、沼または河川等の水上・水中に所在する物件
- ⑩ 総合火災共済普通共済約款(以下「普通共済約款」といいます。)第3条(共済の対象の範囲)(2)の①および②に掲げる物
- ⑪ 屋外設備・装置(屋外貯蔵用タンクおよびアーケード設備を含みます。)
- ⑫ 野積みの動産

(3) (1) の規定にかかわらず、次の①から④までに掲げる物は、共済契約証書に明記されていない場合は、共済の対象に含まれません。

- ① 基礎工事、門、塀、垣
- ② 貯蔵または納置の目的をもって収容された設備・什器等
- ③ 他人に貸与または管理を委託している物
- ④ 普通共済約款第3条(共済の対象の範囲)(3)の①および②に掲げる物

(4) 敷地内に所在する他人所有の建物および建物内に収容される動産は、(2)および(3)に掲げる物に該当しないもので、かつ、共済契約者が占有管理しているものにかぎり、共済契約者と被共済者が異なる共済契約である旨を共済契約申込書に明記して、共済の対象とすることができます。

(5) 設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品が共済の対象である場合においては、業務用の通貨および預貯金証書に、普通共済約款第7条(共済金の支払)(5)の盗難による損害が生じたときは、(2)の規定にかかわらず、これらを共済の対象として取り扱います。この場合であっても、この特約にいう共済額および共済金額は、これら以外の共済の対象についてのものとします。

第2条 (共済の対象の価額の通知)

共済契約者は、共済契約締結時において、各共済の対象を取得した年次および取得した額ならびに各共済の対象の所在地におけるその時の価額を組合に通知するものとします。

第3条 (共済の対象の価額の協定)

(1) 前条の規定による通知に基づき、組合と共済契約者との間で、共済額を協定するものとし、共済契約者は、協定した共済額(以下「協定共済額」といいます。)を共済契約申込書添付の明細書(以下「明細書」といいます。)に記載するものとします。

(2) 共済契約締結の後、敷地内において共済の対象に次の①から⑤までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、共済契約者は、その都度書面をもってその旨を組合に通知し、(1)の協定共済額を修正するものとします。

- ① 共済契約者が第1条(共済の対象およびその範囲)の規定により共済の対象とすべき物件を取得した場合
- ② 共済の対象である建物または設備・什器等が増築または増設された場合
- ③ 共済の対象である動産の収容場所を建物以外に変更した場合
- ④ 共済の対象が敷地内から取り除かれた場合

⑤ この共済契約において組合の補償しない事故によって共済の対象が滅失した場合(3)敷地内において、共済の対象を他の場所に移転した場合((2)の③に掲げる場合を除きます。)は、その移転に伴い協定共済額は自動的に修正されるものとします。

(4) 共済期間の中途において、物価の変動または改修((2)の②に掲げる場合を除きます。)等により共済の対象の価額に変動が生じた場合は、共済契約者は、その旨を組合に通知し、協定共済額を修正するものとします。

(5) 共済の対象について組合が損害共済金または水害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、その共済の対象の協定共済額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の共済期間に対する協定共済額とします。ただし、その共済の対象について修復が行われた場合は、(2)の①または②の場合に準じて協定共済額を修正するものとします。

(6) 建物または設備・什器等に付保割合条件付実損払特約が付帯されている場合において、その共済の対象について支払われるべき損害共済金の額が第6条(損害共済金の支払額)(2)に定める限度額に達したときは、その共済の対象の残存部分は自動的に共済の対象から除外されるものとします。ただし、共済契約者は、その残存部分を(2)の①の場合に準じてあらためて共済の対象に加えることができます。

第4条 (共済金額)

(1) 共済金額は、敷地内に所在するすべての建物および設備・什器等の協定共済額の合計額に共済契約証書記載の契約割合(以下「契約割合」といいます。)を乗じて得た額を建物および設備・什器等の共済金額とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、敷地内に所在するすべての共済の対象について共済契約証書記載の包括単位ごとにそれぞれの包括単位の共済金額を定める場合には、包括単位ごとの協定共済額の合計額に契約割合を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の共済金額とします。

(3) 前条(2)、(4)、(5)ただし書および(6)ただし書の規定により新たな共済の対象の価額を協定し、または協定共済額を修正する場合は、その都度協定共済額の追加分、増減分または滅失分に契約割合を乗じて得た額を共済金額の増減分として共済金額に加えまたは差し引くものとします。

第5条 (共済掛金の返還または請求—協定共済額を修正する場合)

前条(3)の場合においては、組合は、同条(3)に定める共済金額の増減分に対し未経過期間について日割によって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、第3条(共済の対象の価額の協定)(5)ただし書の規定による共済金額の増額分(損害発生前の協定共済額に相当する額までの増額分をいいます。)に対しては、共済掛金を請求しないものとします。

第6条 (損害共済金の支払額)

(1) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、組合は、普通共済約款第10条(損害共済金の支払額)の規定にかかわらず、普通共済約款第9条(損害の額)(1)および(2)の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額をもって支払うべき損害共済金の額とします。ただし、協定共済額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(2) 付保割合条件付実損払特約が付帯されているときは(1)の規定にかかわらず、組合は、普通共済約款第9条(損害の額)(1)の規定による損害の額を損害共済金として支払います。ただし、その共済の対象の協定共済額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(3) 損害発生時において、建物および設備・什器等の共済金額が敷地内に所在するすべての共済の対象である建物および設備・什器等の価額の合計額に契約割合を乗じて得た額に不足する場合(第4条(共済金額)(2)の規定により包括単位ごとに共済金額を定めた場合は、包括単位の共済金額がその包括単位のすべての共済の対象である建物および設備・什器等の価額の合計額に契約割合を乗じて得た額に不足する場合をいいます。次条(2)においても同様とします。)は、組合は、その不足する割合によって(1)または(2)の規定によって支払うべき損害共済金の額を削減します。

第7条 (水害共済金の支払額)

(1) 共済の対象について組合が普通共済約款第7条(共済金の支払)(6)の①の水害共済金として支払うべき損害が生じた場合は、組合は、次の算式によって算出した額をもって支払うべき水害共済金の額とします。ただし、その共済の対象が建物または設備・什器等である場合は協定共済額に契約割合および縮小割合(70%)を乗じて得た額を限度とします。

$$\text{普通共済約款第9条(損害の額)(1)の規定による損害の額} \times \text{契約割合} \times \text{縮小割合(70\%)} = \text{水害共済金の額}$$

(2) 建物または設備・什器等の損害発生時において、建物および設備・什器等の共済金額が敷地内に所在するすべての共済の対象である建物および設備・什器等の価額の合計額に契約割合を乗じて得た額に不足する場合は、組合は、その不足する割合によって(1)の規定によって支払うべき水害共済金の額を削減します。

第8条 (他契約の禁止)

共済契約者は、この共済契約の共済期間中、敷地内に所在する共済の対象について、この特約が付帯された火災共済契約以外の保険契約または共済契約を締結することができます。

第9条 (自動補償)

(1) 共済契約締結後、共済契約者が敷地内において第1条(共済の対象およびその範囲)の規定により共済の対象とすべき建物または設備・什器等(同条(3)に規定する物を除きます。以下この条において「追加物件」といいます。)を取得した場合(第3条(共済の対象の価額の協定)(2)の②の増築または増設部分および(5)ただし書の修復部分を含みます。)において、その追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額が共済契約締結時ににおける共済金額(第4条(共済金額)(2)の規定により包括単位ごとに共済金額を定めたときは、包括単位の共済金額)の10%以内で、かつ、3億円以内のときは、組合は、共済契約者が第3条(2)、第4条(3)および第5条(共済掛金の返還または請求一協定共済価額を修正する場合)に定める手続きを完了する前であっても、その追加物件の取得の日からその日を含めて翌月末日までの期間に限り追加物件について生じた損害に対しても、損害共済金または水害共済金を支払います。

(2) (1)の規定により損害共済金または水害共済金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価額を協定共済価額とみなして、これに契約割合を乗じて得た額を損害発生時の共済金額に加算した額をもって、共済金額とみなして第6条(損害共済金の支払額)、第7条(水害共済金の支払額)または普通共済約款第12条(水害共済金の支払額)表中の②、③または(2)の規定を適用します。ただし、これにより組合が支払うべき損害共済金または水害共済金の額はいかなる場合も1回の事故につき3億円を超えないものとします。

(3) 共済契約者は、(1)および(2)の規定により損害共済金または水害共済金が支払われた場合は、これと同時に、その追加物件について第5条(共済掛金の返還または請求一協定共済価額を修正する場合)に定める共済掛金を支払うものとします。

第10条 (契約の解除)

共済契約者は第1条(共済の対象およびその範囲)の規定により共済の対象とすべき物件を共済の対象としなかった場合は、組合は、この特約が付帯された共済契約を解除することができます。

第11条 (共済掛金の返還または請求)

前条または普通共済約款の規定により共済掛金の返還または請求すべき事由が生じた場合には、組合は、普通共済約款の共済掛金の返還または請求に関する規定にかかわらず、組合の定めるところにより、共済掛金を返還または請求します。

第12条 (準用規定)

この特約に定めがない事項については、普通共済約款第10条(損害共済金の支払額)(1)ならびに第12条(水害共済金の支払額)の表中①の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。この場合において、普通共済約款の規定中「共済金額」とあるのは、共済の対象が建物または設備・什器等である場合は「協定共済価額に契約割合を乗じた額」と読み替えるものとします。

特殊包括契約に関する特約条項B (総合火災共済・1敷地内用)

第1条 (共済の対象およびその範囲)

(1) この共済契約における共済の対象は、日本国内の共済契約証書記載の敷地内(以下「敷地内」といいます。)に所在し、かつ、共済契約者が所有する次の①および②に掲げるすべての物件とします。

- ① 建物
- ② 建物内収容の機械、設備・装置、器具、工具、什器・備品等(以下「設備・什器等」といいます。)

(2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑫までに掲げる物は、共済の対象に含まれません。

- ① 住宅金融支援機構等の特殊法人等の融資にかかる特約火災保険の契約物件
- ② 積立型火災総合保険等火災危険を補償する満期返戻金付長期保険の契約物件
- ③ 建物建築資金融資担保物件に対する長期共済および保険の契約物件
- ④ 日本国外に所在する物件
- ⑤ 動物・植物
- ⑥ 電車・機関車・客車・貨車等
- ⑦ 航空機または船舶等(ヨット・モーターボート、水上オートバイ、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品も含みます。)
- ⑧ 坑道内所在物件
- ⑨ 海、湖、沼または河川等の水上・水中に所在する物件
- ⑩ 総合火災共済普通共済約款(以下「普通共済約款」といいます。)第3条(共済の対象の範囲)(2)の①および②に掲げる物
- ⑪ 屋外設備・装置(屋外貯蔵用タンクおよびアーケード設備を含みます。)
- ⑫ 野積みの動産

(3) (1)の規定にかかわらず、次の①から④までに掲げる物は、共済契約証書に明記されていないときは、共済の対象に含まれません。

- ① 基礎工事、門、網、垣
- ② 蔵または納置の目的をもって収容された設備・什器等
- ③ 他人に貸与または管理を委託している物
- ④ 普通共済約款第3条(共済の対象の範囲)(3)の①および②に掲げる物

(4) 敷地内に所在する他人所有の建物および建物内に収容される動産は、(2)および(3)に掲げる物に該当しないもので、かつ、共済契約者が占有管理しているものにかぎり、共済契約者と被共済者が異なる共済契約である旨を共済契約申込書に明記して、共済の対象とすることができます。

(5) 設備・装置・機械・器具・工具・什器または備品が共済の対象である場合においては、業務用の通貨および預貯金証書に、普通共済約款第7条(共済金の支払)(5)の盗難による損害が生じたときは、(2)の規定にかかわらず、これらを共済の対象として取り扱います。この場合であっても、この特約にいう共済価額および共済金額は、これら以外の共済の対象についてのものとします。

第2条 (共済の対象の価額の通知)

共済契約者は、共済契約締結時において、各共済の対象を取得した年次および取得した価額ならびに各共済の対象の所在地におけるその時の価額を組合に通知するものとします。

第3条 (共済の対象の価額の協定)

(1) 前条の規定による通知に基づき、組合と共済契約者との間で、共済価額を協定するものとし、共済契約者は、協定した共済価額(以下「協定共済価額」といいます。)を共済契約申込書添付の明細書(以下「明細書」といいます。)に記載するものとします。

(2) 共済契約締結の後、敷地内において共済の対象に次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、共済契約者は、その都度書面をもってその旨を組合に通知し、(1)の協定共済価額を修正するものとします。

- ① 共済契約者が第1条(共済の対象およびその範囲)の規定により共済の対象とすべき物件を取得した場合
- ② 共済の対象である建物または設備・什器等が増築または増設された場合
- ③ 共済の対象である動産の収容場所を建物以外に変更した場合
- ④ 共済の対象が敷地内から取り除かれた場合

⑤ この共済契約において組合の補償しない事故によって共済の対象が滅失した場合
(3) 敷地内において、共済の対象を他の場所に移転した場合 ((2) の③に掲げる場合を除きます。) は、その移転に伴い協定共済額は自動的に修正されるものとします。

(4) 共済期間の中途において、物価の変動または改修 ((2) の②に掲げる場合を除きます。) 等により共済の対象の価額に変動が生じた場合は、共済契約者は、その旨を組合に通知し、協定共済額を修正するものとします。

(5) 共済の対象について組合が損害共済金または水害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、その共済の対象の協定共済額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の共済期間に対する協定共済額とします。ただし、その共済の対象について修復が行われた場合は、(2) の①または②の場合に準じて協定共済額を修正するものとします。

(6) 建物または設備・什器等に付保割合条件付実損拝特約が付帯されている場合において、その共済の対象について支払われるべき損害共済金の額が第6条 (損害共済金の支払額) (2) に定める限度額に達したときは、その共済の対象の残存部分は自動的に共済の対象から除外されるものとします。ただし、共済契約者は、その残存部分を (2) の①の場合に準じてあらためて共済の対象に加えることができます。

第4条 (共済額)

(1) 共済額は、敷地内に所在するすべての建物および設備・什器等の協定共済額の合計額に共済契約証書記載の契約割合 (以下「契約割合」といいます。) を乗じて得た額を建物および設備・什器等の共済額とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、敷地内に所在するすべての共済の対象について共済契約証書記載の包括単位ごとにそれぞれの包括単位の共済金額を定める場合は、包括単位ごとの協定共済額の合計額に契約割合を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の共済金額とします。

(3) 前条 (2)、(4)、(5) ただし書および (6) ただし書の規定により新たな共済の対象の価額を協定し、または協定共済額を修正する場合は、その都度協定共済額の追加分、減縮分または滅失分に契約割合を乗じて得た額を共済金額の増減分として共済金額に加えまたは差し引くものとします。

第5条 (共済掛金の返還または請求一協定共済額を修正する場合)

前条 (3) の場合においては、組合は、同条 (3) に定める共済金額の増減分に対し未経過期間について日割によって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、第3条 (共済の対象の価額の協定) (5) ただし書の規定による共済金額の増額分 (損害発生前の協定共済額に相当する額までの増額分をいいます。) に対しては、共済掛金を請求しないものとします。

第6条 (損害共済金の支払額)

(1) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、組合は、普通共済契約第10条 (損害共済金の支払額) の規定にかかわらず、普通共済契約第9条 (損害の額) (1) および (2) の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額をもって支払うべき損害共済金の額とします。ただし、協定共済額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(2) 付保割合条件付実損拝特約が付帯されているときは (1) の規定にかかわらず、組合は、普通共済契約第9条 (損害の額) (1) の規定による損害の額を損害共済金として支払います。ただし、その共済の対象の協定共済額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(3) 損害発生時において、建物および設備・什器等の共済額が敷地内に所在するすべての共済の対象である建物および設備・什器等の価額の合計額に契約割合を乗じて得た額に不足する場合 (第4条 (共済額) (2) の規定により包括単位ごとに共済金額を定めた場合は、包括単位の共済金額がその包括単位のすべての共済の対象である建物および設備・什器等の価額の合計額に契約割合を乗じて得た額に不足する場合をいいます。次条 (2) においても同様とします。) は、組合は、その不足する割合によって (1) または (2) の規定によって支払うべき損害共済金の額を削減します。

第7条 (水害共済金の支払額)

(1) 共済の対象について組合が普通共済契約第7条 (共済金の支払) (6) の①の水害共済金として支払うべき損害が生じた場合は、組合は、次の算式によって算出した額をもって支払うべき水害共済金の額とします。ただし、その共済の対象が建物または設備・什器等である場合は協定共済額に契約割合および縮小割合 (70%) を乗じて得た額を限度とします。

$$\text{普通共済契約第9条(損害の額)(1)の規定による損害の額} \times \text{契約割合} \times \text{縮小割合 (70\%)} = \text{水害共済金の額}$$

(2) 建物または設備・什器等の損害発生時において、建物および設備・什器等の共済金額が敷地内に所在するすべての共済の対象である建物および設備・什器等の価額の合計額に契約割合を乗じて得た額に不足する場合は、組合は、その不足する割合によって (1) の規定によって支払うべき水害共済金の額を削減します。

第8条 (他契約の禁止)

共済契約者は、この共済契約の共済期間中、敷地内に所在する共済の対象について、この特約が付帯された火災共済契約以外の保険契約または共済契約を締結することができません。

第9条 (自動補償)

(1) 共済期間中に、共済契約者が敷地内において第1条 (共済の対象およびその範囲) の規定により共済の対象とすべき建物または設備・什器等 (同条 (3) に規定する物を除きます。以下この条において「追加物件」といいます。) を取得した場合 (第3条 (共済の対象の価額の協定) (2) の②の増築または増設部分および (5) ただし書の修復部分を含みます。) において、その追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額が共済契約締結における建物および設備・什器等の共済金額 (第4条 (共済額)) (2) の規定により包括単位ごとに共済金額を定めたときは、(包括単位の共済金額) の30% (5億円を超えるときは5億円。 (3) において「自動補償限度額」といいます。) 以下であるときは、組合は、追加物件を取得した旨の通知がなされない場合であっても、追加物件を取得した日から共済期間終了時 (共済期間が1年を超える契約の場合は次回応当日) までの期間にかぎりその追加物件に生じた損害に対しても、損害共済金または水害共済金を支払います。

(2) (1) の規定により損害共済金または水害共済金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価額を協定共済額とみなし、これに契約割合を乗じて得た額を損害発生時の共済金額に加算した額をもって、共済金額とみなして第6条 (損害共済金の支払額) 、第7条 (水害共済金の支払額) または普通共済契約第12条 (水害共済金の支払額) 表中の②、③または (2) の規定を適用します。ただし、これにより組合が支払うべき損害共済金または水害共済金の額はいかなる場合も5億円を超えないものとします。

(3) 追加物件の取得が2回以上ある場合において、追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額の累計額と新たな追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額との合計額が自動補償限度額を超えるときは、その新たな追加物件に対しては、(1) の規定は適用しません。

(4) (1) の場合において、共済契約者は、その追加物件について、取得した日以後の未経過期間に対して日割によって計算した共済掛金を共済期間満了時に組合へ支払うものとします。

(5) (4) の規定にかかわらず、共済契約者が共済期間満了前にその追加物件にかかる共済掛金を支払ったときは、(3) の累計額より共済掛金の支払われた追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額を差し引いた残額を、(3) の累計額とします。

(6) 共済契約者は、(1) および (2) の規定により損害共済金または水害共済金が支払われる場合は、これと同時に、その追加物件について第5条 (共済掛金の返還または請求一協定共済額を修正する場合) に定める共済掛金を支払うものとします。

第10条 (契約の解除)

共済契約者は第1条 (共済の対象およびその範囲) の規定により共済の対象とすべき物件を共済の対象としなかった場合は、組合は、この特約が付帯された共済契約を解除することができます。

第11条 (共済掛金の返還または請求)

前条または普通共済契約の規定により共済掛金を返還または請求すべき事由が生じた場合には、組合は、普通共済契約の共済掛金の返還または請求に関する規定にかかわらず、組合の定めるところにより、共済掛金を返還または請求します。

第12条 (準用規定)

この特約に定めがない事項については、普通共済契約第10条 (損害共済金の支払額) (1) ならびに第12条 (水害共済金の支払額) の表中①の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済契約の規定を準用します。この場合において、普通共済契約の規定中「共済金額」とあるのは、共済の対象が建物または設備・什器等である場合は「協定共済額に契約割合を乗じた額」と読み替えるものとします。

特殊包括契約に関する特約条項A (総合火災共済・複数敷地内用)

第1条 (共済の対象およびその範囲)

(1) この共済契約における共済の対象は、日本国内の共済契約証書記載の敷地内(以下「敷地内」といいます。)に所在し、かつ、共済契約者が所有する次の①および②に掲げるすべての物件とします。

① 建物

② 建物内収容の機械、設備、装置、器具、工具、什器、備品等(以下「設備・什器等」といいます。)

(2) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑫までに掲げる物は、共済の対象に含まれません。

① 住宅金融支援機構等の特殊法人等の融資にかかる特約火災保険の契約物件

② 積立型火災総合保険等火災危険を補償する満期返戻金付長期保険の契約物件

③ 建築建資金融資担保物件に対する長期共済および保険の契約物件

④ 日本国外に所在する物件

⑤ 動物・植物

⑥ 電車・機関車・客車・貨車等

⑦ 航空機または船舶等(ヨット・モーターボート、水上オートバイ、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品も含みます。)

⑧ 坑道内所在物件

⑨ 海、湖、沼または河川等の水上・水中に所在する物件

⑩ 総合火災共済普通共済約款(以下「普通共済約款」といいます。)第3条(共済の対象の範囲)(2)の①および②に掲げる物

⑪ 屋外設備・装置(屋外貯蔵用タンクおよびアーケード設備を含みます。)

⑫ 野積みの動産

(3) (1) の規定にかかわらず、次の①から④までに掲げる物は、共済契約証書に明記されていないときは、共済の対象に含まれません。

① 基礎工事、門、塀、垣

② 貯蔵または納置の目的をもって収容された設備・什器等

③ 他人に貸与または管理を委託している物

④ 普通共済約款第3条(共済の対象の範囲)(3)の①および②に掲げる物

(4) (1) の条件に該当する他人所の建物および建物内に収容される動産は、(2) および(3) に掲げる物に該当しないもので、かつ、共済契約者が占有管理しているものにかぎり、共済契約者と被共済者が異なる共済契約である旨を共済契約申込書に明記して、共済の対象とすることができます。

(5) 設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品が共済の対象である場合においては、業務用の通貨および預貯金証書に、普通共済約款第7条(共済金の支払)(5)の益難による損害が生じたときは、(2) の規定にかかわらず、これらを共済の対象として取り扱います。この場合であっても、この特約にいう共済額および共済金額は、これら以外の共済の対象についてのものとします。

第2条 (明細書の記載)

共済契約者は、共済契約締結時において、前条の規定による共済の対象が所在する敷地内について、共済契約申込書添付の明細書(以下「明細書」といいます。)に敷地内の名称、所在地および共済の対象を記載するものとします。

第3条 (共済の対象の価額の通知)

共済契約者は、共済契約締結時において、各共済の対象を取得した年次および取得した価額ならびに各共済の対象の所在地におけるその時の価額を組合に通知するものとします。

第4条 (共済の対象の価額の協定)

(1) 前条の規定による通知に基づき、組合と共に済契約者との間で、共済額を協定するものとし、共済契約者は、協定した共済額(以下「協定共済額」といいます。)を明細書に記載するものとします。

(2) 共済契約締結の後、一つの敷地内(明細書に記載されている敷地内にかぎります。(2) および(3) において同様とします。)において共済の対象に次の①から⑤までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、共済契約者は、その都度書面をもってその旨を組合に通知し、(1) の協定共済額を修正するものとします。

- ① 共済契約者が第1条(共済の対象およびその範囲)の規定により共済の対象とすべき物件を取得した場合
 - ② 共済の対象である建物または設備・什器等が増築または増設された場合
 - ③ 共済の対象である動産の収容場所を建物以外に変更した場合
 - ④ 共済の対象が敷地内から取り除かれた場合
 - ⑤ この共済契約において組合の補償しない事故によって共済の対象が滅失した場合
- (3) 同一敷地内において、共済の対象を他の場所に移転した場合((2)の③に掲げる場合を除きます。)は、その移転に伴い協定共済額は自動的に修正されるものとします。
- (4) 共済期間の中途において、物価の変動または改修((2)の②に掲げる場合を除きます。)等により共済の対象の価額に変動が生じた場合は、共済契約者は、その旨を組合に通知し、協定共済額を修正するものとします。
- (5) 共済の対象について組合が損害共済金または水害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、その共済の対象の協定共済額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の共済期間に対する協定共済額とします。ただし、その共済の対象について修復が行われた場合は、(2)の①または②の場合に準じて協定共済額を修正するものとします。

- (6) 建物または設備・什器等に付保割合条件付実損拡特約が付帯されている場合において、その共済の対象について支払われるべき損害共済金の額が第8条(損害共済金の支払額) (2) に定める限度額に達したときは、その共済の対象の残存部分は自動的に共済の対象から除外されるものとします。ただし、共済契約者は、その残存部分を(2)の①の場合に準じてあらためて共済の対象に加えることができます。

第5条 (追加敷地内の取扱い)

共済契約締結の後、共済契約者が明細書に記載のない敷地内(以下「追加敷地内」といいます。)において、第1条(共済の対象およびその範囲)の規定により共済の対象とすべき物件を取得した場合は、共済契約者は、その都度書面をもってその旨を組合に通知し、前条(1)の協定共済額を修正するものとします。この場合において、明細書に追加敷地内の名称、所在地および共済の対象を記載するものとします。

第6条 (共済金額)

(1) 共済金額は、すべての建物および設備・什器等の協定共済額の合計額に共済契約証書記載の契約割合(以下「契約割合」といいます。)を乗じて得た額を建物および設備・什器等の共済金額とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、すべての共済の対象について共済契約証書記載の包括単位ごとにそれぞれ包括して共済金額を定める場合は、包括単位ごとの協定共済額の合計額に契約割合を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の共済金額とします。

(3) 第4条(共済の対象の価額の協定)(2)、(4)、(5) ただし書および(6) ただし書ならびに前条の規定により新たな共済の対象の価額を協定し、または協定共済額を修正する場合は、その都度協定共済額の追加分・増減分または滅失分に契約割合を乗じて得た額を共済金額の増減分として共済金額に加えまたは差し引くものとします。

第7条 (共済掛金の返還または請求一協定共済額を修正する場合)

前条(3)の場合においては、組合は、同条(3)に定める共済金額の増減分に対し未経過期間について日割によって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、第4条(共済の対象の価額の協定)(5) ただし書の規定による共済金額の増額分(損害発生前の協定共済額に相当する額までの増額分をいいます。)に対しては、共済掛金を請求しないものとします。

第8条 (損害共済金の支払額)

(1) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、組合は、普通共済約款第10条(損害共済金の支払額)の規定にかかわらず、普通共済約款第9条(損害の額)(1) および(2) の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額をもって支払うべき損害共済金の額とします。ただし、協定共済額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(2) 付保割合条件付実損拡特約が付帯されているときは、(1) の規定にかかわらず、組合は、普通共済約款第9条(損害の額)(1) の規定による損害の額を損害共済金として支払います。ただし、その共済の対象の協定共済額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(3) 損害発生時において、損害が生じた共済の対象が所在する敷地内のすべての共済の対象である建物および設備・什器等の協定共済額の合計額がこれらの共済の対象の価額の合計額に不足する場合(第6条(共済金額)(2) の規定により包括単位ごとに共済

金額を定めた場合は、損害が生じた共済の対象が所在する敷地内の当該共済の対象が属する包括単位におけるすべての共済の対象の協定共済価額の合計額がこれらの共済の対象の価額の合計額に不足するときをいいます。次条(2)においても同様とします。)は、組合は、その不足する割合によって(1)または(2)の規定によって支払うべき損害共済金の額を削減します。

(4) 1回の事故につき、複数の敷地内の共済の対象について損害が生じた場合は、敷地内ごとに(3)の規定を準用します

第9条(水害共済金の支払額)

(1) 共済の対象について組合が普通共済約款第7条(共済金の支払)(6)の①の水害共済金として支払うべき損害が生じた場合は、組合は、次の算式によって算出した額をもって支払うべき水害共済金の額とします。ただし、その共済の対象が建物または設備・什器等である場合は協定共済価額に契約割合および縮小割合(70%)を乗じて得た額を限度とします。

$$\text{普通共済約款第9条(損害の額) } \times \text{ 契約割合 } \times \text{ 縮小割合 } = \text{ 水害共済金の額}$$

(2) 損害発生時において、損害が生じた共済の対象が所在する敷地内のすべての共済の対象である建物および設備・什器等の協定共済価額の合計額がこれらの共済の対象の価額の合計額に不足する場合は、組合は、その不足する割合によって(1)の規定によって支払うべき水害共済金の額を削減します。

(3) 1回の事故につき、複数の敷地内の共済の対象について損害が生じた場合は、敷地内ごとに(2)および(3)の規定を適用します。

第10条(他契約の禁止)

共済契約者は、この共済契約の共済期間中、第1条(共済の対象およびその範囲)の共済の対象について、この特約が付帯された火災共済契約以外の保険契約または共済契約を締結することができません。

第11条(自動補償)

(1) 共済契約締結の後、共済契約者が敷地内(追加敷地内を含みます)において第1条(共済の対象およびその範囲)の規定により共済の対象とすべき建物または設備・什器等(同条(3)に規定する物を除きます。以下この条において「追加物件」といいます。)を取得した場合(第4条(共済の対象の価額の協定)(2)の②の増築または増設部分および(5)ただし書の修復部分を含みます。)において、その追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額が共済契約締結における建物および設備・什器等の共済金額(第6条(共済金額)(2)の規定により包括単位ごとに共済金額を定めた場合は、包括単位の共済金額)の10%以内で、かつ、3億円以内のときは、組合は、共済契約者が第4条(2)、第5条(追加敷地内の取扱い)、第6条(3)および第7条(共済掛金の返還または請求・協定共済価額を修正する場合)に定める手続きを完了する前であっても、その追加物件の取得の日からその日を含めて翌月の末までの期間にかぎりその追加物件について生じた損害に対しても、損害共済金または水害共済金を支払います。

(2) (1)の規定により損害共済金または水害共済金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価額を協定共済価額とみなし、これに契約割合を乗じて得た額を損害発生時の共済金額に加算した額をもって、共済金額とみなして第8条(損害共済金の支払額)、第9条(水害共済金の支払額)または普通共済約款第12条(水害共済金の支払額)表中の②、③または(2)の規定を適用します。ただし、これにより組合が支払うべき損害共済金または水害共済金の額はいかなる場合も1回の事故につき3億円を超えないものとします。

(3) 共済契約者は、(1)および(2)の規定により損害共済金または水害共済金が支払われた場合は、これと同時に、その追加物件について第7条(共済掛金の返還または請求・協定共済価額を修正する場合)に定める共済掛金を支払うものとします。

第12条(契約の解除)

共済契約者は第1条(共済の対象およびその範囲)の規定により共済の対象とすべき物件を共済の対象としなかった場合は、組合は、この特約が付帯された共済契約を解除することができます。

第13条(共済掛金の返還または請求)

普通共済約款の規定により共済掛金を返還または請求すべき事由が生じた場合は、組合は、普通共済約款の共済掛金の返還または請求に関する規定にかかわらず、組合の定

めるところにより、共済掛金を返還または請求します。

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、普通共済約款第10条(損害共済金の支払額)(1)ならびに第12条(水害共済金の支払額)の表中①の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。この場合において、普通共済約款の規定中「共済金額」とあるのは共済の対象が建物または設備・什器等である場合は「協定共済価額に契約割合を乗じた額」と読み替えるものとします。

別紙第65号

特殊包括契約に関する特約条項B (総合火災共済・複数敷地内用)

第1条(共済の対象およびその範囲)

(1) この共済契約における共済の対象は、日本国内の共済契約証書記載の敷地内(以下「敷地内」といいます。)に所在し、かつ、共済契約者が所有する次の①および②に掲げるすべての物件とします。

- ① 建物
- ② 建物内収容の機械、設備・装置、器具、工具、什器・備品等(以下「設備・什器等」といいます。)

(2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑫までに掲げる物は、共済の対象に含まれません。

- ① 住宅金融支援機構等の特殊法人等の融資にかかる特約火災保険の契約物件
- ② 積立型火災総合保険等火災危険を補償する満期返戻金付長期保険の契約物件
- ③ 建物建築資金融資擔保物件に対する長期共済および保険の契約物件
- ④ 日本国外に所在する物
- ⑤ 動物・植物
- ⑥ 電車・機関車・客車・貨車等
- ⑦ 航空機または船舶等(ヨット・モーターボート、水上オートバイ、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品も含みます。)
- ⑧ 坑道内所在物件
- ⑨ 海、湖、沼または河川等の水上、水中に所在する物
- ⑩ 総合火災共済普通共済約款(以下「普通共済約款」といいます。)第3条(共済の対象の範囲)(2)の①および②に掲げる物
- ⑪ 屋外設備・装置(屋外貯蔵用タンクおよびアーケード設備を含みます。)
- ⑫ 野積みの動産

(3) (1)の規定にかかわらず、次の①から④までに掲げる物は、共済契約証書に明記されていないときは、共済の対象に含まれません。

- ① 基礎工事、門、堀、垣
- ② 貯蔵または納置の目的をもって収容された設備・什器等
- ③ 他人に貸与または管理を委託している物
- ④ 普通共済約款第3条(共済の対象の範囲)(3)の①および②に掲げる物

(4) (1)の条件に該当する他人所有の建物および建物内に収容される動産は、(2)および(3)に掲げる物に該当しないもので、かつ、共済契約者が占有管理しているものにかぎり、共済契約者と被共済者が異なる共済契約である旨を共済契約申込書に明記して、共済の対象とすることができます。

(5) 設備・装置・機械、器具、工具、什器または備品が共済の対象である場合においては、業務用の通貨および預貯金証書に、普通共済約款第7条(共済金の支払)(5)の盗難による損害が生じたときは、(2)の規定にかかわらず、これらを共済の対象として取り扱います。この場合であっても、この特約にいう共済価額および共済金額は、これら以外の共済の対象についてのものとします。

第2条(明細書の記載)

共済契約者は、共済契約締結時において、前条の規定による共済の対象が所在する敷地内について、共済契約申込書添付の明細書(以下「明細書」といいます。)に敷地内の名称、

所在地および共済の対象を記載するものとします。

第3条（共済の対象の価額の通知）

共済契約者は、共済契約締結時において、各共済の対象を取得した年次および取得した価額ならびに各共済の対象の所在地におけるその時の価額を組合に通知するものとします。

第4条（共済の対象の価額の協定）

(1) 前条の規定による通知に基づき、組合と共に共済契約者との間で、共済価額を協定するものとし、共済契約者は、協定した共済価額（以下「協定共済価額」といいます。）を明細書に記載するものとします。

(2) 共済契約締結の後、一つの敷地内（明細書に記載されている敷地内にかぎります。）（2）および（3）において同様とします。）において共済の対象に次の①から⑤までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、共済契約者は、その都度書面をもってその旨を組合に通知し、（1）の協定共済価額を修正するものとします。

① 共済契約者が第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき物件を取得した場合

② 共済の対象である建物または設備・什器等が増築または増設された場合

③ 共済の対象である動産の収容場所を建物以外に変更した場合

④ 共済の対象が敷地内から取り除かれた場合

⑤ この共済契約において組合の補償しない事故によって共済の対象が滅失した場合

(3) 同一敷地内において、共済の対象を他の場所に移転した場合（（2）の③に掲げる場合を除きます。）は、その移転に伴い協定共済価額は自動的に修正されるものとします。

(4) 共済期間の中途において、物価の変動または改修（（2）の②に掲げる場合を除きます。）等により共済の対象の価額に変動が生じた場合は、共済契約者は、その旨を組合に通知し、協定共済価額を修正するものとします。

(5) 共済の対象について組合が損害共済金または水害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、その共済の対象の協定共済価額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の共済期間に対する協定共済価額とします。ただし、その共済の対象について修復が行われた場合は、（2）の①または②の場合に準じて協定共済価額を修正するものとします。

(6) 建物または設備・什器等に付保割合条件付実損拝特約が付帯されている場合において、その共済の対象について支払われるべき損害共済金の額が第8条（損害共済金の支払額）（2）に定める限度額に達したときは、その共済の対象の残存部分は自動的に共済の対象から除外されるものとします。ただし、共済契約者は、その残存部分を（2）の①の場合に準じてあらためて共済の対象に加えることができます。

第5条（追加敷地内の取扱い）

共済契約締結の後、共済契約者が明細書に記載のない敷地内（以下「追加敷地内」といいます。）において、第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき物件を取得した場合は、共済契約者は、その都度書面をもってその旨を組合に通知し、前条（1）の協定共済価額を修正するものとします。この場合において、明細書に追加敷地内の名称、所在地および共済の対象を記載するものとします。

第6条（共済金額）

(1) 共済金額は、すべての建物および設備・什器等の協定共済価額の合計額に共済契約証書記載の契約割合（以下「契約割合」といいます。）を乗じて得た額を建物および設備・什器等の共済金額とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、すべての共済の対象について共済契約証書記載の包括単位ごとにそれぞれ包括して共済金額を定める場合は、包括単位ごとの協定共済価額の合計額に契約割合を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の共済金額とします。

(3) 第4条（共済の対象の価額の協定）（2）、（4）、（5）ただし書および（6）ただし書ならびに前条の規定により新たな共済の対象の価額を協定し、または協定共済価額を修正する場合は、その都度協定共済価額の追加分、増減分または滅失分に契約割合を乗じて得た額を共済金額の増減分として共済金額に加えまたは差し引くものとします。

第7条（共済掛金の返還または請求—協定共済価額を修正する場合）

前条（3）の場合においては、組合は、同条（3）に定める共済金額の増減分に対し未経過期間について日割によって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、第4条（共済の対象の価額の協定）（5）ただし書の規定による共済金額の増減分（損害発生前の協定共済価額に相当する額までの増減分をいいます。）に対しては、共済掛金を請求しないものとします。

第8条（損害共済金の支払額）

(1) 共済の対象について組合が損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、組合は、普通共済約款第10条（損害共済金の支払額）の規定にかかわらず、普通共済約款第9条（損害の額）（1）および（2）の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額をもって支払うべき損害共済金の額とします。ただし、協定共済価額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(2) 付保割合条件付実損拝特約が付帯されているときは、（1）の規定にかかわらず、組合は、普通共済約款第9条（損害の額）（1）の規定による損害の額を損害共済金として支払います。ただし、その共済の対象の協定共済価額に契約割合を乗じて得た額を限度とします。

(3) 損害発生時において、損害が生じた共済の対象が所在する敷地内のすべての共済の対象である建物および設備・什器等の協定共済価額の合計額がこれらの共済の対象の価額の合計額に不足する場合（第6条（共済金額）（2）の規定により包括単位ごとに共済金額を定めた場合は、損害が生じた共済の対象が所在する敷地内の当該共済の対象が属する包括単位におけるすべての共済の対象の協定共済価額の合計額がこれらの共済の対象の価額の合計額に不足するときをいいます。次条（2）においても同様とします。）は、組合は、その不足する割合によって（1）または（2）の規定によって支払うべき損害共済金の額を削減します。

(4) 1回の事故につき、複数の敷地内の共済の対象について損害が生じた場合は、敷地内ごとに（3）の規定を準用します。

第9条（水害共済金の支払額）

(1) 共済の対象について組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）（6）の①の水害共済金として支払うべき損害が生じた場合は、組合は、次の算式によって算出した額をもって支払うべき水害共済金の額とします。ただし、その共済の対象が建物または設備・什器等である場合は協定共済価額に契約割合および縮小割合（70%）を乗じて得た額を限度とします。

$$\text{普通共済約款第9条(損害の額) (1)の規定による損害の額} \times \text{契約割合} \times \text{縮小割合 (70\%)} = \text{水害共済金の額}$$

(2) 損害発生時において、損害が生じた共済の対象が所在する敷地内のすべての共済の対象である建物および設備・什器等の協定共済価額の合計額がこれらの共済の対象の価額の合計額に不足する場合は、組合は、その不足する割合によって（1）の規定によって支払うべき水害共済金の額を削減します。

(3) 1回の事故につき、複数の敷地内の共済の対象について損害が生じた場合は、敷地内ごとに（2）および（3）の規定を適用します。

第10条（他契約の禁止）

共済契約者は、この共済契約の共済期間中、第1条（共済の対象およびその範囲）の共済の対象について、この特約が付帯された火災共済契約以外の保険契約または共済契約を締結することができません。

第11条（自動補償権）

(1) 共済期間中に、共済契約者が敷地内（追加敷地内を含みます。）において第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき建物または設備・什器等（同条（3）に規定する物を除きます。以下この条において「追加物件」といいます。）を取得した場合（第4条（共済の対象の価額の協定）（2）の②の増築または増設部分および（5）ただし書の修復部分を含みます。）において、その追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額が共済契約締結時における建物および設備・什器等の共済金額（第6条（共済金額）（2）の規定により包括単位ごとに共済金額を定めたときは、包括単位の共済金額）の30%（5億円を超えるときは5億円。（3）において「自動補償限度額」といいます。）以下であるときは、組合は、追加物件を取得した旨の通知がなされない場合であっても、追加物件を取得した日から共済期間終了時（共済期間が1年を超える契約の場合は次回応答日）までの期間にかぎりその追加物件に生じた損害に対しても、損害共済金または水害共済金を支払います。

(2) (1)の規定により損害共済金または水害共済金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価額を協定共済価額とみなし、これに契約割合を乗じて得た額を損害発生時の共済金額に加算した額をもって、共済金額とみなして第8条（損害共済金の支払額）第9条（水害共済金の支払額）または普通共済約款第12条（水害共済金の支払額）

表中の②、③または（2）の規定を適用します。ただし、これにより組合が支払うべき損害共済金または水害共済金の額はいかなる場合も5億円を超えないものとします。

（3）追加物件の取得が2回以上ある場合において、追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額の累計額と新たな追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額との合計額が自動補償限度額を超えるときは、その新たな追加物件に対しては、（1）の規定は適用しません。

（4）（1）の場合において、共済契約者は、その追加物件について、取得した日以後の未経過期間に対して日割によって計算した共済掛金を共済期間満了時に組合へ支払うものとします。

（5）（4）の規定にかかわらず、共済契約者が共済期間満了前にその追加物件にかかる共済掛金を支払ったときは、（3）の累計額より共済掛金の支払われた追加物件の価額に契約割合を乗じて得た額を差し引いた残額を、（3）の累計額とします。

（6）共済契約者は、（1）および（2）の規定により損害共済金または水害共済金が支払われた場合は、これと同時に、その追加物件について第7条（共済掛金の返還または請求・協定共済価額を修正する場合）に定める共済掛金を支払うものとします。

第12条（契約の解除）

共済契約者は第1条（共済の対象およびその範囲）の規定により共済の対象とすべき物件を共済の対象としなかった場合は、組合は、この特約が付帯された共済契約を解除することができます。

第13条（共済掛金の返還または請求）

前条または普通共済約款の規定により共済掛金を返還または請求すべき事由が生じた場合は、組合は、普通共済約款の共済掛金の返還または請求に関する規定にかかわらず、組合の定めるところにより、共済掛金を返還または請求します。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、普通共済約款第10条（損害共済金の支払額）（1）ならびに第12条（水害共済金の支払額）の表中①の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。この場合において、普通共済約款の規定中「共済金額」とあるのは共済の対象が建物または設備・什器等である場合は「協定共済価額に契約割合を乗じた額」と読み替えるものとします。

別紙第66号

支払限度額に関する特約条項 (普通火災共済・時価用)

第1条（この特約が適用される範囲）

この特約は、共済契約証書記載の支払限度額設定単位（第5条（共済金の支払額）において「支払限度額設定単位」といいます。）にかかる共済の対象である建物および設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。）について適用されます。

第2条（共済の対象の評価）

共済契約締結時に組合と共済契約者または被共済者はとの間で、共済の対象の所在地におけるその時の価額を評価し、評価した額（以下「評価額」といいます。）を共済契約書に記載するものとします。

第3条（共済金額）

共済金額は、前条の規定による評価額に共済契約証書記載の契約割合（第5条（共済金の支払額）において「契約割合」といいます。）を乗じて得た額により定めます。

第4条（損害共済金を支払うべき損害の額）

この特約により組合が損害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその共済の対象の価額（以下「共済価額」といいます。）によって定めます。

第5条（共済金の支払額）

（1）組合は、（2）または（3）の規定によって算出した額を損害共済金として、支払います。ただし、1回の事故につき、支払限度額設定単位ごとに共済契約証書記載の支払限度額を限度とします。

（2）共済契約証書記載の支払限度額を適用すべき額（以下「支払限度額適用対象額」といいます。）は、次の①または②の規定によって算出した額とします。

① 組合がこの特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（住宅・普通物件用）（以下「普通共済約款」といいます。）第7条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、前条の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額を支払限度額適用対象額とします。

② ①の場合において、損害が生じた共済の対象の共済金額がその共済の対象の価額に契約割合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による支払限度額適用対象額を削減します。

（3）特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損拡特約、免責金額に関する特約（普通火災共済・時価用）その他の損害共済金の算出方法を変更する特約がこの共済契約に付帯されている場合は、（2）の規定にかかわらず、これらの特約の規定によって算出した損害共済金の額を支払限度額適用対象額とします。

（4）2以上の敷地内に対して一つの支払限度額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の共済の対象に損害が生じ、支払限度額が、組合が支払うべき損害共済金の額となつたときは、それぞれの敷地内に所在する共済の対象の損害の額の割合によって損害共済金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害共済金とみなし、普通共済約款の規定によって組合が支払うべき臨時費用共済金をおのの別に算出します。

第6条（共済の対象の価額の増加または減少）

（1）共済契約締結の後、共済の対象について、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生し、それによってその共済の対象の価額が増加または減少した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に申し出なければなりません。

① 物件の取得

② 増築、改築、一部取りこわしまたは撤去

③ 一部滅失または一部滅失後の修復（この特約が付帯された共済契約において補償する普通共済約款第7条（共済金の支払）の事故による共済の対象の一部滅失または一部滅失後の修復を含みます。）

（2）（1）の場合、組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を再評価し、共済金額を変更するものとします。

（3）（2）の規定による手続がなされた場合は、組合は、減額または増額すべき共済金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、共済の対象の一部滅失によって共済金額が減額されるときまたは共済の対象の一部滅失後の修復によって共済金額が増額（損害発生前の評価額に相当する額までの増額分をいいます。）されるときを除きます。

（4）（3）の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第7条（共済の対象の評価または再評価のための告知）

（1）共済契約者または被共済者は、第2条（共済の対象の評価）または前条（2）に規定する評価または再評価の際、組合が評価または再評価のために必要と認め照会した事項について、事実を正確に告げなければなりません。

（2）共済契約者または被共済者が、（1）の事項につき、書面をもって訂正を組合に申し出た場合は、組合は、変更前の共済金額と変更後の共済金額との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

（3）（2）の規定による追加共済掛金を請求した場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第8条（共済金支払後の共済契約の終了）

（1）組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、第5条（共済金の支払額）（2）の規定による支払限度額適用対象額（注）が1回の事故につき共済金額（共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額とします。）の80%に相当する額を超えたときは、共済契約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損払特約その他の損害共済金の算出方法を変更する特約がこの共済契約に付帯されている場合は、これらの特約の規定によって損害共済金として算出した額とします。この場合において、免責金額に関する特約（普通火災共済・新価用）またはこれに類似の特約が付帯されているときは、免責金額の適用がないものとして算出した額とします。

(2) おのの別に共済金額を定めた共済の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第9条 (他の特約の損害共済金との関係)

普通共済約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって共済金が支払われる損害（普通共済約款の規定によって共済金が支払われる損害を除きます。）に対しては、第5条（共済金の支払額）の規定は適用しません。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別紙第67号

支払限度額に関する特約条項 (普通火災共済・新価用)

第1条 (この特約が適用される範囲)

この特約は、共済契約証書記載の支払限度額設定単位（第5条（共済金の支払額）において「支払限度額設定単位」といいます。）にかかる共済の対象である建物および設備・什器等（設備、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。）について適用されます。

第2条 (共済の対象の評価)

共済契約締結時に組合と共に共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の再調達価額を評価し、評価した額（以下「評価額」といいます。）を共済契約証書に記載するものとします。

第3条 (共済金額)

共済金額は、前条の規定による評価額に共済契約証書記載の契約割合（第5条（共済金の支払額）において「契約割合」といいます。）を乗じて得た額により定めます。

第4条 (損害共済金を支払うべき損害の額)

この特約により組合が損害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその共済の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた共済の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその共済の対象の再調達価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

修理費(注) - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額

(注) 修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた共済の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、共済の対象の復旧に際して、組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第5条 (共済金の支払額)

(1) 組合は、(2)または(3)の規定によって算出した額を損害共済金として、支払います。ただし、1回の事故につき、支払限度額設定単位ごとに共済契約証書記載の支払限度額を限度とします。

(2) 共済契約証書記載の支払限度額を適用すべき額（以下「支払限度額適用対象額」といいます。）は、次の①または②の規定によって算出した額とします。

① 組合がこの特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（住宅・普通物件用）（以下「普通共済約款」といいます。）第7条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべ

き損害が生じた場合は、前条の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額を支払限度額適用対象額とします。

② ①の場合において、損害が生じた共済の対象の共済金額がその共済の対象の再調達価額に契約割合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による支払限度額適用対象額を削減します。

(3) 特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損払特約、免責金額に関する特約（普通火災共済・新価用）その他の損害共済金の算出方法を変更する特約がこの共済契約に付帯されている場合は、(2)の規定にかかわらず、これらの特約の規定によって算出した損害共済金の額を支払限度額適用対象額とします。

(4) 2以上のおのの敷地内に於て一つの支払限度額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の共済の対象に損害が生じ、支払限度額が、組合が支払うべき損害共済金の額となつたときは、それぞれの敷地内に所在する共済の対象の損害の額の割合によって損害共済金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害共済金とみなし、普通共済約款の規定によって組合が支払うべき臨時費用共済金をおののの別に算出します。

第6条 (共済の対象の価額の増加または減少)

(1) 共済契約締結の後、共済の対象について、次の①から③までのいずれかに該当する事事が発生し、それによってその共済の対象の再調達価額が増加または減少した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に申し出なければなりません。

① 物件の取得

② 増築、改築、一部取りこわしまたは撤去

③ 一部滅失または一部滅失後の修復（この特約が付帯された共済契約において補償する普通共済約款第7条（共済金の支払）の事故による共済の対象の一部滅失または一部滅失後の修復を含みます。）

(2) (1)の場合、組合と共に共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の再調達価額を再評価し、共済金額を変更するものとします。

(3) (2)の規定による手続がなされた場合は、組合は、減額または増額すべき共済金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、共済の対象の一部滅失によって共済金額が減額されるときまたは共済の対象の一部滅失後の修復によって共済金額が増額（損害発生前の評価額に相当する額までの増額分をいいます。）されるときを除きます。

(4) (3)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第7条 (共済の対象の評価または再評価のための告知)

(1) 共済契約者または被共済者は、第2条（共済の対象の評価）または前条（2）に規定する評価または再評価の際、組合が評価または再評価のために必要と認め照会した事項について、事実を正確に告げなければなりません。

(2) 共済契約者または被共済者が、(1)の事項につき、書面をもって訂正を組合に申し出た場合は、組合は、変更前の共済金額と変更後の共済金額との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

(3) (2)の規定による追加共済掛金を請求した場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第8条 (共済金支払後の共済契約の終了)

(1) 組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、第5条（共済金の支払額）(2)の規定による支払限度額適用対象額（注）が1回の事故につき共済金額（共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額とします。なお、「共済価額」とは、共済の対象の再調達価額とします。）の80%に相当する額を超えたときは、共済契約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損払特約その他の損害共済金の算出方法を変更する特約がこの共済契約に付帯されている場合は、これらの特約の規定によって損害共済金として算出した額とします。この場合において、免責金額に関する特約（普通火災共済・新価用）またはこれに類似の特約が付帯されていると

きは、免責金額の適用がないものとして算出した額とします。

- (2) おのの別に共済金額を定めた共済の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第9条 (他の特約の損害共済との関係)

普通共済約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって共済金が支払われる損害（普通共済約款の規定によって共済金が支払われる損害を除きます。）に対しては、第5条（共済金の支払額）の規定は適用しません。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。この場合において、普通共済約款第2条（用語の定義）内の用語「共済の対象の価額」の定義中「再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注）を差し引いた額」とあるのを「共済の対象の再調達価額」と読み替えるものとします。

別紙第68号

支払限度額に関する特約条項 (普通火災共済（工場物件用）・時価用)

第1条 (この特約が適用される範囲)

この特約は、共済契約証書記載の支払限度額設定単位（第5条（共済金の支払額）において「支払限度額設定単位」といいます。）にかかる共済の対象である建物および設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。）について適用されます。

第2条 (共済の対象の評価)

共済契約締結時に組合と共に共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の所在地におけるその時の価額を評価し、評価した額（以下「評価額」といいます。）を共済契約証書に記載するものとします。

第3条 (共済金額)

共済金額は、前条の規定による評価額に共済契約証書記載の契約割合（第5条（共済金の支払額）において「契約割合」といいます。）を乗じて得た額により定めます。

第4条 (損害共済金を支払うべき損害の額)

この特約により組合が損害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその共済の対象の価額（以下「共済価額」といいます。）によって定めます。

第5条 (共済金の支払額)

(1) 組合は、(2)または(3)の規定によって算出した額を損害共済金として、支払います。ただし、1回の事故につき、支払限度額設定単位ごとに共済契約証書記載の支払限度額を限度とします。

(2) 共済契約証書記載の支払限度額を適用すべき額（以下「支払限度額適用対象額」といいます。）は、次の①または②までの規定によって算出した額とします。

① 組合がこの特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（工場物件用）（以下「普通共済約款」といいます。）第6条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、前条の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額を支払限度額適用対象額とします。

② ①の場合において、損害が生じた共済の対象の共済金額がその共済の対象の価額に契約割合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による支払限度額適用対象額を削減します。

(3) 特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損拠特約、免責金額に関する特約（普通火災共済（工場物件用）・時価用）その他の損害共済金の算出方法を変更する特約がこの共済契約に付帯されている場合は、(2)の規定にかかわらず、これらの特約の規定によって算出した損害共済金の額を支払限度額適用対象額とします。

(4) 2以上の敷地内に対して一つの支払限度額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の共済の対象に損害が生じ、支払限度額が、組合が支払うべき損

害共済金の額となったときは、それぞれの敷地内に所在する共済の対象の損害の額の割合によって損害共済金の額を比例分配し、その比例分配額をそれぞれの敷地内に対する損害共済金とみなし、普通共済約款の規定によって組合が支払うべき臨時費用共済金をおのの別に算出します。

第6条 (共済の対象の価額の増加または減少)

(1) 共済契約締結の後、共済の対象について、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生し、それによってその共済の対象の価額が増加または減少した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に申し出なければなりません。

- ① 物件の取得
- ② 増築、改築、一部取りこわしまたは撤去
- ③ 一部滅失または一部滅失後の修復（この特約が付帯された共済契約において補償する普通共済約款第6条（共済金の支払）の事故による共済の対象の一部滅失または一部滅失後の修復を含みます。）

(2) (1)の場合、組合と共に共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を再評価し、共済金額を変更するものとします。

(3) (2)の規定による手続がなされた場合は、組合は、減額または増額すべき共済金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、組合が普通共済約款第6条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、共済の対象の一部滅失によって共済金額が減額されるときまたは共済の対象の一部滅失後の修復によって共済金額が増額（損害発生前の評価額に相当する額までの増額分をいいます。）されるときを除きます。

(4) (3)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第7条 (共済の対象の評価または再評価のための告知)

(1) 共済契約者または被共済者は、第2条（共済の対象の評価）または前条（2）に規定する評価または再評価の際、組合が評価または再評価のために必要と認め照会した事項について、事実を正確に告げなければなりません。

(2) 共済契約者または被共済者が、(1)の事項につき、書面をもって訂正を組合に申し出た場合は、組合は、変更前の共済金額と変更後の共済金額との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

(3) (2)の規定による追加共済掛金を請求した場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第8条 (共済金支払後の共済契約の終了)

(1) 組合が普通共済約款第6条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、第5条（共済金の支払額）(2)の規定による支払限度額適用対象額（注）が1回の事故につき共済金額（共済金額が共済額を超える場合は、共済額とします。）の80%に相当する額を超えたときは、共済契約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

（注）特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損拠特約その他の損害共済金の算出方法を変更する特約がこの共済契約に付帯されている場合は、これらの特約の規定によって損害共済金として算出した額とします。この場合において、免責金額に関する特約（普通火災共済（工場物件用）・時価用）またはこれに類似の特約が付帯されているときは、免責金額の適用がないものとして算出した額とします。

(2) おのの別に共済金額を定めた共済の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第9条 (他の特約の損害共済との関係)

普通共済約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって共済金が支払われる損害（普通共済約款の規定によって共済金が支払われる損害を除きます。）に対しては、第5条（共済金の支払額）の規定は適用しません。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

支払限度額に関する特約条項 (普通火災共済(工場物件用)・新価用)

第1条 (この特約が適用される範囲)

この特約は、共済契約証書記載の支払限度額設定単位（第5条（共済金の支払額）において「支払限度額設定単位」といいます。）にかかる共済の対象である建物および設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。）について適用されます。

第2条 (共済の対象の評価)

共済契約締結時に組合と共に共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の再調達価額を評価し、評価した額（以下「評価額」といいます。）を共済契約証書に記載するものとします。

第3条 (共済金額)

共済金額は、前条の規定による評価額に共済契約証書記載の契約割合（第5条（共済金の支払額）において「契約割合」といいます。）を乗じて得た額により定めます。

第4条 (損害共済金を支払うべき損害の額)

この特約により組合が損害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその共済の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた共済の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその共済の対象の再調達価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

修理費(注) - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額

(注) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた共済の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、共済の対象の復旧に際して、組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第5条 (共済金の支払額)

(1) 組合は、(2)または(3)の規定によって算出した額を損害共済金として、支払います。ただし、1回の事故につき、支払限度額設定単位ごとに共済契約証書記載の支払限度額を限度とします。

(2) 共済契約証書記載の支払限度額を適用すべき額（以下「支払限度額適用対象額」といいます。）は、次の①または②までの規定によって算出した額とします。

① 組合がこの特約が付帯された普通火災共済普通共済契約（工場物件用）（以下「普通共済契約」といいます。）第6条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、前条の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額を支払限度額適用対象額とします。

② ①の場合において、損害が生じた共済の対象の共済金額がその共済の対象の再調達価額に契約割合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による支払限度額適用対象額を削減します。

(3) 特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損払特約、免責金額に関する特約（普通火災共済（工場物件用）・新価用）その他の損害共済金の算出方法を変更する特約がこの共済契約に付帯されている場合は、(2)の規定にかかわらず、これらの特約の規定によって算出した損害共済金の額を支払限度額適用対象額とします。

(4) 2以上の敷地内に対して一つの支払限度額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の共済の対象に損害が生じ、支払限度額が、組合が支払うべき損害共済金の額となつたときは、それぞれの敷地内に所在する共済の対象の損害の額の割合によって損害共済金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害共済金とみなし、普通共済契約の規定によって組合が支払うべき臨時費用共済金をおのの別に算出します。

第6条 (共済の対象の価額の増加または減少)

(1) 共済契約締結の後、共済の対象について、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生し、それによってその共済の対象の再調達価額が増加または減少した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に申し出なければなりません。

① 物件の取得

② 増築、改築、一部取りこわしたまでは撤去

③ 一部減少または一部減少後の修復（この特約が付帯された共済契約において補償する普通共済契約第6条（共済金の支払）の事故による共済の対象の一部減少または一部減少後の修復を含みます。）

(2) (1)の場合、組合と共に共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の再調達価額を再評価し、共済金額を変更するものとします。

(3) (2)の規定による手続がなされた場合は、組合は、減額または増額すべき共済金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、組合が普通共済契約第6条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、共済の対象の一部減少によって共済金額が減額されるときまたは共済の対象の一部減少後の修復によって共済金額が増額（損害発生前の評価額に相当する額までの増額分をいいます。）されるときを除きます。

(4) (3)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済契約およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第7条 (共済の対象の評価または再評価のための告知)

(1) 共済契約者または被共済者は、第2条（共済の対象の評価）または前条(2)に規定する評価または再評価の際、組合が評価または再評価のために必要と認め照会した事項について、事実を正確に告げなければなりません。

(2) 共済契約者または被共済者が、(1)の事項につき、書面をもって訂正を組合に申し出た場合は、組合は、変更前の共済金額と変更後の共済金額との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

(3) (2)の規定による追加共済掛金を請求した場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済契約およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第8条 (共済金支払後の共済契約の終了)

(1) 組合が普通共済契約第6条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、第5条（共済金の支払額）(2)の規定による支払限度額適用対象額（注）が1回の事故につき共済金額（共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額とします。なお、「共済価額」とは、共済の対象の再調達価額とします。）の80%に相当する額を超えたときは、共済契約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損払特約その他の損害共済金の算出方法を変更する特約がこの共済契約に付帯されている場合は、これらの特約の規定によって損害共済金として算出する額とします。この場合において、免責金額に関する特約（普通火災共済（工場物件用）・新価用）またはこれに類似の特約が付帯されているときは、免責金額の適用がないものとして算出した額とします。

(2) おのの別に共済金額を定めた共済の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第9条 (他の特約の損害共済金との関係)

普通共済契約に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって共済金が支払われる損害（普通共済契約の規定によって共済金が支払われる損害を除きます。）に対しては、第5条（共済金の支払額）の規定は適用しません。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済契約の規定を準用します。この場合において、普通共済契約第2条（用語の定義）内の用語「共済の対象の価額」の定義中「再調達価額から使用による消耗、経年戻戻等に応じた減価額（注）を差し引いた額」とあるのを「共済の対象の再調達価額」と読み替えるものとします。

支払限度額に関する特約条項 (総合火災共済・時価用)

第1条 (この特約が適用される範囲)

この特約は、共済契約証書記載の支払限度額設定単位（第5条（共済金の支払額）において「支払限度額設定単位」といいます。）にかかる共済の対象である建物および設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。）について適用されます。

第2条 (共済の対象の評価)

共済契約締結時に組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の所在地におけるその時の価額を評価し、評価した額（以下「評価額」といいます。）を共済契約証書に記載するものとします。

第3条 (共済金額)

共済金額は、前条の規定による評価額に共済契約証書記載の契約割合（第5条（共済金の支払額）において「契約割合」といいます。）を乗じて得た額により定めます。

第4条 (損害共済金または水害共済金を支払うべき損害の額)

この特約により組合が損害共済金または水害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時ににおけるその共済の対象の価額（以下「共済価額」といいます。）によって定めます。

第5条 (共済金の支払額)

（1）組合は、（2）または（3）の規定によって算出した額を損害共済金または水害共済金として、支払います。ただし、1回の事故につき、支払限度額設定単位ごとに共済契約証書記載の支払限度額を限度とします。

（2）共済契約証書記載の支払限度額を適用すべき額（以下「支払限度額適用対象額」といいます。）は、次の①または②の規定によって算出した額または総合火災共済普通共済約款（以下「普通共済約款」といいます。）第11条（損害共済金の支払額－通常または預貯金証書の盗難の場合）の規定によって算出した損害共済金もしくは普通共済約款第12条（水害共済金の支払額）の規定によって算出した損害共済金の額とします。

① 組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）（1）から（4）までの損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、前条の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額を支払限度額適用対象額とします。

② ①の場合において、損害が生じた共済の対象の共済金額がその共済の対象の価額に契約割合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による支払限度額適用対象額を削減します。

（3）特種包括契約に関する特約、付保割合条件付実損払特約、免責金額に関する特約（総合火災共済・時価用）その他の損害共済金または水害共済金の算出方法を変更する特約がこの共済契約に付帯されている場合は、（2）の規定にかかわらず、これらの特約の規定によって算出した損害共済金または水害共済金の額を支払限度額適用対象額とします。

（4）2以上の敷地内に対して一つの支払限度額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の共済の対象に損害が生じ、支払限度額が、組合が支払うべき損害共済金の額となつときは、それぞれの敷地内に所在する共済の対象の損害の額の割合によって損害共済金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害共済金とみなし、普通共済約款の規定によって組合が支払うべき臨時費用共済金をおのの別に算出します。

第6条 (共済の対象の価額の増加または減少)

（1）共済契約締結の後、共済の対象について、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生し、それによってその共済の対象の価額が増加または減少した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に申し出なければなりません。

① 物件の取得

② 増築、改築、一部取りこわしまたは撤去

③ 一部滅失または一部滅失後の修復（この特約が付帯された共済契約において補償する普通共済約款第7条（共済金の支払）の事故による共済の対象の一部滅失または一部滅失後の修復を含みます。）

（2）（1）の場合、組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を再評価し、共済金額を変更するものとします。

（3）（2）の規定による手続がなされた場合は、組合は、減額または増額すべき共済金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。た

だし、組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）の損害共済金または水害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、共済の対象の一部滅失によって共済金額が減額されるとときは共済の対象の一部滅失後の修復によって共済金額が増額（損害発生前の評価額に相当する額までの増額分をいいます。）されるときを除きます。

（4）（3）の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第7条 (共済の対象の評価または再評価のための告知)

（1）共済契約者または被共済者は、第2条（共済の対象の評価）または前条（2）に規定する評価または再評価の際、組合が評価または再評価のために必要と認め照会した事項について、事実を正確に告げなければなりません。

（2）共済契約者または被共済者が、（1）の事項につき、書面をもって訂正を組合に申し出た場合は、組合は、変更前の共済金額と変更後の共済金額との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

（3）（2）の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第8条 (共済金支払後の共済契約の終了)

（1）組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）の損害共済金または水害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、第5条（共済金の支払額）（2）の規定による支払限度額適用対象額（注）が1回の事故につき共済金額（共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額とします。）の80%に相当する額を超えたときは、共済契約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

（注）特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損払特約その他の損害共済金または水害共済金の算出方法を変更する特約がこの共済契約に付帯されている場合は、これらの中の特約の規定によって損害共済金または水害共済金として算出した額とします。この場合において、免責金額に関する特約（総合火災共済・時価用）またはこれに類似の特約が付帯されているときは、免責金額の適用がないものとして算出した額とします。

（2）おのの別に共済金額を定めた共済の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、（1）の規定を適用します。

第9条 (他の特約の損害共済との関係)

普通共済約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって共済金が支払われる損害（普通共済約款の規定によって共済金が支払われる損害を除きます。）に対しては、第5条（共済金の支払額）の規定は適用しません。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

支払限度額に関する特約条項 (総合火災共済・新価用)

第1条 (この特約が適用される範囲)

この特約は、共済契約証書記載の支払限度額設定単位（第5条（共済金の支払額）において「支払限度額設定単位」といいます。）にかかる共済の対象である建物および設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。）について適用されます。

第2条 (共済の対象の評価)

共済契約締結時に組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の再調達価額を評価し、評価した額（以下「評価額」といいます。）を共済契約証書に記載するもの

とします。

第3条（共済金額）

共済金額は、前条の規定による評価額に共済契約証書記載の契約割合（第5条（共済金の支払額）において「契約割合」といいます。）を乗じて得た額により定めます。

第4条（損害共済金または水害共済金を支払うべき損害の額）

この特約により組合が損害共済金または水害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその共済の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた共済の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその共済の対象の再調達価額を限度とし、次の算式によつて算出した額とします。

修理費（注）－修理に伴つて生じた残存物がある場合は、その価額＝損害の額

（注）修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた共済の対象を損害

発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、共済の対象の復旧に際して、組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第5条（共済金の支払額）

組合は、（2）または（3）の規定によって算出した額を損害共済金または水害共済金として、支払います。ただし、1回の事故につき、支払限度額設定単位ごとに共済契約証書記載の支払限度額を限度とします。

（2）共済契約証書記載の支払限度額を適用すべき額（以下「支払限度額適用対象額」といいます。）は、次の①または②の規定によって算出した額または総合火災共済普通共済約款（以下「普通共済約款」といいます。）第11条（損害共済金の支払額一通貨または預貯金証書の盗難の場合）の規定によって算出した損害共済金もしくは普通共済約款第12条（水害共済金の支払額）の規定によって算出した水害共済金の額とします。

① 組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）（1）から（4）までの損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、前条の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額を支払限度額適用対象額とします。

② の場合において、損害が生じた共済の対象の共済金額がその共済の対象の再調達価額に契約割合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による支払限度額適用対象額を削減します。

（3）特殊包括契約に関する特約（付保割合条件付実損払特約、免責金額に関する特約（総合火災共済・新築用））その他の損害共済金または水害共済金の算出方法を変更する特約がこの共済契約に付帯されている場合は、（2）の規定にかかわらず、これらの特約の規定によって算出した損害共済金または水害共済金の額を支払限度額適用対象額とします。

（4）2以上の敷地内に対して一つの支払限度額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の共済の対象に損害が生じ、支払限度額が、組合が支払うべき損害共済金の額となつたときは、それぞれの敷地内に所在する共済の対象の損害の額の割合によって損害共済金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害共済金とみなし、普通共済約款の規定によって組合が支払うべき臨時費用共済金をおののれの別に算出します。

第6条（共済の対象の価額の増加または減少）

（1）共済契約締結の後、共済の対象について、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生し、それによってその共済の対象の再調達価額が増加または減少した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に申し出なければなりません。

① 物件の取得
② 増築、改築、一部取りこわしまたは撤去
③ 一部滅失または一部滅失後の修復（この特約が付帯された共済契約において補償する普通共済約款第7条（共済金の支払）の事故による共済の対象の一部滅失または一部滅失後の修復を含みます。）

（2）（1）の場合、組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の再調達価額を再評価し、共済金額を変更するものとします。

（3）（2）の規定による手続がなされた場合は、組合は、減額または増額すべき共済金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）の損害共済金または水害共済金を支

払うべき損害が生じた場合において、共済の対象の一部滅失によって共済金額が減額されるときまたは共済の対象の一部滅失後の修復によって共済金額が増額（損害発生前の評価額に相当する額までの増額分をいいます。）されるときを除きます。

（4）（3）の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第7条（共済の対象の評価または再評価のための告知）

（1）共済契約者または被共済者は、第2条（共済の対象の評価）または前条（2）に規定する評価または再評価、組合が評価または再評価のために必要と認め照会した事項について、事実を正確に告げなければなりません。

（2）共済契約者または被共済者が、（1）の事項につき、書面をもって訂正を組合に申し出た場合は、組合は、変更前の共済金額と変更後の共済金額との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

（3）（2）の規定による追加共済掛金を請求した場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第8条（共済金支払後の共済契約の終了）

（1）組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）の損害共済金または水害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、第5条（共済金の支払額）（2）の規定による支払限度額適用対象額（注）が1回の事故につき共済金額（共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額とします。なお、「共済価額」とは、共済の対象の再調達価額とします。）の80%に相当する額を超えたときは、共済契約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

（注）特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損払特約その他の損害共済金または水害共済金の算出方法を変更する特約がこの共済契約に付帯されている場合は、これらの中の特約の規定によって損害共済金または水害共済金として算出した額とします。この場合において、免責金額に関する特約（総合火災共済・新築用）またはこれに類似の特約が付帯されているときは、免責金額の適用がないものとして算出した額とします。

（2）おのの別に共済金額を定めた共済の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、（1）の規定を適用します。

第9条（他の特約の損害共済との関係）

普通共済約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって共済金が支払われる損害（普通共済約款の規定によって共済金が支払われる損害を除きます。）に対しては、第5条（共済金の支払額）の規定は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。この場合において、普通共済約款第2条（用語の定義）内の用語「共済の対象の価額」の定義中「再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注）を差し引いた額」とあるのを「共済の対象の再調達価額」と読み替えるものとします。

別紙第72号

免責金額に関する特約条項 (普通火災共済・時価用)

第1条（この特約が適用される範囲）

この特約は、共済契約証書記載の免責金額設定単位（第5条（共済金の支払額）において「免責金額設定単位」といいます。）にかかる共済の対象である建物および設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。）について適用されます。

第2条（共済の対象の評価）

共済契約締結時に組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の所在地におけるその時の価額を評価し、評価した額（以下「評価額」といいます。）を共済契約証書に記載するものとします。

第3条（共済金額）

共済金額は、前条の規定による評価額に共済契約証書記載の契約割合（第5条（共済金の支払額）において「契約割合」といいます。）を乗じて得た額により定めます。

第4条（損害共済金を支払うべき損害の額）

この特約により組合が損害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその共済の対象の価額（以下「共済価額」といいます。）によって定めます。

第5条（共済金の支払額）

（1）組合は、1回の事故につき、免責金額設定単位ごとに（2）または（3）の規定によって算出した額の合計額から共済契約証書記載の免責金額を差し引いた残額を損害共済金として、支払います。

（2）共済契約証書記載の免責金額を差し引くべき額（以下「免責金額適用対象額」といいます。）は、次の①または②の規定によって算出した額とします。

① 組合がこの特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（住宅・普通物件用）（以下「普通共済約款」といいます。）第7条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、前条の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額を免責金額適用対象額とします。

② ①の場合において、損害が生じた共済の対象の共済金額がその共済の対象の価額に契約割合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による免責金額適用対象額を削減します。

（3）特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損特約その他の損害共済金の算出方法を変更する特約がこの共済契約に付帯されている場合は、（2）の規定にかかわらず、これらの特約の規定によって算出した損害共済金の額を免責金額適用対象額とします。この場合において、支払限度額に関する特約（普通火災共済・時価用）またはこれに類似の特約が付帯されているときは、支払限度額の適用がないものとして算出した額を免責金額適用対象額とします。

（4）2以上の敷地内に対して一つの免責金額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の共済の対象に損害が生じたときは、それぞれの敷地内に所在する共済の対象の損害の額の割合によって（1）の規定による損害共済金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害共済金とみなし、普通共済約款の規定によって組合が支払うべき臨時費用共済金をおのの別に算出します。

第6条（共済の対象の価額の増加または減少）

（1）共済契約締結の後、共済の対象について、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生し、それによってその共済の対象の価額が増加または減少した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に申し出なければなりません。

① 物件の取得
② 増築、改築、一部取りこわしまたは撤去
③ 一部滅失または一部滅失後の修復（この特約が付帯された共済契約において補償する普通共済約款第7条（共済金の支払）の事故による共済の対象の一部滅失または一部滅失後の修復を含みます。）

（2）（1）の場合、組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を再評価し、共済金額を変更するものとします。

（3）（2）の規定による手続がなされた場合には、組合は、減額または増額すべき共済金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、共済の対象の一部滅失によって共済金額が減額されるとさまたは共済の対象の一部滅失後の修復によって共済金額が増額（損害発生前の評価額に相当する額までの増額分をいいます。）されるときを除きます。

（4）（3）の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第7条（共済の対象の評価また再評価のための告知）

（1）共済契約者または被共済者は、第2条（共済の対象の評価）または前条（2）に規定する評価または再評価の際、組合が評価または再評価のために必要と認め照会した事項について、事実を正確に告げなければなりません。

（2）共済契約者または被共済者が、（1）の事項につき、書面をもって訂正を組合に申し出た場合は、組合は、変更前の共済金額と変更後の共済金額との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

（3）（2）の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第8条（共済金支払後の共済契約の終了）

（1）組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、第5条（共済金の支払額）（2）または（3）の規定による免責金額適用対象額が1回の事故につき共済金額（共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額とします。）の80%に相当する額を超えたときは、共済契約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

（2）おのの別に共済金額を定めた共済の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、（1）の規定を適用します。

第9条（他の特約の損害共済との関係）

普通共済約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって共済金が支払われる損害（普通共済約款の規定によって共済金が支払われる損害を除きます。）に対しては、第5条（共済金の支払額）の規定は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別紙第73号

免責金額に関する特約条項 (普通火災共済・新価用)

第1条（この特約が適用される範囲）

この特約は、共済契約証書記載の免責金額設定単位（第5条（共済金の支払額）において「免責金額設定単位」といいます。）にかかる共済の対象である建物および設備・伴器等（設備、装置、機械、器具、工具、伴器または備品をいいます。以下同様とします。）について適用されます。

第2条（共済の対象の評価）

共済契約締結時に組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の再調達価額を評価し、評価した額（以下「評価額」といいます。）を共済契約証書に記載するものとします。

第3条（共済金額）

共済金額は、前条の規定による評価額に共済契約証書記載の契約割合（第5条（共済金の支払額）において「契約割合」といいます。）を乗じて得た額により定めます。

第4条（損害共済金を支払うべき損害の額）

この特約により組合が損害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその共済の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた共済の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその共済の対象の再調達価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

修理費(注) - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額

(注) 修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた共済の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、共済の対象

の復旧に際して、組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第5条（共済金の支払額）

(1) 組合は、1回の事故につき、免責金額設定単位ごとに(2)または(3)の規定によって算出した額の合計額から共済契約証書記載の免責金額を差し引いた残額を損害共済金として、支払います。

(2) 共済契約証書記載の免責金額を差し引くべき額（以下「免責金額適用対象額」といいます。）は、次の①または②の規定によって算出した額とします。

① 組合がこの特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（住宅・普通物件用）（以下「普通共済約款」といいます。）第7条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、前条の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額を免責金額適用対象額とします。

② ①の場合において、損害が生じた共済の対象の共済金額がその共済の対象の再調達価額に契約割合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による免責金額適用対象額を削減します。

(3) 特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損特約その他の損害共済金の算出方法を変更する特約がこの共済契約に付帯されている場合は、(2)の規定にかかわらず、これらの特約の規定によって算出した損害共済金の額を免責金額適用対象額とします。この場合において、支払限度額に関する特約（普通火災共済・新耐用）またはこれに類似の特約が付帯されているときは、支払限度額の適用がないものとして算出した額を免責金額適用対象額とします。

(4) 2以上の敷地内に対して一つの免責金額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の共済の対象に損害が生じたときは、それぞれの敷地内に所在する共済の対象の損害の額の割合によって(1)の規定による損害共済金の額を比例配分し、その比率配分額をそれぞれの敷地内に対する損害共済金とみなし、普通共済約款の規定によって組合が支払うべき臨時費用共済金をおのの別に算出します。

第6条（共済の対象の価額の増加または減少）

(1) 共済契約締結の後、共済の対象について、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生し、それによってその共済の対象の再調達価額が増加または減少した場合は、共済契約者はまたは被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に申し出なければなりません。

① 物件の取得

② 増築、改築、一部取りこわしまたは撤去

③ 一部滅失または一部滅失後の修復（この特約が付帯された共済契約において補償する普通共済約款第7条（共済金の支払）の事故による共済の対象の一部滅失または一部滅失後の修復を含みます。）

(2) (1)の場合、組合と共済契約者はまたは被共済者との間で、共済の対象の再調達価額を再評価し、共済金額を変更するものとします。

(3) (2)の規定による手続がなされた場合には、組合は、減額または増額すべき共済金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、共済の対象の一部滅失によって共済金額が減額されるときまたは共済の対象の一部滅失後の修復によって共済金額が増額（損害発生前の評価額に相当する額までの増額分をいいます。）されるときを除きます。

(4) (3)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第7条（共済の対象の評価また再評価のための告知）

(1) 共済契約者はまたは被共済者は、第2条（共済の対象の評価）または前条(2)に規定する評価または再評価の際、組合が評価または再評価のために必要と認め照会した事項について、事実を正確に告げなければなりません。

(2) 共済契約者はまたは被共済者が、(1)の事項につき、書面をもって訂正を組合に申し出た場合は、組合は、変更前の共済金額と変更後の共済金額との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

(3) (2)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共

済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第8条（共済金支払後の共済契約の終了）

(1) 組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、第5条（共済金の支払額）(2)または(3)の規定による免責金額適用対象額が1回の事故につき共済金額（共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額とします。なお、「共済価額」とは、共済の対象の再調達価額とします。）の80%に相当する額を超えたときは、共済契約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) おのの別に共済金額を定めた共済の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第9条（他の特約の損害共済金との関係）

普通共済約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって共済金が支払われる損害（普通共済約款の規定によって共済金が支払われる損害を除きます。）に対しては、第5条（共済金の支払額）の規定は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。この場合において、普通共済約款第2条（用語の定義）内の用語「共済の対象の価額」の規定中「再調達価額から使用による消耗、経年年数等に応じた減価額（注）を差し引いた額」とあるのを「共済の対象の再調達価額」と読み替えるものとします。

別紙第74号

免責金額に関する特約条項 (普通火災共済（工場物件用）・時価用)

第1条（この特約が適用される範囲）

この特約は、共済契約証書記載の免責金額設定単位（第5条（共済金の支払額）において「免責金額設定単位」といいます。）にかかる共済の対象である建物および設備・伴器等（設備、装置、機械、器具、工具、伴器または備品をいいます。以下同様とします。）について適用されます。

第2条（共済の対象の評価）

共済契約締結時に組合と共済契約者はまたは被共済者との間で、共済の対象の所在地におけるその時の価額を評価し、評価した額（以下「評価額」といいます。）を共済契約証書に記載するものとします。

第3条（共済金額）

共済金額は、前条の規定による評価額に共済契約証書記載の契約割合（第5条（共済金の支払額）において「契約割合」といいます。）を乗じて得た額により定めます。

第4条（損害共済金を支払うべき損害の額）

この特約により組合が損害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその共済の対象の価額（以下「共済価額」といいます。）によって定めます。

第5条（共済金の支払額）

(1) 組合は、1回の事故につき、免責金額設定単位ごとに(2)または(3)の規定によって算出した額の合計額から共済契約証書記載の免責金額を差し引いた残額を損害共済金として、支払います。

(2) 共済契約証書記載の免責金額を差し引くべき額（以下「免責金額適用対象額」といいます。）は、次の①または②の規定によって算出した額とします。

① 組合がこの特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（工場物件用）（以下「普通共済約款」といいます。）第6条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、前条の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額を免責金額適用対象額とします。

② ①の場合において、損害が生じた共済の対象の共済金額がその共済の対象の価額

に契約割合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による免責金額適用対象額を削減します。

(3) 特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損拵特約その他の損害共済金の算出方法を変更する特約がこの共済契約に付帯されている場合は、(2)の規定にかかわらず、これらの特約の規定によって算出した損害共済金の額を免責金額適用対象額とします。この場合において、支払限度額に関する特約（普通火災共済（工場物件用）・時価用）またはこれに類似の特約が付帯されているときは、支払限度額の適用がないものとして算出した額を免責金額適用対象額とします。

(4) 2以上の敷地内に対して一つの免責金額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の共済の対象に損害が生じたときは、それぞれの敷地内に所在する共済の対象の損害の額の割合によって（1）の規定による損害共済金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害共済金とみなし、普通共済約款の規定によって組合が支払うべき臨時費用共済金をおのの別に算出します。

第6条（共済の対象の価額の増加または減少）

(1) 共済契約締結の後、共済の対象について、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生し、それによってその共済の対象の価額が増加または減少した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に申し出なければなりません。

① 物件の取得

② 増築、改築、一部取りこわしまだは撤去

③ 一部滅失または一部滅失後の修復（この特約が付帯された共済契約において償する普通共済約款第6条（共済金の支払）の事故による共済の対象の一部滅失または一部滅失後の修復を含みます。）

(2) (1)の場合、組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を再評価し、共済金額を変更するものとします。

(3) (2)の規定による手続がなされた場合は、組合は、減額または増額すべき共済金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、組合が普通共済約款第6条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、共済の対象の一部滅失によって共済金額が減額されるときまたは共済の対象の一部滅失後の修復によって共済金額が増額（損害発生前の評価額に相当する額までの増額分をいいます。）されるときを除きます。

(4) (3)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第7条（共済の対象の評価また再評価のための告知）

(1) 共済契約者または被共済者は、第2条（共済の対象の評価）または前条（2）に規定する評価または再評価の際、組合が評価または再評価のために必要と認め照会した事項について、事実を正確に告げなければならないません。

(2) 共済契約者または被共済者が、(1)の事項につき、書面をもって訂正を組合に申し出た場合は、組合は、変更前の共済金額と変更後の共済金額との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

(3) (2)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第8条（共済金支払後の共済契約の終了）

(1) 組合が普通共済約款第6条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、第5条（共済金の支払額）(2)または(3)の規定による免責金額適用対象額が1回の事故につき共済金額（共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額とします。）の80%に相当する額を超えたときは、共済契約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) おのの別に共済金額を定めた共済の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第9条（他の特約の損害共済金との関係）

普通共済約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって共済金が支払われる損害（普通共済約款の規定によって共済金が支払われる損害を除きます。）に対しては、第5条（共済金の支払額）の規定は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別紙第75号

免責金額に関する特約条項 (普通火災共済（工場物件用）・新価用)

第1条（この特約が適用される範囲）

この特約は、共済契約証書記載の免責金額設定単位（第5条（共済金の支払額）において「免責金額設定単位」といいます。）にかかる共済の対象である建物および設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。）について適用されます。

第2条（共済の対象の評価）

共済契約締結時に組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の再調達価額を評価し、評価した額（以下「評価額」といいます。）を共済契約証書に記載するものとします。

第3条（共済金額）

共済金額は、前条の規定による評価額に共済契約証書記載の契約割合（第5条（共済金の支払額）において「契約割合」といいます。）を乗じて得た額により定めます。

第4条（損害共済金を支払うべき損害の額）

この特約により組合が損害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその共済の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた共済の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその共済の対象の再調達価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

修理費（注）－修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額＝損害の額

（注）算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた共済の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、共済の対象の復旧に際して、組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第5条（共済金の支払額）

(1) 組合は、1回の事故につき、免責金額設定単位ごとに(2)または(3)の規定によって算出した額の合計額から共済契約証書記載の免責金額を差し引いた残額を損害共済金として、支払います。

(2) 共済契約証書記載の免責金額を差し引くべき額（以下「免責金額適用対象額」といいます。）は、次の①または②の規定によって算出した額とします。

① 組合がこの特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（工場物件用）（以下「普通共済約款」といいます。）第6条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、前条の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額を免責金額適用対象額とします。

② ①の場合において、損害が生じた共済の対象の共済金額がその共済の対象の再調達価額に契約割合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による免責金額適用対象額を削減します。

(3) 特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損拵特約その他の損害共済金の算出方法を変更する特約がこの共済契約に付帯されている場合は、(2)の規定にかかわらず、これらの特約の規定によって算出した損害共済金の額を免責金額適用対象額とします。この場合において、支払限度額に関する特約（普通火災共済（工場物件用）・新価用）またはこれに類似の特約が付帯されているときは、支払限度額の適用がないものとして算出した額を免責金額適用対象額とします。

(4) 2以上の敷地内に対して一つの免責金額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の共済の対象に損害が生じたときは、それぞれの敷地内に所在する共済の対象の損害の額の割合によって(1)の規定による損害共済金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害共済金とみなし、普通共済約款の規定によって組合が支払うべき臨時費用共済金をおのの別に算出します。

第6条 (共済の対象の価額の増加または減少)

(1) 共済契約締結の後、共済の対象について、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生し、それによってその共済の対象の再調達価額が増加または減少した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に申し出なければなりません。

- ① 物件の取得
- ② 増築、改築、一部取りこわしまたは撤去
- ③ 一部滅失または一部滅失後の修復（この特約が付帯された共済契約において補償する普通共済約款第6条（共済金の支払）の事故による共済の対象の一部滅失または一部滅失後の修復を含みます。）

(2) (1)の場合、組合と共に済契約者または被共済者との間で、共済の対象の再調達価額を再評価し、共済金額を変更するものとします。

(3) (2)の規定による手続がなされた場合は、組合は、減額または増額すべき共済金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、組合が普通共済約款第6条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、共済の対象の一部滅失によって共済金額が減額されるときまたは共済の対象の一部滅失後の修復によって共済金額が増額（損害発生前の評価額に相当する額までの増額分をいいます。）されるときを除きます。

(4) (3)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第7条 (共済の対象の評価また再評価のための告知)

(1) 共済契約者または被共済者は、第2条（共済の対象の評価）または前条(2)に規定する評価または再評価の際、組合が評価または再評価のために必要と認め照会した事項について、事実を正確に告げなければならないません。

(2) 共済契約者または被共済者が、(1)の事項につき、書面をもって訂正を組合に申し出た場合は、組合は、変更前の共済金額と変更後の共済金額との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

(3) (2)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第8条 (共済金支払後の共済契約の終了)

(1) 組合が普通共済約款第6条（共済金の支払）の損害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、第5条（共済金の支払額）(2)または(3)の規定による免責金額適用対象額が1回の事故につき共済金額（共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額とします。なお、「共済価額」とは、共済の対象の再調達価額とします。）の80%に相当する額を超えたときは、共済契約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) おのの別に共済金額を定めた共済の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第9条 (他の特約の損害共済との関係)

普通共済約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって共済金が支払われる損害（普通共済約款の規定によって共済金が支払われる損害を除きます。）に対しては、第5条（共済金の支払額）の規定は適用しません。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。この場合において、普通共済約款第2条（用語の定義）内の用語「共済の対象の価額」の規定中「再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注）を差し引いた額」とあるのを「共済の対象の再調達価額」と読み替えるものとします。

免責金額に関する特約条項 (総合火災共済・時価用)

第1条 (この特約が適用される範囲)

この特約は、共済契約証書記載の免責金額設定単位（第5条（共済金の支払額）において「免責金額設定単位」といいます。）にかかる共済の対象である建物および設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。）について適用されます。

第2条 (共済の対象の評価)

共済契約締結時に組合と共に済契約者または被共済者との間で、共済の対象の所在地におけるその時の価額を評価し、評価した額（以下「評価額」といいます。）を共済契約証書に記載するものとします。

第3条 (共済金額)

共済金額は、前条の規定による評価額に共済契約証書記載の契約割合（第5条（共済金の支払額）において「契約割合」といいます。）を乗じて得た額により定めます。

第4条 (損害共済金または水害共済金を支払うべき損害の額)

この特約により組合が損害共済金または水害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時ににおけるその共済の対象の価額（以下「共済価額」といいます。）によって定めます。

第5条 (共済金の支払額)

(1) 組合は、1回の事故につき、免責金額設定単位ごとに(2)または(3)の規定によって算出した額の合計額から共済契約証書記載の免責金額を差し引いた残額を損害共済金または水害共済金として、支払います。

(2) 共済契約証書記載の免責金額を差し引くべき額（以下「免責金額適用対象額」といいます。）は、次の①または②の規定によって算出した額または総合火災共済普通共済約款（以下「普通共済約款」といいます。）第11条（損害共済金の支払額一通貨または預貯金証書の盗難の場合）の規定によって算出した損害共済金もしくは普通共済約款第12条（水害共済金の支払額）の規定によって算出した水害共済金の額とします。

① 組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）(1)から(4)までの損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、前条の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額を免責金額適用対象額とします。

② ①の場合において、損害が生じた共済の対象の共済金額がその共済の対象の価額に契約割合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による免責金額適用対象額を削減します。

(3) 特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損払特約その他の損害共済金または水害共済金の算出方法を変更する特約がこの共済契約に付帯されている場合は、(2)の規定にかかわらず、これらの特約の規定によって算出した損害共済金または水害共済金の額を免責金額適用対象額とします。この場合において、支払限度額に関する特約（総合火災共済・時価用）またはこれに類似の特約が付帯されているときは、支払限度額の適用がないものとして算出した額を免責金額適用対象額とします。

(4) 2以上の敷地内に対して一つの免責金額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の共済の対象に損害が生じたときは、それぞれの敷地内に所在する共済の対象の損害の額の割合によって(1)の規定による損害共済金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害共済金とみなし、普通共済約款の規定によって組合が支払うべき臨時費用共済金をおのの別に算出します。

第6条 (共済の対象の価額の増加または減少)

(1) 共済契約締結の後、共済の対象について、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生し、それによってその共済の対象の価額が増加または減少した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に申し出なければなりません。

- ① 物件の取得
- ② 増築、改築、一部取りこわしまたは撤去
- ③ 一部滅失または一部滅失後の修復（この特約が付帯された共済契約において補償する普通共済約款第7条（共済金の支払）の事故による共済の対象の一部滅失または一部滅失後の修復を含みます。）

(2) (1)の場合、組合と共に済契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を再評価し、共済金額を変更するものとします。

(3) (2)の規定による手続がなされた場合には、組合は、減額または増額すべき共済

金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）の損害共済金または水害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、共済の対象の一部滅失によって共済金額が減額されるときまたは共済の対象の一部滅失後修復によって共済金額が増額（損害発生前の評価額に相当する額までの増額分をいいます。）されるときを除きます。

(4) (3) の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第7条（共済の対象の評価または再評価のための告知）

(1) 共済契約者または被共済者は、第2条（共済の対象の評価）または前条（2）に規定する評価または再評価の際、組合が評価または再評価のために必要と認め照会した事項について、事実を正確に告げなければなりません。

(2) 共済契約者または被共済者は、(1) の事項につき、書面をもって訂正を組合に申し出た場合は、組合は、変更前の共済金額と変更後の共済金額との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

(3) (2) の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第8条（共済金支払後の共済契約の終了）

(1) 組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）の損害共済金または水害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、第5条（共済金の支払額）(2) または(3) の規定による免責金額適用対象額が1回の事故につき共済金額（共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額とします。）の80%に相当する額を超えたときは、共済契約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) おののれに共済金額を定めた共済の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、(1) の規定を適用します。

第9条（他の特約の損害共済金との関係）

普通共済約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって共済金が支払われる損害（普通共済約款の規定によって共済金が支払われる損害を除きます。）に対しては、第5条（共済金の支払額）の規定は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別紙第77号

免責金額に関する特約条項 (総合火災共済・新価用)

第1条（この特約が適用される範囲）

この特約は、共済契約証書記載の免責金額設定単位（第5条（共済金の支払額）において「免責金額設定単位」といいます。）にかかる共済の対象である建物および設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。）について適用されます。

第2条（共済の対象の評価）

共済契約締結時に組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の再調達価額を評価し、評価した額（以下「評価額」といいます。）を共済契約証書に記載するものとします。

第3条（共済金額）

共済金額は、前条の規定による評価額に共済契約証書記載の契約割合（第5条（共済金の支払額）において「契約割合」といいます。）を乗じて得た額により定めます。

第4条（損害共済金または水害共済金を支払うべき損害の額）

この特約により組合が損害共済金または水害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその共済の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた共済の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその共済の対象の再調達価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

修理費(注) = 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額

(注) 修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた共済の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、共済の対象の復旧に際して、組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第5条（共済金の支払額）

(1) 組合は、1回の事故につき、免責金額設定単位ごとに(2) または(3) の規定によって算出した額の合計額から共済契約証書記載の免責金額を差し引いた残額を損害共済金または水害共済金として、支払います。

(2) 共済契約証書記載の免責金額を差し引くべき額（以下「免責金額適用対象額」といいます。）は、次の①または②の規定によって算出した額または総合火災共済普通共済約款（以下「普通共済約款」といいます。）第11条（損害共済金の支払額一通貨または預貯金証書の盗難の場合）の規定によって算出した損害共済金もしくは普通共済約款第12条（水害共済金の支払額）の規定によって算出した水害共済金の額とします。

① 組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）(1) から(4) までの損害共済金を支払うべき損害が生じた場合は、前条の規定による損害の額に契約割合を乗じて得た額を免責金額適用対象額とします。

② ①の場合において、損害が生じた共済の対象の共済金額がその共済の対象の再調達価額に契約割合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による免責金額適用対象額を削減します。

(3) 特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損払特約その他の損害共済金または水害共済金の算出方法を変更する特約がこの共済契約に付帯されている場合は、(2) の規定にかかわらず、これらの特約の規定によって算出した損害共済金または水害共済金の額を免責金額適用対象額とします。この場合において、支払限度額に関する特約（総合火災共済・新価用）またはこれに類似の特約が付帯されているときは、支払限度額の適用がないものとして算出した額を免責金額適用対象額とします。

(4) 2以上の敷地内に対して一つの免責金額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の共済の対象に損害が生じたときは、それぞれの敷地内に所在する共済の対象の損害の額の割合によって(1) の規定による損害共済金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害共済金とみなし、普通共済約款の規定によって組合が支払すべき臨時費用共済金をおのの別に算出します。

第6条（共済の対象の価額の増加または減少）

(1) 共済契約締結の後、共済の対象について、次の①から③までのいずれかに該当する事が発生し、それによってその共済の対象の再調達価額が増加または減少した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に申し出なければなりません。

① 物件の取得

② 増築、改築、一部取りこわしまたは撤去

③ 一部滅失または一部滅失後の修復（この特約が付帯された共済契約において補償する普通共済約款第7条（共済金の支払）の事故による共済の対象の一部滅失または一部滅失後の修復を含みます。）

(2) (1) の場合、組合と共に済契約者または被共済者との間で、共済の対象の再調達価額を再評価し、共済金額を変更するものとします。

(3) (2) の規定による手続がなされた場合には、組合は、減額または増額すべき共済金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。ただし、組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）の損害共済金または水害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、共済の対象の一部滅失によって共済金額が減額されるときまたは共済の対象の一部滅失後修復によって共済金額が増額（損害発生前の評価額に相当する額までの増額分をいいます。）されるときを除きます。

(4) (3) の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払

を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第7条（共済の対象の評価また再評価のための告知）

(1) 共済契約者または被共済者は、第2条（共済の対象の評価）または前条（2）に規定する評価または再評価の際、組合が評価または再評価のために必要と認め照会した事項について、事實を正確に告げなければなりません。

(2) 共済契約者または被共済者が、(1)の事項につき、書面をもって訂正を組合に申し出た場合は、組合は、変更前の共済金額と変更後の共済金額との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

(3) (2)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、共済金額の変更がなかったものとみなし、普通共済約款およびこの特約の規定によって共済金を支払います。

第8条（共済金支払後の共済契約の終了）

(1) 組合が普通共済約款第7条（共済金の支払）の損害共済金または水害共済金を支払うべき損害が生じた場合において、第5条（共済金の支払額）(2)または(3)の規定による免責金額適用対象額が1回の事故につき共済金額（共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額とします。なお、「共済価額」とは、共済の対象の再調達価額とします。）の80%に相当する額を超えたときは、共済契約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) のおのの別に共済金額を定めた共済の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第9条（他の特約の損害共済金との関係）

普通共済約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって共済金が支払われる損害（普通共済約款の規定によって共済金が支払われる損害を除きます。）に対しては、第5条（共済金の支払額）の規定は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。この場合において、普通共済約款第2条（用語の定義）内の用語「共済の対象の価額」の規定中「再調達価額から使用による消耗、経年過数等に応じた減価額（注）を差し引いた額」とあるのを「共済の対象の再調達価額」と読み替えるものとします。

別紙第78号

破損・汚損損害等補償特約条項 (普通火災共済(住宅・普通物件用))

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済金	破損・汚損共済金をいいます。
契約年度	初年度については、共済期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの共済期間の初日応当日から1年間をいいます。
商品・製品等	非住宅物件のうち商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物および副資材をいいます。
破損・汚損共済自己負担額	共済契約証書記載の破損・汚損共済金自己負担額をいいます。
破損・汚損共済金通算支払限度額	共済契約証書記載の破損・汚損共済金の通算支払限度額をいいます。
不測かつ突発的な	次の①から⑦までの事故以外の偶然な事故をいいます。

事故

①火災、落雷または破裂もしくは爆発（注） (注) 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
②風災（注1）、電災または雪災（注2） (注1) 台風、旋風、竜巻、暴風等をいいます。 (注2) 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいいます。
③建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触
④次のア、もしくはイ、のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（水が溢れるこれをいいます。）による水濡れ。 ア、給排水設備に生じた事故 イ、被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故
⑤騒擾およびこれに類似の集団行動（注）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 (注) 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態をいいます。
⑥盜難
⑦台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災

普通共済約款

この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（住宅・普通物件用）をいいます。

第2条（共済金を支払う場合）

(1) 組合は、不測かつ突発的な事故によって、(2)に規定する共済の対象が損害を受けた場合、この特約および普通共済約款に従い、破損・汚損共済金を支払います。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊に対しては、共済金を支払いません。

(2) この特約における共済の対象は、次の①および②とします。ただし、②が共済の対象に該当するのは、①の共済契約の共済期間中に限ります。

- ①この共済契約の商品・製品等を除く共済の対象
- ②組合が共済契約者と締結した①に同一の組合が共済契約者と締結した他の共済契約等の商品・製品等を除く共済の対象

第3条（共済金を支払わない場合）

(1) 組合は、普通共済約款第8条（共済金を支払わない損害）に規定する損害のほか、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑫までのいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 被共済者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被共済者に共済金を取得させ目的でなかった場合を除きます。
- ③ 共済契約者は被共済者が所有または運転する車両の衝突または接触による損害
- ④ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の同居の親族の破壊行為による損害
- ⑤ 共済の対象に対する加工・修理等の作業（注1）中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ⑥ 共済の対象の電気の事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外來の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ⑦ 証拠または横領によって共済の対象に生じた損害
- ⑧ 共済契約者、被共済者または共済金受取人（注2）の使用者もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共にして行なった窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他不誠実行為によって生じた損害
- ⑨ 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
- ⑩ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
- ⑪ 楽器の弦（注3）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と一緒に損害を被った場合を除きます。
- ⑫ 楽器の音色または音質の変化
- ⑬ 風、雨、雹もしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害

- ⑯ 移動電話（注4）等の携帯式通信機器およびこれらとの付属品について生じた損害
- ⑰ ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑮ ラジオコントロール模型およびその付属品
- ⑯ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑰ 動物または植物について生じた損害
- ⑱ 自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害
- ⑲ ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑳ ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品について生じた損害
- ㉑ 貸借物件に於ける賃借人の居住または使用により発生した建物価値の減少等の原因回復費用（経年劣化、通常使用による消耗等の修繕費用を含みます。）
- ㉒ 明記家財に生じた損害
(注1) 共済の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。
(注2) これらの者の法定代理人を含みます。
(注3) ピアノ線を含みます。
(注4) P H S、スマートフォンを含みます。

第4条（損害の額）

組合が第2条（共済金を支払う場合）(1)の共済金として支払うべき損害の額は、普通共済約款第9条（損害の額）の規定に基づいて算出した額とします。

第5条（共済金の支払額）

組合は、前条の規定による損害の額に基づいて、次の①から④の規定により算出した額を共済金として支払います。

- ① 共済金額が共済価額と同額である場合またはこれを超える場合は、共済金は、損害の額から破損・汚損共済金自己負担額を差し引いた残額とします。
- ② 共済金額が共済価額より低い場合は、共済金は、次の算式によって算出した額から破損・汚損共済金自己負担額を差し引いた残額とします。
前条の規定による損害の額×共済金額／共済価額
- ③ ①および②の規定にかかわらず、共済の対象を合算した共済金は、共済期間を通して、破損・汚損共済金支払限度額を限度とします。
- ④ ③の規定にかかわらず、共済期間が1年を超える場合には、契約年度ごとに、破損・汚損共済金支払限度額を適用します。

第6条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 第2条（共済金を支払う場合）の損害に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約等がある場合には、普通共済約款第16条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）(1)の規定を準用します。

(2) (1)において、普通共済約款第16条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）(1)の規定中「支払限度額」とあるのは「損害の額から他の共済契約等のうち最も低い自己負担額を差し引いた残額」と読み替えるものとします。

第7条（普通共済約款に掲げる費用共済金等との関係）

組合は、この特約においては、普通共済約款第11条（臨時費用共済金の支払額）から第15条（修理付帯費用共済金の支払額）までに規定する費用共済金の支払および第35条（損害防止義務および損害防止費用）の損害防止費用の負担に関する規定を適用しません。

第8条（共済金支払後の共済契約）

(1) 組合が支払った共済金の額が、共済期間を通して、破損・汚損共済金支払限度額と同額となったときは、この特約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) この特約が、(1)の規定により終了した場合には、組合は、共済掛金を返還しません。
(3) (2)の場合において、共済期間が1年を超えて、かつ、この特約にかかる翌契約年度以降に対応する共済掛金が払い込まれているときは、組合は、当該共済掛金を返還します。

第9条（失効または解除の場合の共済掛金の返還）

(1) 共済契約が失効となる場合または解除された場合において、既に共済金を支払うべき損害が発生していたときは、この特約にかかる共済掛金を返還しません。

(2) (1)において、共済期間が1年を超えて、かつ、この特約にかかる翌契約年度以降に

対応する共済掛金が払い込まれている場合には、組合は、当該共済掛金を返還します。
第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別紙第79号

破損・汚損損害等補償特約条項 (普通火災共済（工場物件用）)

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済金	破損・汚損共済金をいいます。
契約年度	初年度については、共済期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの共済期間の初日応当日から1年間をいいます。
商品・製品等	非住宅物件のうち商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物および副資材をいいます。
破損・汚損共済金自己負担額	共済契約証書記載の破損・汚損共済金自己負担額をいいます。
破損・汚損共済金通常支払限度額	共済契約証書記載の破損・汚損共済金の通常支払限度額をいいます。
不測かつ突発的な事故	次の①から⑥までの事故以外の偶然な事故をいいます。 ①火災、落雷または破裂もしくは爆発（注） (注) 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。 ②風災（注1）、雹災または雪災（注2） (注1) 台風、旋風、竜巻、暴風等をいいます。 (注2) 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいいます。 ③建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触 ④次のア、もしくはイ、のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（水が溢れることをいいます。）による水濡れ。 ア. 給排水設備に生じた事故 イ. 被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故 ⑤騒擾およびこれに類似の集団行動（注）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 (注) 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穡が害される状態または被害を生ずる状態をいいます。 ⑥台風、暴雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災
普通共済約款	この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（工場物件用）をいいます。

第2条（共済金を支払う場合）

(1) 組合は、不測かつ突発的な事故によって、(2)に規定する共済の対象が損害を受けた場合、この特約および普通共済約款に従い、破損・汚損共済金を支払います。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊に対しては、共済金を支払いません。

(2) この特約における共済の対象は、次の①および②とします。ただし、②が共済の対象に該当するのは、①の共済契約の共済期間中に限ります。

① この共済契約の商品・製品等を除く共済の対象

② 組合が共済契約者と締結した①に同一の組合が共済契約者と締結した他の共済契

約等の商品・製品等を除く共済の対象
第3条（共済金を支払わない場合）

- (1) 組合は、普通共済約款第7条（共済金を支払わない損害）に規定する損害のほか、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑥までのいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 差押え・収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。
ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
 - ② 被共済者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
 - ③ 共済契約者または被共済者が所有しまたは運転する車両の衝突または接触による損害
 - ④ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の同居の親族の破壊行為による損害
 - ⑤ 共済の対象に対する加工・修理等の作業（注1）中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
 - ⑥ 共済の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突發的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
 - ⑦ 詐欺または横領によって共済の対象に生じた損害
 - ⑧ 共済契約者、被共済者または共済金受取人（注2）の使用人もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共に謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他不誠実行為によって生じた損害
 - ⑨ 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
 - ⑩ 普通共済約款第3条（共済の対象の範囲）（2）①に定める通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物の盗難によって生じた損害
 - ⑪ 普通共済約款第3条（共済の対象の範囲）（2）③に定める貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品の盗難によって生じた損害
 - ⑫ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
 - ⑬ 楽器の弦（注3）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
 - ⑭ 楽器の音色または音質の変化
 - ⑮ 風、雨、雹もしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
 - ⑯ 移動電話（注4）等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
 - ⑰ ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
 - ⑯ ラジオコントロール模型およびその付属品
 - ⑯ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
 - ⑯ 動物または植物について生じた損害
 - ⑯ 自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害
 - ⑯ ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品について生じた損害
 - ⑯ ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインディングサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品について生じた損害
 - ⑯ 共済の対象である建物または共済の対象を収容する建物が損害発生の直前の30日以上継続して空家であった場合（注5）に共済の対象について生じた盗難による損害
 - ⑯ 貸借物件に於ける貸借人の居住または使用により発生した建物価値の減少等の原状回復費用（経年劣化、通常使用による消耗等の修繕費用を含みます。）
 - ⑯ 明記家財に生じた損害
(注1) 共済の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。
(注2) これらの者の法定代理人を含みます。
(注3) ピアノ線を含みます。
(注4) PHS、スマートフォンを含みます。
(注5) これらの建物が工事中である場合を除きます。

第4条（損害の額）

組合が第2条（共済金を支払う場合）（1）の共済金として支払うべき損害の額は、普

通共済約款第8条（損害の額）の規定に基づいて算出した額とします。

第5条（共済金の支払額）

組合は、前条の規定による損害の額に基づいて、次の①から④の規定により算出した額を共済金として支払います。

- ① 共済金額が共済価額と同額である場合またはこれを超える場合は、共済金は、損害の額から破損・汚損共済金自己負担額を差し引いた残額とします。
- ② 共済金額が共済価額より低い場合は、共済金は、次の算式によって算出した額から破損・汚損共済金自己負担額を差し引いた残額とします。
前条の規定による損害の額×共済金額／共済価額
- ③ ①および②の規定にかかるわらず、共済の対象を合算した共済金は、共済期間を通して、破損・汚損共済金支払限度額を限度とします。
- ④ ③の規定にかかるわらず、共済期間が1年を超える場合には、契約年度ごとに、破損・汚損共済金支払限度額を適用します。

第6条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 第2条（共済金を支払う場合）の損害に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約等がある場合には、普通共済約款第15条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）（1）の規定を準用します。

(2) (1)において、普通共済約款第15条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）（1）の規定中「支払限度額」とあるのは「損害の額から他の共済契約等のうち最も低い自己負担額を差し引いた残額」と読み替えるものとします。

第7条（普通共済約款に掲げる費用共済金等との関係）

組合は、この特約においては、第10条（臨時費用共済金の支払額）から第14条（修理付帯費用共済金の支払額）までに規定する費用共済金の支払および第34条（損害防止義務および損害防止費用）の損害防止費用の負担に関する規定を適用しません。

第8条（共済金支払後の共済契約）

(1) 組合が支払った共済金の額が、共済期間を通算して、破損・汚損共済金通算支払限度額と同額となつたときは、この特約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) この特約が、(1)の規定により終了した場合には、組合は、共済掛金を返還しません。

(3) (2)の場合において、共済期間が1年を超えるか、この特約にかかる翌契約年度以降に対応する共済掛金が払い込まれているときは、組合は、当該共済掛金を返還します。

第9条（失効または解除の場合の共済掛金の返還）

(1) 共済契約が失効となる場合は、既に共済金を支払うべき損害が発生していたときは、この特約にかかる共済掛金を返還しません。

(2) (1)において、共済期間が1年を超えるか、この特約にかかる翌契約年度以降に対応する共済掛金が払い込まれている場合には、組合は、当該共済掛金を返還します。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別紙第8号

破損・汚損損害等補償特約条項（普通火災共済Ⅱ）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済金	破損・汚損共済金をいいます。
契約年度	初年度については、共済期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの共済期間の初日応当日から1年間をいいます。
商品・製品等	非住宅物件のうち商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物および副資材をいいます。

破損・汚損共済金自己負担額	共済契約証書記載の破損・汚損共済金自己負担額をいいます。
破損・汚損共済金通算支払限度額	共済契約証書記載の破損・汚損共済金の通算支払限度額をいいます。
不測かつ突発的な事故	<p>次の①から⑦までの事故以外の偶然な事故をいいます。</p> <p>①火災、落雷または破裂もしくは爆発（注） （注）気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。</p> <p>②風災（注1）、雹災または雪災（注2） （注1）台風、旋風、竜巻、暴風等をいいます。 （注2）豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいいます。</p> <p>③建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触</p> <p>④次のア、もしくはイ、のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（水が溢れることをいいます。）による水濡れ。 ア、給排水設備に生じた事故 イ、被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故</p> <p>⑤騒擾およびこれに類似の集団行動（注）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 （注）群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穀が害される状態または被害を生ずる状態をいいます。</p> <p>⑥盜難</p> <p>⑦台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災</p>
普通共済約款	この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款IIをいいます。

第2条（共済金を支払う場合）

(1) 組合は、不測かつ突発的な事故によって、(2) に規定する共済の対象が損害を受けた場合、この特約および普通共済約款に従い、破損・汚損共済金を支払います。ただし、凍結によって専用道管について生じた損壊に対しては、共済金を支払いません。

(2) この特約における共済の対象は、次の①および②とします。ただし、②が共済の対象に該当するのは、①の共済契約の共済期間中に限ります。

① この共済契約の商品・製品等を除く共済の対象

② 組合が共済契約者と締結した①に同一の組合が共済契約者と締結した他の共済契約等の商品・製品等を除く共済の対象

第3条（共済金を支払わない場合）

(1) 組合は、普通共済約款第8条（共済金を支払わない損害）に規定する損害のほか、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑩までのいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

① 差押え、収取、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。
 ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。

② 被共済者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。

③ 共済契約者または被共済者が所有または運転する車両の衝突または接触による損害

④ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の同居の親族の破壊行為による損害

⑤ 共済の対象に対する加工・修理等の作業（注1）中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。

⑥ 共済の対象の電気の事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外來の事故の結果として発生した場合を除きます。

⑦ 詐欺または横領によって共済の対象に生じた損害

⑧ 共済契約者、被共済者または共済金受取人（注2）の使用人もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共に謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害

⑨ 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害

- ⑩ 痞歎、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
- ⑪ 楽器の弦（注3）の切斷または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑫ 楽器の音色または音質の変化
- ⑬ 風、雨、雹もしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
- ⑭ 移動電話（注4）等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑮ ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑯ ラジオコントロール模型およびその付属品
- ⑰ 電球、ブルーラン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑯ 動物または植物について生じた損害
- ⑲ 自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害
- ⑳ ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品について生じた損害
- ㉑ ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品について生じた損害
- ㉒ 貸借物件に於ける賃借人の居住または使用により発生した建物価値の減少等の原状回復費用（経年劣化、通常使用による消耗等の修繕費用を含みます。）
- ㉓ 明記家財に生じた損害
- （注1）共済の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。
- （注2）これらの者の法定代理人を含みます。
- （注3）ピアノ線を含みます。
- （注4）P.H.S.、スマートフォンを含みます。

第4条（損害の額）

組合が第2条（共済金を支払う場合）（1）の共済金として支払うべき損害の額は、普通共済約款第9条（損害の額）の規定に基づいて算出した額とします。

第5条（共済金の支払額）

組合は、前条の規定による損害の額に基づいて、次の①から④の規定により算出した額を共済金として支払います。

- ① 共済金額が共済価額と同額である場合またはこれを超える場合は、共済金は、損害の額から破損・汚損共済金自己負担額を差し引いた残額とします。
- ② 共済金額が共済価額より低い場合は、共済金は、次の算式によって算出した額から破損・汚損共済金自己負担額を差し引いた残額とします。
 前条の規定による損害の額×共済金額／共済価額
- ③ ①および②の規定にかかわらず、共済の対象を合算した共済金は、共済期間を通して、破損・汚損共済金支払限度額を限度とします。
- ④ ③の規定にかかわらず、共済期間が1年を超える場合には、契約年度ごとに、破損・汚損共済金支払限度額を適用します。

第6条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 第2条（共済金を支払う場合）の損害に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約等がある場合には、普通共済約款第11条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）（1）の規定を準用します。

(2) (1)において、普通共済約款第11条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）（1）の規定中「支払限度額」とあるのは「損害の額から他の共済契約等のうち最も低い自己負担額を差し引いた残額」と読み替えるものとします。

第7条（共済金支払後の共済契約）

(1) 組合が支払った共済金の額が、共済期間を通して、破損・汚損共済金支払限度額と同額となつたときは、この特約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) この特約が、(1)の規定により終了した場合には、組合は、共済掛金を返還しません。

(3) (2)の場合において、共済期間が1年を超えて、この特約にかかる翌契約年度以降に対応する共済掛金が払い込まれているときは、組合は、当該共済掛金を返還します。

第8条（失効または解除の場合の共済掛金の返還）

(1) 共済契約が失効となる場合または解除された場合において、既に共済金を支払うべき損害が発生していたときは、この特約にかかる共済掛金を返還しません。

(2) (1)において、共済期間が1年を超えるか、この特約にかかる翌契約年度以降に対応する共済掛金が払い込まれている場合には、組合は、当該共済掛金を返還します。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別紙第81号

破損・汚損損害等補償特約条項（総合火災共済）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済金	破損・汚損共済金をいいます。
契約年度	初年度については、共済期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの共済期間の初日応当日から1年間をいいます。
商品・製品等	非住宅物件のうち商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物および副資材をいいます。
破損・汚損共済金自己負担額	共済契約証書記載の破損・汚損共済金自己負担額をいいます。
破損・汚損共済金通常支払限度額	共済契約証書記載の破損・汚損共済金の通常支払限度額をいいます。
不測かつ突発的な事故	次の①から⑦までの事故以外の偶然な事故をいいます。 ①火災、落雷または破裂もしくは爆発（注） (注) 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。 ②風災（注1）、雹災または雪災（注2） (注1) 台風、旋風、竜巻、暴風等をいいます。 (注2) 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいいます。 ③建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触 ④次のア、もしくはイ、のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（水が溢れることをいいます。）による水濡れ。 ア、給排水設備に生じた事故 イ、被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故 ⑤騒擾およびこれに類似の集団行動（注）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 (注) 群衆または多数者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穡が害される状態または被害を生ずる状態をいいます。 ⑥盜難 ⑦台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水害
普通共済約款	この特約が付帯された総合火災共済普通共済約款をいいます。

第2条（共済金を支払う場合）

(1) 組合は、不測かつ突発的な事故によって、(2) に規定する共済の対象が損害を受けた場合、この特約および普通共済約款に従い、破損・汚損共済金を支払います。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊に対しては、共済金を支払いません。

(2) この特約における共済の対象は、次の①および②とします。ただし、②が共済の対象に該当するのは、①の共済契約の共済期間中に限ります。

① この共済契約の商品・製品等を除く共済の対象

② 組合が共済契約者と締結した①に同一の組合が共済契約者と締結した他の共済契約等の商品・製品等を除く共済の対象

第3条（共済金を支払わない場合）

(1) 組合は、普通共済約款第8条（共済金を支払わない損害）に規定する損害のほか、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑩までのいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 被共済者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 共済契約者または被共済者が所有または運転する車両の衝突または接触による損害
- ④ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の同居の親族の破壊行為による損害
- ⑤ 共済の対象に対する加工・修理等の作業（注1）中における作業上の過失または技術的拙劣に起因する損害。
- ⑥ 共済の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外來の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ⑦ 証欺または横領によって共済の対象に生じた損害
- ⑧ 共済契約者、被共済者または共済金受取人（注2）の使用者もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共に謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
- ⑨ 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
- ⑩ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
- ⑪ 楽器の弦（注3）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と一緒に損害を被った場合は除きます。
- ⑫ 楽器の音色または音質の変化
- ⑬ 風、雨、雹もしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのもの漏入により生じた損害
- ⑭ 移動電話（注4）等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑮ ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑯ ラジオコントロール模型およびその付属品
- ⑰ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と一緒に損害を受けた場合を除きます。
- ⑯ 動物または植物について生じた損害
- ⑯ 自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害
- ⑯ ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑯ ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑯ 貸借物件に於ける賃借人の居住または使用により発生した建物価値の減少等の原状回復費用（経年劣化、通常使用による消耗等の修繕費用を含みます。）
- ⑯ 明記家財に生じた損害
- ⑯ (注1) 共済の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。
- ⑯ (注2) これらの者の法定代理人を含みます。
- ⑯ (注3) ピアノ線を含みます。
- ⑯ (注4) P H S、スマートフォンを含みます。

第4条（損害の額）

組合が第2条（共済金を支払う場合）(1) の共済金として支払うべき損害の額は、普通共済約款第9条（損害の額）の規定に基づいて算出した額とします。

第5条（共済金の支払額）

組合は、前条の規定による損害の額に基づいて、次の①から④の規定により算出した額を共済金として支払います。

- ① 共済金額が共済価額と同額である場合またはこれを超える場合は、共済金は、損害の額から破損・汚損共済金自己負担額を差し引いた残額とします。
- ② 共済金額が共済価額より低い場合は、共済金は、次の算式によって算出した額か

ら破損・汚損共済金自己負担額を差し引いた残額とします。

前条の規定による損害の額×共済金額／共済価額

- ③ ①および②の規定にかかわらず、共済の対象を合算した共済金は、共済期間を通して、破損・汚損共済金支払限度額を限度とします。
④ ③の規定にかかわらず、共済期間が1年を超える場合には、契約年度ごとに、破損・汚損共済金支払限度額を適用します。

第6条 (他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

(1) 第2条 (共済金を支払う場合) の損害に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約等がある場合には、普通共済約款第18条 (他の共済契約等がある場合の共済金の支払額) (1) の規定を準用します。

(2) (1)において、普通共済約款第18条 (他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

(1) の規定中「支払限度額」とあるのは「損害の額から他の共済契約等のうち最も低い自己負担額を差し引いた残額」と読み替えるものとします。

第7条 (普通約款に掲げる費用共済金等との関係)

組合は、この特約においては、普通共済約款第11条 (臨時費用共済金の支払額) から第17条 (修理付帯費用共済金の支払額) までに規定する費用共済金の支払および第37条 (損害防止義務および損害防止費用) の損害防止費用の負担に関する規定を適用しません。

第8条 (共済金支払後の共済契約)

(1) 組合が支払った共済金の額が、共済期間を通して、破損・汚損共済金通算支払限度額と同額となったときは、この特約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) この特約が、(1)の規定により終了した場合には、組合は、共済掛金を返還しません。

(3) (2)の場合において、共済期間が1年を超えて、かつ、この特約にかかる翌契約年度以降に対応する共済掛金が払い込まれているときは、組合は、当該共済掛金を返還します。

第9条 (失効または解除の場合の共済掛金の返還)

(1) 共済契約が失効となる場合は解除された場合において、既に共済金を支払うべき損害が発生していたときは、この特約にかかる共済掛金を返還しません。

(2) (1)において、共済期間が1年を超えて、かつ、この特約にかかる翌契約年度以降に対応する共済掛金が払い込まれている場合には、組合は、当該共済掛金を返還します。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別紙第82号

破損・汚損損害等補償特約条項（新総合火災共済）

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済金	破損・汚損共済金をいいます。
契約年度	初年度については、共済期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの共済期間の初日応当日から1年間をいいます。
商品・製品等	非住宅物件のうち商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物および副資材をいいます。
破損・汚損共済金自己負担額	共済契約証書記載の破損・汚損共済金自己負担額をいいます。
破損・汚損共済金通算支払限度額	共済契約証書記載の破損・汚損共済金の通算支払限度額をいいます。
不測かつ突発的な事故	次の①から⑦までの事故以外の偶然な事故をいいます。 ①火災、落雷または破裂もしくは爆発（注）

(注) 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

②風災（注1）、雹災または雪災（注2）

(注1) 台風、旋風、竜巻、暴風等をいいます。

(注2) 豪雪の場におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいいます。

③建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触

④次のア、モレ、イ、のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（水が溢ることをいいます。）による水濡れ。

ア、給排水設備に生じた事故

イ、被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故

⑤騒擾およびこれに類似の集団行動（注）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(注) 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穡が害される状態または被害を生ずる状態をいいます。

⑥盜難

⑦台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災

普通共済約款

この特約が付帯された新総合火災共済普通共済約款をいいます。

第2条 (共済金を支払う場合)

(1) 組合は、不測かつ突発的な事故によって、(2)に規定する共済の対象が損害を受けた場合、この特約および普通共済約款に従い、破損・汚損共済金を支払います。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊に対しては、共済金を支払いません。

(2) この特約における共済の対象は、次の①および②とします。ただし、②が共済の対象に該当するは、①の共済契約の共済期間中に限ります。

① この共済契約の商品・製品等を除く共済の対象（営業用什器・備品等損害特約をセッティングしている場合、営業用什器・備品も対象となります）

② 組合が共済契約者と締結した①に同一の組合が共済契約者と締結した他の共済契約等の商品・製品等を除く共済の対象

第3条 (共済金を支払わない場合)

(1) 組合は、普通共済約款第2章 債権条項 第4条 (共済金を支払わない場合) に規定する損害のほか、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑫までのいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

① 差押え、収取、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。

② 被共済者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。

③ 共済契約者または被共済者が所有または運転する車両の衝突または接触による損害

④ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の同居の親族の破壊行為による損害

⑤ 共済の対象に対する加工・修理等の作業（注1）中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。

⑥ 共済の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外來の事故の結果として発生した場合を除きます。

⑦ 許されまでは横領によって共済の対象に生じた損害

⑧ 共済契約者、被共済者または共済金受取人（注2）の使用者もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共に実行を行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害

⑨ 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害

⑩ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害

⑪ 楽器の弦（注3）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分とともに損害を被った場合を除きます。

⑫ 楽器の音色または音質の変化

⑬ 風、雨、雹もしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害

⑭ 移動電話（注4）等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害

- ⑯ ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑰ ラジオコントロール模型およびその付属品
- ⑱ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑲ 動物または植物について生じた損害
- ⑳ 自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害
- ㉑ ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品について生じた損害
- ㉒ ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウイングサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品について生じた損害
- ㉓ 貸借物件に於ける賃借人の居住または使用により発生した建物価値の減少等の原因回復費用（経年劣化、通常使用による消耗等の修繕費用を含みます。）
- ㉔ 明記家財に生じた損害
(注1) 共済の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。
(注2) これらの者の法定代理人を含みます。
(注3) ピアノ線を含みます。
(注4) P.H.S.、スマートフォンを含みます。

第4条（損害の額）

組合が第2条（共済金を支払う場合）(1) の共済金として支払うべき損害の額は、普通共済約款第2章補償条項第2条（損害共済金を支払う場合）(1)<補償内容・損害共済金一覧表>損害共済金の支払額建物A. および家財B. の規定に基づいて算出した額とします。

第5条（共済金の支払額）

組合は、前条の規定による損害の額に基づいて、次の①から④の規定により算出した額を共済金として支払います。

- ① 共済金額が共済価額と同額である場合またはこれを超える場合は、共済金は、損害の額から破損・汚損共済金自己負担額を差し引いた残額とします。
- ② 共済金額が共済価額より低い場合は、共済金は、次の算式によって算出した額から破損・汚損共済金自己負担額を差し引いた残額とします。
前条の規定による損害の額×共済金額／共済価額
- ③ ①および②の規定にかかわらず、共済の対象を合算した共済金は、共済期間を通して、破損・汚損共済金支払限度額を限度とします。
- ④ ③の規定にかかわらず、共済期間が1年を超える場合には、契約年度ごとに、破損・汚損共済金支払限度額を適用します。

第6条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 第2条（共済金を支払う場合）の損害に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約等がある場合には、普通共済約款第2章補償条項第5条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）(1) および(2) の規定を準用します。

(2) (1)において、普通共済約款第2章補償条項第5条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）(1) の規定中「支払限度額」とあるのは「損害の額から他の共済契約等のうち最も低い自己負担額を差し引いた残額」と読み替えるものとします。

第7条（普通共済約款に掲げる費用共済金等との関係）

組合は、この特約においては、普通共済約款第2章補償条項第3条（費用共済金を支払う場合）および普通共済約款第3章基本条項第19条（事故発生時の義務および損害防止費用）の損害防止費用の負担に関する規定を適用しません。

第8条（共済金支払後の共済契約）

(1) 組合が支払った共済金の額が、共済期間を通して、破損・汚損共済金通算支払限度額と同額となったときは、この特約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) この特約が、(1)の規定により終了した場合には、組合は、共済掛金を返還しません。
(3) (2)の場合において、共済期間が1年を超える、かつ、この特約にかかる翌契約年度以降に對応する共済掛金が払い込まれているときは、組合は、当該共済掛金を返還します。

第9条（失効または解除の場合の共済掛金の返還）

(1) 共済契約が失効となる場合または解除された場合において、既に共済金を支払うべき損害が発生していたときは、この特約にかかる共済掛金を返還しません。

(2) (1)において、共済期間が1年を超える、かつ、この特約にかかる翌契約年度に對応する共済掛金が払い込まれている場合には、組合は、当該共済掛金を返還します。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別紙第83号

風災等フランチャイズ不適用特約条項 (普通火災（住宅・普通物件用))

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通共済約款	この特約が付帶された普通火災共済普通共済約款（住宅・普通物件用）をいいます。

第2条（共済金を支払う場合）

(1) 組合は、この特約に従い、普通共済約款第7条（共済金を支払う場合）(2) の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

(2) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する事故によって共済の対象が損害（風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（注1）または屋外設備・装置の外側の部分が次の①から③までのいずれかに該当する事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。以下(2)において同様とします。)を受けた場合は、その損害に対して、この約款に従い、損害共済金を支払います。

① 風災（台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。）

② 風災

③ 雪災（豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）(注2)

(注1) 「建物の外側の部分」とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

(注2) ③の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通共済約款第40条（共済金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別紙第84号

風災等フランチャイズ不適用特約条項 (普通火災（工場物件用))

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通共済約款	この特約が付帶された普通火災共済普通共済約款（工場物件用）をいいます。

第2条（共済金を支払う場合）

(1) 組合は、この特約に従い、普通共済約款第6条（共済金の支払）(2) および (3) の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

(2) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する事故によって共済の対象が損害（風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（注1）または屋外設備・装置の外側の部分が次の①から③までのいずれかに該当する事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。以下(2)において同様とします。）を受けた場合は、その損害に対して、この約款に従い、損害共済金を支払います。

① 風災（台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。）

② 雹災

③ 雪災（豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）（注2）

(注1)「建物の外側の部分」とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

(注2)③の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おののおの別の事故によって生じたことが普通共済約款第42条（共済金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。

(3) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する事故によって共済の対象が損害を受けた場合には、その損害に対して、この約款に従い、損害共済金を支払います。

① 航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下

② 車両（その積載物を含みます。以下同様とします。）の衝突または接触

③ 駆撲およびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穀が害される状態または被害を生ずる状態であって、次条（2）の①に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別紙第85号

風災等フランチャイズ不適用特約条項 (総合火災共済用)

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通共済約款	この特約が付帯された総合火災共済普通共済約款をいいます。

第2条（共済金を支払う場合）

(1) 組合は、この特約に従い、普通共済約款第7条（共済金を支払う場合）(2) の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

(2) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する事故によって共済の対象が損害（風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（注1）が次の①から③までのいずれかに該当する事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。以下(2)において同様とします。）を受けた場合は、その損害に対して、この約款に従い、損害共済金を支払います。

① 風災（台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。）

② 雹災

③ 雪災（豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）（注2）

（注1）「建物の外側の部分」とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

（注2）③の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おののおの別の事故によって生じたことが普通共済約款第42条（共済金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別紙第86号

近隣類焼共済金特約条項

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約年度	初年度については、共済期間の初日から1年間、次年度以降については、共済期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。ただし、1年未満の端日数がある場合は、その共済期間の初日応当日から共済期間の末日までの期間とします。
主契約	普通共済約款に基づく共済契約をいいます。
主契約家財	主契約の共済の対象である家財をいいます。
主契約建物	主契約の共済の対象である建物をいいます。
主契約被保険者	主契約の共済の対象の被共済者をいいます。
他の共済契約等	第2条（共済金を支払う場合）の損害を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。
普通共済約款	普通火災共済普通約款をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
共済金	近隣類焼共済金をいいます。
近隣類焼共済金	①「近隣類焼共済金対象物」とは、居住の用に供する建物であって、その全部または一部は対象物部で世帯が現実に生活を営んでいるものまたはこれに収容される家財をいいます。なお、建物には、次のア、からエ、までを含みます。（②および③において同様とします。） ア、畳、建具その他これらに類する物 イ、電気、通信、ガス、給排水、衛生、消防、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの ウ、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの エ、門、扉もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物 ②①の規定にかかるわらず、次のア、またはイ、に掲げる建物またはこれに収容される家財は、近隣類焼共済金対象物に含みます。 ア、常時、居住の用に供しうる状態にある別荘（営業用の貸別荘を除きます。） イ、常時、居住の用に供しうる状態にある空家（建売業者等が所有する売却用の空家を除きます。） ③①および②の規定にかかるわらず、次のア、からオ、までに掲げる建物は、近隣類焼共済金対象物に含みません。 ア、主契約建物

	<p>イ. 主契約家財を収容する保険証券記載の建物</p> <p>ウ. 主契約被共済者または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族の所有する建物（区分所有建物の共用部分の主契約被共済者以外の者または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を除きます。）</p> <p>エ. 建築中または取りこなし中の建物（損害が発生した時に、世帯が現実に生活を営んでいたものを除きます。）</p> <p>オ. 国もしくは地方公共団体またはこれらに類する法人の所有する建物（区分所有建物の共用部分のこれらの者以外の者の共有持分を除きます。）</p> <p>④①および②の規定にかかわらず、次のア、からコ、までに掲げる家財は、近隣類焼共済金対象物に含みません。</p> <p>ア. 主契約家財</p> <p>イ. 主契約建物に収容される家財</p> <p>ウ. 主契約被共済者または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族の所有・使用または管理する家財</p> <p>エ. 家財を収容する建物内で現実に生活を行っている者以外の者が所有権を有するその家財</p> <p>オ. 自動車（注1）、船舶（注2）および航空機</p> <p>カ. 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等（注3）その他これらに類する物</p> <p>キ. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの</p> <p>ク. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物</p> <p>ケ. 動物、植物</p> <p>コ. 商品、見本品、業務用什器・備品・機械装置・道具その他事業を営むために使用されるもの</p> <p>（注1）自動車 自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、総排気量が125cc以下の原動機付自転車は近隣類焼共済金対象物に含みます。</p> <p>（注2）船舶 ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。</p> <p>（注3）乗車券等 定期券は近隣類焼共済金対象物に含みます。</p>
近隣類焼共済金の再調達額	近隣類焼共済金対象物が建物の場合は、近隣類焼共済金対象物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築または再取得するに要する額、近隣類焼共済金対象物が家財の場合は、近隣類焼共済金対象物と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するに要する額をいいます。
近隣類焼共済金対象物を共済の対象とする他の共済契約等	近隣類焼共済金対象物の全部または一部を共済の対象とし、近隣類焼共済金被共済者または近隣類焼共済金対象物の所有者の全部または一部を被共済者とする他の共済契約または保険契約をいいます。
近隣類焼共済金被共済者	近隣類焼共済金対象物の所有者をいいます。ただし、2人以上の近隣類焼共済金対象物の所有者が同居の親族の関係に該当する場合はそれらの世帯主を、また、近隣類焼共済金対象物が区分所有建物の共用部分である場合は管理組合または管理組合法人を、近隣類焼共済金被共済者とみなして、第4条（共済金の支払額）から第7条（複数の近隣類焼共済金被共済者がある場合の共済金の支払額）までの規定を適用します。

（2）主契約建物が借用に供される戸室（以下「借用戸室」といいます。）を有している場合または主契約建物が借用に供される一戸建（以下「借用一戸建」といいます。）である場合は、この特約の規定は、次のとおり読み替えるものとします。

① （1）で定義されている用語「近隣類焼共済金対象物」における④のイ、の規定中「主契約建物に収容される家財」とあるのは「主契約建物に収容される家財。ただし、

主契約建物が借用戸室を有している場合は、借用戸室またはこれに収容される家財から事故が発生したときにおけるその借用戸室に収容される家財にかぎります。」

② 次条の（注1）の規定中「主契約が共済契約者と被共済者が異なる共済契約の場合の共済契約者を含み、主契約被共済者と生計を共にする同居の親族を除きます。」とあるのは「主契約が共済契約者と被共済者が異なる共済契約の場合の共済契約者を含み、主契約被共済者と生計を共にする同居の親族および主契約被共済者の許諾を得て主契約建物の借用戸室または借用一戸建である主契約建物に居住する者（共済契約者、主契約被共済者および主契約被共済者と生計を共にする同居の親族を除きます。）を除きます。」

第2条（共済金を支払う場合）

組合は、①の事故（以下「事故」といいます。）によって生じた②の損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従い、近隣類焼共済金を支払います。

① 事故

主契約建物もしくはこれに収容される家財または主契約家財もしくはこれを収容する共済契約証書記載の建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、主契約における第三者（注1）の所有物で主契約被保険者以外の者が占有する部分（注2）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。なお、主契約建物に収容される家財または主契約家財を収容する共済契約証書記載の建物は、普通共済約款第3条に掲げる表の共済の対象に含まれるものもしくは共済の対象に含まれないものの規定を準用します。

② 損害

近隣類焼共済金対象物の滅失、損傷または汚損（注3）。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

（注1）主契約における第三者

主契約が共済契約者と被共済者が異なる共済契約の場合の共済契約者を含み、主契約被共済者と生計を共にする同居の親族を除きます。

（注2）主契約被共済者以外の者が占有する部分

区分所有建物の共用部分を含みます。

（注3）近隣類焼共済金対象物の滅失、損傷または汚損
消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。

第3条（共済金を支払わない場合）

（1）組合は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 共済契約者、主契約被共済者（注1）または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人の故意

② 近隣類焼共済金被共済者（注2）またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反。ただし、共済金を支払わないのは、その近隣類焼共済金被共済者（注2）が被った損害にかぎります。

③ ②に規定する者以外の者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注3）またはその者（注3）の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

（2）組合は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害（注4）に対しては、共済金を支払いません。

① 戰争、外國の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注1）共済契約者、主契約被共済者

共済契約者または主契約被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）近隣類焼共済金被共済者

近隣類焼共済金被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）その者（④に規定する者以外の共済金を受け取るべき者）

④に規定する者以外の共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注4)①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害

①から③までの事由によって発生した前条に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がかかる場合でも前条に掲げる事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質(注5)によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (共済金の支払額)

(1) 組合が共済金として支払うべき損害の額は、近隣類焼共済金対象物の再調達価額によって定めます。

(2) 組合は、「1億円」(組合が共済金を支払った場合は、「1億円」からその共済金の額を控除した残額を損害が生じた時以後の共済期間に対する共済金額とします。以下「共済金額」といいます。)を限度として(1)の規定による損害の額を共済金として支払います。

(3) 共済期間が1年を超える共済契約においては、組合は、契約年度ごとに(2)の規定を適用します。

第5条 (近隣類焼共済金対象物を共済の対象とする他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

近隣類焼共済金対象物を共済の対象とする他の共済契約等がある場合は、組合は、共済金額を限度に、前条(1)の規定によって算出した損害の額から近隣類焼共済金対象物を共済の対象とする他の共済契約等の共済金の支払責任額(事故が発生したことによって生ずる費用に対する共済金を除きます。以下同様とします。)の合計額を控除した残額を近隣類焼共済金として支払います。

第6条 (他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計が、損害の額を超えるときは、組合は、次に定める額を近隣類焼共済金として支払います。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

$$\text{損害の額} - \text{近隣類焼共済金を補償する他の共済契約等によって既に支払われている共済金または保険金の額} = \text{近隣類焼共済金の額}$$

第7条 (複数の近隣類焼共済金被保険者がある場合の共済金の支払額)

(1) 1回の事故において複数の近隣類焼共済金被保険者がある場合は、組合は、それぞれの近隣類焼共済金被保険者に対して、共済金額を近隣類焼共済金被保険者数で除した額を限度に、第4条(共済金の支払額)から前条までの規定によって算出した額を近隣類焼共済金として支払います。

(2) (1)の規定によって算出したそれぞれの近隣類焼共済金被保険者に対する近隣類焼共済金の合計額が共済金額に満たない場合で、かつ、(1)の規定によって算出した近隣類焼共済金の額が第4条(共済金の支払額)から前条までの規定によって算出した支払責任額に満たない近隣類焼共済金被保険者(以下「追加支払対象被保険者」といいます。)があるときは、その追加支払対象被保険者に対して、次の算式によって算出した近隣類焼共済金を追加して支払います。ただし、いかなる場合も組合の支払うべき近隣類焼共済金の額は、第4条から前条までの規定による支払責任額を超えることはありません。

$$(\text{共済金額} - \text{それぞれの近隣類焼共済金被保険者に対する(1)の規定によって算出した近隣類焼共済金の合計額})$$

$$\times \begin{pmatrix} \text{それぞれの追加支払対象被保険者に対する第4条から前条までの規定によって算出した支払責任額} \\ \text{それぞれの追加支払対象被保険者に対する(1)の規定によって算出した近隣類焼共済金の額} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \text{その追加支払い対象被保険者に対して追加して支払う近隣類焼共済金の額} \\ \text{それぞれの追加支払対象被保険者に対する(1)の規定によって算出した近隣類焼共済金の合計額} \end{pmatrix}$$

(3) 組合は、(1)および(2)の規定にしたがって近隣類焼共済金の額を算定することになる場合において、その額について組合と近隣類焼共済金被保険者との間で意見が一致しないときは、組合の費用により、それぞれの近隸類焼共済金被保険者の同意を得て、民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の手続を行うことができます。

第8条 (重大事由による解除)

(1) 組合は、近隣類焼共済金被保険者が、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約のその近隣類焼共済金被保険者に係る部分を解除することができます。

- ① 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
- ② 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
- ④ 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- ⑤ その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるること。

(2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通共済約款第5章第28条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した普通共済約款第7条(共済金の支払)(1)の事故による損害に対しては、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。

(3) 共済契約者が普通共済約款第5章第27条(重大事由による解除)(1)の③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより同条(1)の規定による解除がなされた場合、または(1)の規定による解除がなされた場合には、普通共済約款第5章第27条(2)および(2)の規定は、(1)の①から④までのいずれにも該当しない近隣類焼共済金被保険者に生じた損害については適用しません。

- (注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第9条 (事故発生時の義務および損害防止費用)

(1) 共済契約者または主契約被保険者は、近隣類焼共済金対象物について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の共済契約等の有無および内容(注1)を組合に遅滞なく通知しなければなりません。

(2) 共済契約者または主契約被保険者は、近隣類焼共済金対象物について損害が生じたことを知った場合は、近隣類焼共済金被保険者に対し、この共済契約の内容を遅滞なく通知するものとします。

(3) 共済契約者または主契約被保険者は、(2)の近隣類焼共済金被保険者数を組合に遅滞なく通知しなければなりません。

(4) 近隣類焼共済金被保険者は、近隣類焼共済金対象物について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに近隣類焼共済金対象物を共済の対象とする他の共済契約等の有無および内容(注2)を組合に通知するものとします。

(5) 共済契約者、主契約被保険者または近隣類焼共済金被保険者は、第7条(共済金の支払)の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(6) (5)の場合において、共済契約者、主契約被保険者または近隣類焼共済金被保険者が、火災、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、普通共済約款第8条(共済金を支払われない損害)に掲げる事由に該当しないときはまたは普通共済約款第6条(共済責任の始期および終期)(3)の規定が適用されないときは、組合は、次の①から③までに掲げる費用にかぎり、これを負担します。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。

- ① 消火活動のために費消した消防器等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物(注3)の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または慰謝料に属するものを除きます)

(7) 第5条(近隣類焼共済金対象物を共済の対象とする他の共済契約等がある場合の共

済金の支払額) および第6条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額) の規定は、(6) に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第5条の規定中「前条(1) の規定によって算出した損害の額」とあるのは「第9条(事故発生時の義務および損害防止費用)(6) によって組合が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

(8) (6) の場合において、組合は、(6) に規定する負担金と共済金との合計額がこの特約の共済金額を超えるときでも、これを負担します。

(注1) 他の共済契約等の有無および内容

既に他の共済契約等から共済金または保険金の支払を受けた場合は、その事實を含みます。

(注2) 近隣類焼共済金対象物を共済の対象とする他の共済契約等の有無および内容

既に他の共済契約等から共済金または保険金の支払を受けた場合は、その事實を含みます。

(注3) 消火活動に使用したことにより損傷した物

消防活動に従事した者の着用物を含みます。

第10条(事故発生時の義務違反)

(1) 共済契約または主契約被共済者が、正当な理由がなく前条(1) から(3) までの規定に違反した場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(2) 近隣類焼共済金被共済者が、正当な理由がなく前条(4) の規定に違反した場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(3) 共済契約者、主契約被共済者または近隣類焼共済金被共済者が正当な理由がなく、前条(5) に規定する義務を履行しなかった場合は、組合は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\text{第4条(共済金の支払額)} - \boxed{\text{(1) による損害の額}} = \boxed{\text{損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額}} = \boxed{\text{損害の額}}$$

第11条(代位求償権不行使)

普通共済約款第38条(代位) の規定により、近隣類焼共済金被共済者が共済契約者、主契約被共済者または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族に対して有する債権を、組合が取得した場合は、組合は、これを行使しないものとします。

第12条(共済金の支払時期)

組合は、普通共済約款第40条(共済金の支払時期)(1) の規定中、「請求完了日(注1)」であるのを、次の①および②のとおり読み替えて適用します。

① 第7条(複数の近隣類焼共済金被共済者がある場合の共済金の支払額)(1) の共済金の支払については、「請求完了日(注1) または近隣類焼共済金被共済者数の確定日のいずれか遅い日」

② 第7条(2) の共済金の支払については、「すべての近隣類焼共済金被共済者に対して近隣類焼共済金特約第7条(複数の近隣類焼共済金被共済者がある場合の共済金の支払額)(1) の規定による共済金の支払を完了した日」

第13条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約の付された普通共済約款の規定を準用します。

この場合において、普通共済約款第39条(共済金の請求) および第40条(共済金の支払時期) の規定中、「被共済者」とあるのを「被共済者(近隣類焼共済金被共済者を含みます。)」と読み替えるものとします。

盗難特約条項

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済期間	第3条(共済金の支払)に規定する損害共済金をいいます。
自己負担額	共済金の算出にあたり、損害の額から控除する共済契約証書記載のこの特約の自己負担額をいいます。
支払限度額	別表に掲げる支払限度額をいいます。
支払責任額	他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金の額をいいます。
商品・製品等	非住宅物件のうち商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物および副資材をいいます。
他の共済契約等	この特約が付帯された共済契約における共済の対象と同一の敷地内に所在する被共済者所有の建物または建物以外のものについて締結された第3条(共済金の支払)の損害を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
普通共済約款	この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款(工場物件用)をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第2条(共済の対象の範囲)

(1) この特約における共済の対象の範囲は、普通共済約款に定める共済の対象の範囲と同一とします。ただし、次に掲げる物は、共済契約証書に明記されていない場合は、共済の対象に含まれません。

- ① 建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽
- ② 軌道、護岸、桟橋、防油堤その他の土木構築物

(2) 前項にかかわらず、設備・什器等が共済の対象である場合において、業務用の通貨または預貯金証書に第3条(共済金の支払)(2) の盗難による損害が生じたときは、普通共済約款第3条(2) の規定にかかわらず、これらを共済の対象として取り扱います。

(3) (2) の場合において、この特約にいう共済価額および共済金額は、通貨および預貯金証書以外の共済の対象に対するものとします。

第3条(共済金の支払)

(1) 組合は、普通共済約款第6条(共済金の支払)の事故による損害のほか、盗難によって共済の対象である建物、設備・什器等および商品・製品等について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この特約に従い、損害共済金を支払います。

(2) 組合は、設備・什器等が共済の対象である場合において、共済契約証書記載の建物内における業務用の通貨もしくは預貯金証書の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、この特約に従い、損害共済金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の①および②に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。

- ① 共済契約者または被共済者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
- ② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。

第4条(共済金を支払わない損害)

(1) 組合は、普通共済約款第7条(共済金を支払わない損害)(1) から(3) に規定する事由によって生じた損害のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 共済の対象が野積みの動産(注) 以外の動産である場合において、その共済の対象が収容される共済契約証書記載の建物または屋外設備・装置の外にある間に生じた事故

② 共済の対象が野積みの動産(注) である場合において、共済契約証書記載の共済

の対象の所在地の敷地内に所在しないときまたは建物または屋外設備・装置内に収容されているときには生じた事故

(注) 野積みの動産

屋外にある動産をいいます。

(2) 組合は、普通共済約款第3条（共済の対象の範囲）(2)(3)の規定により共済契約証書に明記された共済の対象に含まれる貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものといいます。）、彫刻物その他の美術品の盗取によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

第5条（損害の額）

(1) 組合が第3条（共済金の支払）(1)の損害共済金として支払うべき損害の額は、普通共済約款第8条（損害の額）の規定中、「第6条（共済金の支払）(1)から(4)」とあるのと、「盗難特約第3条（共済金の支払）」と読みかえて、当該規定により算出した額とします。

(2) (1)において、盗取された共済の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、損害の額に含まれるものとします。ただし、その共済額を限度とします。

第6条（損害共済金の支払額）

組合は、第5条（損害の額）の規定による損害の額に基づいて、次に掲げる額を第3条（共済金の支払）(1)の損害共済金として支払います。ただし、損害共済金は、損害額または支払限度額を限度とします。

$$(\text{損害の額} - \text{自己負担額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済額}} = \text{損害共済金の額}$$

第7条（損害共済金の支払額一通貨または預貯金証書の盗難の場合）

第3条（共済金の支払）(2)の業務用の通貨もしくは業務用の預貯金証書の盗難の場合は、組合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに次の表に掲げる額を限度とし、その損害の額を損害共済金として支払います。

区分	損害共済金
業務用の通貨	30万円または設備・什器等の共済金額のいずれか低い額を限度
業務用の預貯金証書	300万円または設備・什器等の共済金額のいずれか低い額を限度

第8条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表の共済金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、組合は、次の①または②に定める額を共済金として支払います。

① 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われていない場合

この共済契約の支払責任額

② 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われた場合

支払限度額から、他の共済契約等から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の場合において、他の共済契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの共済契約によって支払われるべき損害共済金の額を差し引いた残額について共済金または保険金を支払う旨の約定があるときは、第3条（共済金の支払）(1)および(2)の損害共済金については、その他の共済契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。

(3) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのの別に適用します。

第9条（包括契約の場合の共済金の支払額）

2以上上の共済の対象を1共済額で契約した場合は、それぞれの共済額の割合によって共済額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの共済の対象に対する共済額とみなす。第6条（損害共済金の支払額）および第7条（損害共済金の支払額一通貨または預貯金証書の盗難の場合）の規定をおのの別に適用します。

第10条（残存物の帰属）

(1) 組合が第3条（共済金の支払）(1)の損害共済金を支払った場合でも、共済の対象

の残存物について被共済者が有する所有権その他の物権は、組合がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、組合に移転しません。

(2) 盗取された共済の対象について、組合が第3条（共済金の支払）(1)の損害共済金を支払う前にその共済の対象が回収された場合は、第5条（損害の額）(2)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3) 共済の対象が盗取された場合に、組合が第3条（共済金の支払）(1)の損害共済金を支払ったときは、組合は、支払った共済金の額の共済額に対する割合によって、その盗取された共済の対象について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。

(4) (3)の規定にかかわらず、被共済者は、支払を受けた損害共済金に相当する額（第5条（損害の額）(2)の費用に対する損害共済金に相当する額を差し引いた残額とします。）を組合に支払って、その共済の対象の所有権その他の物権を取得することができま

第11条（共済金の請求）

被共済者が共済金の支払を請求する場合は、普通共済約款第38条（共済金の請求）(2)に規定する書類のほか、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類を提出しなければなりません。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別表（他の共済契約等がある場合の共済金の支払限度）

共済金の種類	支払限度額
第3条(1)の損害共済金	損害の額 - 自己負担額（注） (注) 他の共済契約等、この共済契約の自己負担額より低いものがあるときは、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。
第3条(2)の損害共済金 (1)業務用の通貨	1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円（注）または損害の額のいずれか低い額 (注) 他の共済契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注）または損害の額のいずれか低い額 (注) 他の共済契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

別紙第88号

水災特約条項

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済金	第2条（共済金の支払）に規定する水害共済金をいいます。
自己負担額	共済金の算出にあたり、損害の額から控除する共済契約証書記載のこの特約の自己負担額をいいます。
支払限度額	別表に掲げる支払限度額をいいます。
支払責任額	他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金の額をいいます。
他の共済契約等	この特約が付帯された共済契約における共済の対象と同一の敷地内

	に所在する被共済者所有の建物または建物以外のものについて締結された第2条（共済金の支払）の損害を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。
普通共済約款	この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（工場物件用）をいいます。
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

第2条（共済金の支払）

組合は、普通共済約款第6条（共済金の支払）の事故による損害のほか、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって共済の対象が損害を受けた場合は、その損害に対して、この特約に従い、水害共済金を支払います。

第3条（共済金を支払わない損害）

組合は、普通共済約款第7条（共済金を支払わない損害）（1）から（3）に規定する事由によって生じた損害のほか、前条の事故における共済の対象の紛失または盗難に該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

第4条（共済の対象の範囲）

この特約における共済の対象の範囲は、普通共済約款に定める共済の対象の範囲と同一とします。ただし、次に掲げる物は、共済契約証書に明記されていない場合は、共済の対象に含まれません。

- ① 建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽
- ② 軌道、護岸、桟橋、防油堤その他の土木構築物

第5条（水害共済金の支払額）

組合は、普通共済約款第8条（損害の額）の規定による損害の額に基づいて、次に掲げる額を水害共済金として支払います。ただし、水害共済金は、損害額または支払限度額を限度とします。

$$(損傷の額 - 自己負担額) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} = \text{水害共済金の額}$$

第6条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表の支払限度額を超えるときは、組合は、次の①または②に定める額を共済金として支払います。

- ① 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われていない場合

この共済契約の支払責任額

- ② 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われた場合

支払限度額から、他の共済契約等から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の場合において、他の共済契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの共済契約によって支払われるべき損害共済金の額を差し引いた残額について共済金または保険金を支払う旨の約定があるときは、第2条（共済金の支払）の水害共済金については、その他の共済契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。

(3) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのの別に適用します。

第7条（包括契約の場合の共済金の支払額）

2以上の共済の対象を1共済金額で契約した場合は、それぞれの共済価額の割合によって共済金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの共済の対象に対する共済金額とみなし、第5条（水害共済金の支払額）の規定をおのの別に適用します。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別表（他の共済契約等がある場合の共済金の支払限度）

共済金の種類	支払限度額
第2条の水害共済金	損傷の額 - 自己負担額（注） (注)他の共済契約等に、この共済契約の自己負担額より低いものがあるときは、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。

電気的・機械的事故特約条項**第1条（用語の定義）**

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
火災	普通共済約款の規定により組合が共済金を支払うべき事故のうち火災をいいます。
機械的事故	偶然な外來の事故に直接起因しない、機械の稼働に伴って発生した機械的事故をいいます。
共済金	第2条（共済金の支払）に規定する損害共済金をいいます。
自己負担額	共済金の算出にあたり、損害の額から控除する共済契約証書記載のこの特約の自己負担額をいいます。
他の共済契約等	この特約が付帯された共済契約における共済の対象と同一の敷地内に所在する被共済者所有の建物または建物以外のものについて締結された第2条（共済金の支払）の損害を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。
電気的事故	偶然な外來の事故に直接起因しない、電気の作用に伴って発生した電気的事故をいいます。
普通共済約款	この特約が付帯された普通共済約款をいいます。

第2条（共済金の支払）

組合は、普通共済約款に規定する損害のほか、電気的事故または機械的事故によって共済の対象に生じた損害に対し、この特約に従い、損害共済金を支払います。

第3条（共済金を支払わない損害）

(1) 組合は、普通共済約款に規定する共済金を支払わない損害のほか、次の①から⑨までのいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 共済の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、共済契約者、被共済者またはこれらの方に代わって共済の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかつた欠陥については除きます。
 - ② 真空管・ブラウン管・電球等の管球類に単独に生じた損害。ただし、共済の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
 - ③ 共済の対象となるボイラに生じた圧かい、膨出、亀裂による損害
 - ④ ポイラスケールが進行した結果その部分に生じた損害
 - ⑤ この特約の対象の納入者が、被共済者に対し法律上または契約上の責任（注1）を負うべき損害
 - ⑥ 不当な修理や改造によって生じた事故
 - ⑦ 消耗部品（注2）および付属部品の交換
 - ⑧ コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等
 - ⑨ 電源周波数（Hz）、ガス種の変更に伴う改造、修理
- (2) 組合は、共済の対象である冷凍・冷蔵庫について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害（注3）に対しては、その損害の原因がこの特約で共済金を支払うべき事故であると否とを問わず、共済金を支払いません。
- (3) 組合は、共済の対象である車両（注4）について、屋外において生じた損害に対しては、その原因がこの特約で共済金を支払うべき事故であると否とを問わず、共済金を支払いません。ただし、共済の対象である車両（注4）が屋外にある場合でも、共済契約証書記載の敷地内にある間に、この特約で共済金を支払うべき事故によって生じた損害に対しては、共済金を支払います。
- (注1) 契約上の責任
保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。
- (注2) 消耗部品
乾電池、充電電池、電球、替刃、針等をいいます。
- (注3) 温度変化のために生じた損害

この特約で共済金を支払うべき事故によって共済の対象である冷凍・冷藏物が直接被った損害を除きます。

(注4) 車両

建物内に収容される商品および製品を除きます。

第4条 (共済の対象の範囲)

この特約における共済の対象の範囲は、普通共済約款に定める共済の対象の範囲と同一とします。ただし、次に掲げる物は、共済契約証書に明記されていない場合は、共済の対象に含まれません。

- ① 建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽
- ② 軌道、護岸、桟橋、防油堤その他の土木構築物

第5条 (損害共済金の支払額)

(1) 組合は、第2条 (共済金の支払) の損害共済金として、火災によって共済の対象に生じた損害に対して支払われる損害共済金の算出に適用される普通共済約款の規定を準用して算出します。

(2) (1)において、自己負担額が設定されているときは、普通共済約款に定める「損害の額」を「損害の額—自己負担額」と読み替えて、準用します。

(3) (2)にかかわらず、普通共済約款が新総合火災共済普通共済約款である場合には、(2)の規定を適用しません。

第6条 (他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

第2条 (共済金の支払額) の損害に対して損害共済金を支払うべき他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、下表の支払限度額を超えるときは、組合は、普通共済約款で定める火災事故に対して適用される規定を準用して支払います。

支払限度額	損害の額 — 自己負担額 (注)
	(注) 他の共済契約等に、この共済契約の自己負担額より低いものがあるときは、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。

第7条 (包括契約の場合の共済金の支払額)

2以上の共済の対象を1共済金額で契約した場合は、それぞれの共済価額の割合によって共済金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの共済の対象に対する共済金額とみなし、第5条 (損害共済金の支払額) の規定を適用します。

第8条 (普通共済約款に掲げる損害防止費用との関係)

この特約においては、普通共済約款に損害防止費用の負担に関する規定がある場合であっても、これを適用しません。

第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別紙第90号

新破損・汚損特約条項

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
火災	普通共済約款の規定により組合が共済金を支払うべき事故のうち火災をいいます。
共済金	第2条 (共済金の支払) に規定する損害共済金をいいます。
自己負担額	共済金の算出にあたり、損害の額から控除する共済契約証書記載のこの特約の自己負担額をいいます。

他の共済契約等	この特約が付帯された共済契約における共済の対象と同一の敷地内に所在する被共済者所有の建物または建物以外のものについて締結された第2条 (共済金の支払) の損害を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。
不測かつ突発的な事故	次の①から⑦までの事故以外の偶然な事故をいいます。 ①火災、落雷または破裂もしくは爆発 (注) (注) 気体または蒸気の急激な膨張による破壊またはその現象をいいます。 ②風災 (注1)、雹災または雪災 (注2) (注1) 台風、旋風、竜巻、暴風等をいいます。 (注2) 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいいます。 ③建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触 ④次のア、もしくはイ、のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水 (水が溢れることをいいます。) による水濡れ。 ア、給排水設備に生じた事故 イ、被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故 ⑤騒擾およびこれに類似の集団行動 (注) または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 (注) 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穡が害される状態または被害を生ずる状態をいいます。 ⑥盗難 ⑦台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災
普通共済約款	この特約が付帯された普通共済約款をいいます。

第2条 (共済金の支払)

組合は、普通共済約款に規定する損害のほか、共済の対象について生じた不測かつ突発的な事故による損害に対して、この特約に従い、損害共済金を支払います。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊に対しては、共済金を支払いません。

第3条 (共済金を支払わない場合)

(1) 組合は、普通共済約款に規定する共済金を支払わない損害のほか、次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 共済の対象が野積みの動産 (注1) 以外の動産である場合において、その共済の対象が収容される共済契約証書記載の建物または屋外設備・装置の外にある間に生じた事故

② 共済の対象が野積みの動産 (注1) である場合において、共済契約証書記載の共済の対象の所在地の敷地内に所在しないときまたは建物または屋外設備・装置内に収容されているときに生じた事故

(2) 組合は、次の①から⑩までのいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使により生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合は除きます。

② 共済の対象の置き忘れ (共済の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。)、紛失または廃棄によって生じた損害

③ 証欺または横領によって生じた損害

④ 万引きその他不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為を伴う場合は除きます。

⑤ 検品、柵卸しの際に発見された数量の不足による損害 (不法に侵入した第三者の盜取による損害を除きます。)

⑥ 共済の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害

⑦ 共済の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または汚損であって、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

⑧ 共済の対象である楽器に生じた絃 (ピアノ線を含みます。) の切断または打楽器の打皮の破損 (共済の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。) よび

音色または音質の変化の損害

- ⑨ 共済の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合における、共済の対象の汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固化化、化学変化、品質低下、目減りおよび分離・復元が不可能もしくは困難となる等の損害
- ⑩ 電力の停止または異常な供給により、共済の対象のうち商品・製品等（商品、製品、半製品、仕掛品、原料、材料、副産物および副資材等をいいます。）のみに生じた損害
- ⑪ 取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害
- ⑫ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の業務に従事中の使用人の破壊行為による損害
- ⑬ 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害
- ⑭ 共済の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、共済契約者、被共済者またはこれらの方に代わって共済の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかつた欠陥については除きます。
- ⑮ 共済の対象の自然の消耗もしくは劣化（共済の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩耗、消耗、劣化またはボイラースケールを含みます。）または性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食いその他類似の事由に起因してその部分に生じた損害
- ⑯ 共済の対象に対する修理・清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑰ 加工または製造中の動産の加工または製造に起因して生じた損害（加工または製造に使用された機械・設備・装置等の停止による損害を含みます。）
- ⑯ 共済契約証書に明記された共済の対象に含まれる通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類するものの盗取によって生じた損害。
- ⑯ 共済契約証書に明記された共済の対象に含まれる貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものをいいます。以下この章において同様とします。）、彫刻物その他の美術品の盗取によって生じた損害
- ⑯ 共済の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落（格落）による損害
- ⑯ 共済金の支払対象である事故の際ににおける共済の対象の紛失または盗取による損害
- ⑯ 土地の沈下、隆起、移動、振動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- ⑯ 真空管・ブラウン管・電球等の管球類に単独に生じた損害。ただし、共済の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑯ 放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による損害
- ⑯ 共済の対象の納入者が、被共済者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
- ⑯ 共済の対象である建設、土木、探鉱、採鉱、探石または碎石作業の用に供する機械の潤滑油、燃料等の運転用資材、工具類、キャタピラ、ブーム、ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ホース類、ハンマー部分、フォーク・ドリル、バケット、ショベル等の刃またはつめに相当する部分および、ケーシング、チューブ等の消耗品または消耗材に生じた損害
- ⑯ 倉庫場所の営業時間外において、金庫（注2）外に保管中の宝石・貴金属等について生じた盗難による損害
- ⑯ 共済の対象となるボイラに生じた圧かい、膨出、亀裂による損害
- ⑯ 共済の対象の使用または管理を委託された者または被共済者と同居の親族が被共済者に共済金を取得させる目的をもって故意に行った行為によって生じた損害
- ⑯ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者（これらの法定代理人を含みます。）の使用者もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共に謀して行った窃盗、強盗、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
- ⑯ 組合は、共済の対象である冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害（注3）に対しては、その損害の原因がこの特約で共済金を支払うべき事故であると否とを問わず、共済金を

支払いません。

④ 組合は、共済の対象である車両（注4）について、屋外において生じた損害に対しては、その原因がこの特約で共済金を支払うべき事故であると否とを問わず、共済金を支払いません。ただし、共済の対象である車両（注4）が屋外にある場合でも、共済契約証書載記の敷地内にある間に、この特約で共済金を支払うべき事故（注5）によって生じた損害に対しては、共済金を支払います。

（注1）野積みの動産

屋外にある動産をいいます。

（注2）金庫

耐火定置式のものをいい、手提げ金庫等の可動式のものを除きます。

（注3）温度変化のために生じた損害

この特約で共済金を支払うべき事故によって共済の対象である冷凍・冷蔵物が直接被った損害を除きます。

（注4）車両

建物内に収容される商品および製品を除きます。

（注5）この特約で共済金を支払うべき事故

車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電気の事故もしくは機械的事故を除きます。

第4条（共済の対象の範囲）

この特約における共済の対象の範囲は、普通共済約款に定める共済の対象の範囲と同一とします。ただし、次に掲げる物は、共済契約証書に明記されていない場合は、共済の対象に含まれません。

① 建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽

② 軌道、護岸、桟橋、防油堤その他の土木構築物

第5条（損害共済金の支払額）

① 組合は、第2条（共済金の支払）の損害共済金として、火災によって共済の対象に生じた損害に対して支払われる損害共済金の算出に適用される普通共済約款の規定を準用して算出します。

② (1)において、自己負担額が設定されているときは、普通共済約款に定める「損害の額」を「損害の額—自己負担額」と読み替えて、準用します。

③ (2)にかかわらず、普通共済約款が新総合火災共済普通共済約款である場合には、(2)の規定を適用しません。

第6条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

第2条（共済金の支払額）の損害に対して損害共済金を支払うべき他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、下表の支払限度額を超えるときは、組合は、普通共済約款で定める火災事故に対して適用される規定を準用して支払います。

支払限度額	損害の額 — 自己負担額（注）
（注）他の共済契約等に、この共済契約の自己負担額より低いものがあるときは、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。	

第7条（包括契約の場合の共済金の支払額）

2以上の共済の対象を1共済金額で契約した場合は、それぞれの共済金額の割合によって共済金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの共済の対象に対する共済金額とみなし、第5条（損害共済金の支払額）の規定を適用します。

第8条（普通共済約款に掲げる損害防止費用との関係）

この特約においては、普通共済約款に損害防止費用の負担に関する規定がある場合であっても、これを適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

個人賠償責任特約条項

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
環境汚染	流出、溢出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。
記名被共済者	共済契約証書記載の被共済者をいいます。
共済金額	共済契約証書記載のこの特約の共済金額をいいます。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地（注）をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。 (注)連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
自己負担額	共済金の算出にあたり、損害の額から控除する共済契約証書記載のこの特約の自己負担額をいいます。
住宅	被共済者の居住の用に供される住宅（注）または共済契約証書記載の建物をいい、住宅敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)居住の用に供される住宅別荘等 一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
住宅敷地内	囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地（注）で、同一の被共済者によって占有されているものをいいます。 (注)連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
普通共済約款	この特約が付帯された普通共済約款をいいます。
他の共済契約等	第2条（共済金を支払う場合）の損害を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
共済金	第2条（共済金を支払う場合）に規定する個人賠償責任共済金をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条 (共済金を支払う場合)

組合は、被共済者が、日本国内において発生した次の①または②のいずれかに該当する偶然な事故（以下「事故」といいます。）により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従い、個人賠償責任共済金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被共済者の日常生活（注）に起因する偶然な事故

（注）日常生活

住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（共済金を支払わない場合）

（1）組合は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 共済契約者（注1）、被共済者の故意またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 環境汚染
- ⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（2）組合は、被共済者が次の①から⑨までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 被共済者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ② 次条に定める者およびこれらの者の同居の親族に対する賠償責任
- ③ 被共済者の業務（家事を除きます。）に從事中の使用人が被った身体の障害によつて生じた賠償責任
- ④ 被共済者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤ 被共済者の職務遂行に直接起因する賠償責任
- ⑥ もっぱら被共済者の職務の用に供される動産または不動産（注4）の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑦ 被共済者の心神喪失に起因する賠償責任
- ⑧ 被共済者または被共済者の指図による暴行または殴打に起因する賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶および車両（注5）または空気銃以外の銃器の所有、使用または管理に起因する賠償責任

（3）組合は、被共済者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、共済金を支払いません。

（注1）共済契約者

共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注3）核燃料物質（注2）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注4）不動産

住宅の一部がもっぱら被共済者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

（注5）船舶および車両

次のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 主たる原動力が人力であるもの
- ② ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート
- ③ 身体障害者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

第4条（被共済者の範囲）

（1）この特約において、被共済者とは次の①から⑥までのいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者（注1）
- ③ 記名被共済者またはその配偶者（注1）の同居の親族
- ④ 記名被共済者またはその配偶者（注1）の別居の未婚の子
- ⑤ 記名被共済者が未成年者または責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しない記名被共済者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務

者に代わって記名被共済者を監督する者（注2）。ただし、記名被共済者に関する事故にかぎります。

⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しないその者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注3）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります

（2）（1）の記名被共済者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

（3）（1）の記名被共済者として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合は、共済契約者はまたは被共済者はその旨を当会社に申し出て、記名被共済者の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

（注1）配偶者

婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

（注2）監督義務者に代わって記名被共済者を監督する者

記名被共済者の親族にかぎります。

（注3）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者

責任無能力者の親族にかぎります。

第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。ただし、第9条（共済金の支払額）の規定を除きます。

第6条（組合による援助）

被共済者が日本国内において発生した事故（被共済者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。）にかかる損害賠償の請求を受けた場合は、組合は、被共済者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、被共済者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）

（1）日本国内において発生した事故（被共済者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。）によって被共済者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、組合に対して（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

（2）組合は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき組合がこの特約に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額（同一事故につき既に組合が支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。

① 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のア、またはイ、のいずれかに該当する事由があった場合

ア、被共済者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ、被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

（3）前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

—
被共済者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

（4）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の共済金の請求と競合した場合は、組合は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

（5）（2）または（7）の規定に基づき組合が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において組合が被共済者に、その被共済者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなします。

（6）1回の事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（同一事故につき既に組合が支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。）が共済金額を超えると認められる時（注）以後、損害賠償請求権者は（1）の規定による請求権行使することはできず、また組合は（2）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

（7）次の①から③までのいずれかに該当する場合は、（2）および（6）の規定にかかわらず損害賠償請求権者は（1）の規定による請求権行使ができるものとし、また組合は、損害賠償請求権者に対して、（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき組合がこの特約に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額（同一事故につき既に組合が支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。

① （2）の④に規定する事実があった場合

② 損害賠償請求権者が被共済者に対して、事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被共済者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合

③ 組合への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被共済者との間で、書面による合意が成立した場合

（注）共済金額を超えると認められる時
自己負担額の適用がある場合はその額との合計額を超えると認められる時をいいます。

第8条（支払共済金の範囲）

組合が支払う共済金の範囲は、次の①および②のとおりとします。

① 被共済者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金（注）

② 被共済者が支出した次のア、からエ、までの費用

区分	費用の内容
ア、損害防止費用	第10条（事故発生時の義務等）（1）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
イ、権利保全行使費用	第10条（1）の③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
ウ、緊急措置費用	事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ組合の書面による同意を得て支出した費用
エ、争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被共済者が組合の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

（注）損害賠償金

損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

第9条（共済金の支払額）

組合が1回の事故につき支払うべき共済金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

① 前条①の損害賠償金（注）が自己負担額を超過する場合は、その超過した額。ただし、共済金額を限度とします。

② 前条②の費用についてはその全額。ただし、同条②のエ、の費用は、同条①の損害賠償金（注）の額が共済金額を超える場合は、共済金額（注2）の同条①の損害賠償金（注）に対する割合によってこれを支払います。

（注）損害賠償金

損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

第10条（事故発生時の義務等）

(1) 共済契約者または被共済者が、事故が発生したことを知った場合に履行しなければならない義務および義務の内容、ならびに共済契約者または被共済者が正当な理由がなくそれぞれの義務に違反した場合に支払うべき共済金から差し引く額については、次の①から⑦までに定めるとおりとします。

義務	義務の内容	義務違反の場合の差引額
①損害防止義務	損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②事故内容通知義務	次のア、からウ、までの事項を遅滞なく、組合に通知すること。 ア、事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	組合が被った損害の額
③権利保全行使義務	他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
④賠償責任承認前確認義務	損害賠償の請求（注1）を受けた場合は、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を講じるときを除き、あらかじめ組合の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。	損害賠償責任がないと認められる額
⑤訴訟通知義務	損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく組合に通知すること。	組合が被った損害の額
⑥他共済通知義務	他の共済契約等に関する事実の有無および内容（注2）について遅滞なく組合に通知すること。	
⑦書類提出等義務	②のほか、次のア、およびイ、に定めること。 ア、組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ、組合が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

(2) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

① 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく（1）の②または⑦の書類に事實と異なる記載をした場合

② 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく（1）の②または⑦の書類または証拠を偽造または変造した場合

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の共済契約等に関する事実の有無および内容

既に他の共済契約等から共済金または保険金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第11条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被共済者の組合に対する共済金請求権（注）について先取特権を有します。

(2) 組合は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、共済金の支払を行うものとします。

① 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、組合から被共済者に支払う場合。ただし、被共済者が賠償した金額を限度とします。

② 被共済者が損害賠償請求権者に対して、その損害の賠償をする前に、被共済者の指図により、組合から直接、損害賠償請求権者に支払う場合。

③ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を使用したことにより、組合から直接、損害賠償請求権者に支払う場合。

④ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、組合が被共済者に共済金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、組合から被共済者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 共済金請求権（注）は損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権（注）を質権の目的とし、または差し押されることはできません。ただし、（2）の①または④の規定により被共済者が組合に対して共済金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 共済金請求権

第8条（支払共済金の範囲）②の費用に対する共済金請求権を除きます。

第12条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、組合は、次の①または②に定める額を共済金として支払います。

① 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われていない場合
この共済契約の支払責任額

② 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われた場合

損害の額から、他の共済契約等から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) の損害の額は、それぞれの共済契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第13条（重大事由による解除）

(1) 組合は、被共済者が、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約のその被共済者に係る部分を解除することができます。

① 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。

② 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

③ 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。

④ 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

⑤ その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(2) (1) の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、共済契約解除の効力を定めた普通共済約款の規定にかかわらず、(1) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または費用に対しては、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。

(3) 共済契約者が（1）の①から⑤までのいずれかに該当することにより、重大事由による解除に関する普通共済約款の規定により解除がなされた場合、または（1）の規定による解除がなされた場合には、同解除が損害または費用の発生した後になされた場合の共済金の支払に関する普通共済約款の規定（注2）および（2）の規定は、次の①ま

たは②のいずれかに該当する損害または費用については適用しません。

- ① (1) の①から⑤までのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害または費用
- ② (1) の①から⑤までのいずれかに該当する被共済者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 普通共済約款の規定

普通共済約款により下表の規定をいいます。

普通共済約款	該当する規定
普通火災共済普通共済約款（住宅物件・普通物件）	第27条（重大事由による解除）（2）
普通火災共済普通共済約款（工場物件）	第26条（重大事由による解除）（2）
普通火災共済普通共済約款II	第22条（重大事由による解除）（2）
総合火災共済普通共済約款	第29条（重大事由による解除）（2）
新総合火災共済普通共済約款	第12条（重大事由による解除）（2）

第14条（共済金の請求）

(1) この特約にかかる共済金の組合に対する共済金請求権は、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被共済者が共済金の請求をする場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち組合が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 共済金の請求書
- ② 共済契約証書
- ③ 損害見積書
- ④ 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑤ その他組合が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠としてこの共済契約に付帯される特約の規定に定めるものおよび共済契約締結の際に組合が交付する書面等において定めるもの

(3) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類もってその旨を組合に申し出て、組合の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。

- ① 被共済者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者にかぎります。③において同様とします。）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、被共済者と同居または生計を共にする親族（法律上の親族にかぎります。③において同様とします。）のうち3親等内の者
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の親族のうち3親等内の者

(4) (3) の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けた場合であっても、組合は、共済金を支払いません。

(5) 組合は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、(2) に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合は(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、組合は、それによって組合が被った損害の

額を差し引いて共済金を支払います。

第15条（共済金の支払時期）

(1) 組合は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、共済金を支払います。

- ① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
- ② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1) の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1) の規定にかかわらず、組合は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。

- ① (1) の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② (1) の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1) の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1) の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被共済者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次の①から⑤までに掲げる日数

①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第16条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者（代理人を含みます。（3）において同様とします。）が第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠を組合に提出しなければなりません。

- ① 損害賠償額の請求書
 - ② その他組合が特に必要と認める書類または証拠
- (2) 組合は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1) に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (3) (1) の請求は、被害者ごとに損害賠償請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。
- (4) 損害賠償請求権者が（1）もしくは（6）の書類もしくは証拠に故意に事実と異なることを記載し、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(5) 組合は、第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）または同条（7）の①から③までのいずれかに該当する場合は、損害賠償請求権者が（1）の手続をした日から前条の規定を準用して損害賠償額を支払います。

(6) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、（1）の規定により損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を組合に申し出て、組合の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者にかぎります。③において同様とします。）

② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする親族（法律上の親族にかぎります。③において同様とします。）のうち3親等内の者

③ ①または②に規定する者がいない場合または①または②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の親族のうち3親等内の者

(7) (6) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、組合が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、組合は、損害賠償額を支払いません。

第17条（損害賠償額請求権の行使期限）

第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、これを行使することはできません。

① 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被共済者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第18条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第6条（組合による援助）の規定により組合が被共済者のために援助にあたる場合には、組合は、1回の個人賠償事案につき、共済契約証書記載の共済金額（同一事故につき既に組合が支払った共済金または第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被共済者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を組合の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被共済者に貸し付けます。

(2) (1)により組合が供託金を貸し付ける場合は、被共済者は、組合のために供託金（利息を含みます。以下この条において、同様とします。）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3) (1)の貸付けまたは組合の名による供託が行われている間においては、次の①から③までの規定は、その貸付金または供託金を既に支払った共済金とみなして適用します。

① 第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）のただし書

② 第7条（7）のただし書

③ 第9条（共済金の支払額）①および②のただし書

(4) (1)の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、(1)の組合の名による供託金または貸付金（利息を含みます。）が共済金として支払われたものとみなします。

(5) 第14条（共済金の請求）の規定により組合の共済金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が共済金として支払われたものとみなします。

第19条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権（注）は組合に移転します。ただし、移転するには、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

区分	移転する債権の限度額
① 組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った共済金の額

合	イ. 被共済者が取得した債権（注）の全額 次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った共済金の額 イ. 次の算式により算出された額 被共済者が取得した債権（注）の額 - 損害の額のうち共済金が支払われていない額
---	---

(2) (1)の②の場合において、組合に移転せずに被共済者が引き続き有する債権（注）は、組合に移転した債権（注）よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 共済契約者および被共済者は、組合が取得する（1）または（2）の債権（注）の保全および行使ならびにそのために、組合が必要とする証拠または書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、組合に協力するために必要な費用は、組合の負担とします。

（注）債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第20条（時効）

この特約の共済金請求権は、第14条（共済金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第21条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別紙第92号

受託品賠償責任特約条項

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済金額	共済契約証書記載のこの特約の共済金額をいいます。
支払責任額	他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金の額をいいます。
住宅	被共済者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。
受託品	被共済者が管理する財物で第5条（受託品の範囲）に規定するものをいいます。
他の共済契約等	第2条（共済金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。
共済金	第2条（共済金を支払う場合）に規定する共済金をいいます。
記名被共済者	共済契約証書記載の被共済者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
自己負担額	共済金の算出にあたり、損害の額から控除する共済契約証書記載のこの特約の自己負担額をいいます。
普通共済約款	この特約が付帯された普通共済約款をいいます。

第2条（共済金を支払う場合）

組合は、受託品が次の①または②に掲げる間に損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する者に対し、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、共済金を支払います。

① 住宅内に保管されている間

② 被共済者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間
第3条 (共済金を支払わない場合)
(1) 組合は、次の①から⑯までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 共済契約者（注1）または被共済者の故意
- ② 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 被共済者が次のア、からウ、までのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア、法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 被共済者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑩ 差し押え、徵収、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は共済金を支払います。
- ⑪ 受託品に生じた自然発火または自然爆発
- ⑫ 偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電気的事故または機械的事故
- ⑬ 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由
- ⑭ ねずみ食い、虫食いその他これらに類似の事由
- ⑮ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪または雹による受託品の損壊

(2) 組合は、被共済者が次の①から⑯までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 被共済者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被共済者の職務の用に供される動産または不動産（注6）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 次条に定める者およびこれらの者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被共済者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤ 被共済者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑥ 実機空飛行、船舶（注7）または銃器（注8）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑦ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑧ 直接であると間接であるとを問わず、被共済者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（注9）
- ⑨ 受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任
- （注10）共済契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注11）運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。

（注12）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注13）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注14）核燃料物質（注4）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注15）不動産

住宅の一部がもっぱら被共済者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

（注16）船舶

原動力がもっぱら人力であるものを除きます。

（注17）銃器

空気銃を除きます。

（注18）受託品

使用不能にしたことに起因する損害賠償責任

収益減少に基づく賠償責任を含みます。

第4条 (被共済者の範囲)

(1) この特約における被共済者は、次の①から⑯までのいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 記名被共済者が未成年または責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しない記名被共済者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被共済者を監督する者（注1）。ただし、記名被共済者に関する事故にかぎります。
- ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しないその者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
- （2）（1）の記名被共済者またはその配偶者との統柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- （注1）監督義務者に代わって記名被共済者を監督する者
記名被共済者の親族にかぎります。
- （注2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者
責任無能力者の親族にかぎります。

第5条 (受託品の範囲)

この特約における受託品は、被共済者が日本国内において受託した財物のうち、次の①から⑯までに掲げるものを除いたものとします。

- ① 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
 - ② 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
 - ③ 自動車（注1）、原動機付自転車、船舶（注2）、航空機およびこれらの付属品
 - ④ 銃砲、刀剣その他これらに準ずる物
 - ⑤ 被共済者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
山岳登はん（注3）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
 - ⑥ 動物、植物等の生物
 - ⑦ 建物（注5）
 - ⑧ 門、扉もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
 - ⑨ 公序良俗に反する物
 - ⑩ その他下欄記載の物
- （注1）自動車
被牽引車を含みます。
- （注2）船舶
ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。
- （注3）登はん
ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- （注4）超軽量動力機

モーターハンギングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

（注5）建物

脇、建具その他これらに類する物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。

第6条（支払共済金の範囲）

組合が被共済者に支払う共済金の範囲は、次の①から③までに掲げるものにかぎります。

① 被害受託品について正当な権利を有する者に対して支払うべき損害賠償金。ただし、共済事故の生じた地および時において、もし共済事故がなければ有したであろう被害受託品の価額を超えないものとします。

② 第2条（共済金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被共済者が第8条（事故の発生）①の③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および同条①の④に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

③ 損害賠償請求の解決について、被共済者が組合の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解、調停もしくは示談交渉に要した費用

第7条（共済金の支払額）

組合が1回の事故につき支払うべき共済金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

① 前条①の損害賠償金が自己負担額を超過する場合は、その超過した額。ただし、共済期間を通じ、共済金額を支払の限度とします。ただし、共済期間が1年を超える契約においては、契約年度（注）毎に共済金額をもって限度とします。

② 前条②から③までの費用についてはその全額。ただし、同条③の費用は、同条①の損害賠償金の額が共済金額を超える場合は、その共済金額の同条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

（注）契約年度

初年度については共済期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの共済期間の初日応当日から1年間をいいます。

第8条（事故の発生）

（1）共済契約者または被共済者は、第2条（共済金を支払う場合）の受託品の損壊、紛失または盗取が発生したことを知った場合は、次の①から⑧までに掲げる事項を履行しなければなりません。

① 受託品の損壊、紛失または盗取の発生日時および場所、被害受託品について正当な権利を有する者の住所、氏名、受託品、受託品の損害状況ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所および氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、組合に通知すること。この場合において、組合が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 受託品が盗取された場合にあっては、ただちに警察署へ届け出ること。

③ 被共済者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

④ 受託品の損壊、紛失または盗取によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。

⑤ あらかじめ組合の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。

⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただちに組合に通知すること。

⑦ 他の共済契約等に関する事実の有無および内容（注）について遅滞なく組合に通知すること。

⑧ ①から⑦までのほか、組合が、特に必要とする書類または証拠となるものを求める場合は、遅滞なく、これを提出し、また組合が行う損害の調査に協力すること。

（2）共済契約者または被共済者が正当な理由がなく、（1）の①から⑧までに規定する義務に違反した場合は、組合は、次の金額を差し引いて共済金を支払います。

① （1）の①、②、⑥、⑦または⑧に違反した場合は、それによって組合が被った損害の額

② （1）の③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得する

ことができたと認められる額

③ （1）の④に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができたと認められる額

④ （1）の⑤に違反した場合は損害賠償責任がないと認められる額

（3）共済契約者または被共済者が正当な理由がなく、（1）の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

（注）他の共済契約等に関する事実の有無および内容

既に他の共済契約等から共済金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第9条（先取特権）

（1）被害受託品について正当な権利を有する者は、被共済者の組合に対する共済金請求権（注）について先取特権を有します。

（2）組合は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、この共済契約の支払責任額を限度とし、共済金の支払を行うものとします。

① 被共済者が被害受託品について正当な権利を有する者に対してその損害の賠償をした後に、組合から被共済者に支払う場合。ただし、被共済者が賠償した金額を限度とします。

② 被共游者が被害受託品について正当な権利を有する者に対してその損害の賠償をする前に、被共済者の指図により、組合から直接、被害受託品について正当な権利を有する者に支払う場合

③ 被共済者が被害受託品について正当な権利を有する者に対してその損害の賠償をする前に、被害受託品について正当な権利を有する者が（1）の先取特権を行使したことにより、組合から直接、被害受託品について正当な権利を有する者に支払う場合

④ 被共済者が被害受託品について正当な権利を有する者に対してその損害の賠償をする前に、組合が被共済者に共済金を支払うことを被害受託品について正当な権利を有する者が承諾したことにより、組合から被共済者に支払う場合。ただし、被害受託品について正当な権利を有する者が承諾した金額を限度とします。

（3）共済金請求権（注）は、被害受託品について正当な権利を有する者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）の①または④の規定により被共済者が組合に対して共済金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）共済金請求権

第6条（支払共済金の範囲）②から③までの費用に対する共済金請求権を除きます。

第10条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

（1）第2条（共済金を支払う場合）の損害に対して共済金を支払うべき他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、組合は、次に定める額を共済金として支払います。

① 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われていない場合
この共済契約の支払責任額

② 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われた場合

損害の額から、他の共済契約等から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。

（2）（1）の損害の額は、それぞれの共済契約または保険契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第11条（重大事由による解除に関する特則）

共済契約者または被共済者が、重大事由による解除に関する普通共済約款の規定（注1）により解除がなされた場合は、同解除が損害または費用の発生した後になされた場合の共済金の支払に関する普通共済約款の規定（注2）は、次の①または②のいずれかに該当する損害については適用しません。

① （注1）のア、からエ、までのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害

② （注1）のア、からエ、までのいずれかに該当する被共済者に生じた第6条（支払共済金の範囲）①に規定する損害賠償金の損害

（注1）重大事由による解除に関する普通共済約款の規定

共済契約者または被共済者が、次のア、からエ、までのいずれかに該当すること

ア、反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（注）反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注2）普通共済約款の規定

普通共済約款により下表の規定をいいます。

普通共済約款	該当する規定
普通火災共済普通共済約款（住宅物件・普通物件）	第27条（重大事由による解除）（2）
普通火災共済普通共済約款（工場物件）	第26条（重大事由による解除）（2）
普通火災共済普通共済約款II	第22条（重大事由による解除）（2）
総合火災共済普通共済約款	第29条（重大事由による解除）（2）
新総合火災共済普通共済約款	第12条（重大事由による解除）（2）

第12条（共済金の請求）

（1）この特約にかかる共済金の組合に対する共済金請求権は、第2条（共済金を支払う場合）の事故が発生し、被共済者が被害受託品について正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と被害受託品について正当な権利を有する者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）被共済者が共済金の支払を請求する場合は、次の①から⑧までに掲げる書類のうち組合が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 共済金請求書
- ② 共済契約証書
- ③ 組合の定める事故状況報告書
- ④ 示談書その他これに代わるべき書類
- ⑤ 損害を証明する書類
- ⑥ 盗難による損害の場合は警察署の盜難届出証明書
- ⑦ 損害賠償金の支払または被害受託品について正当な権利を有する者の承諾があつたことを示す書類
- ⑧ その他組合が第13条（共済金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に組合が交付する書面等において定めたもの。

（3）被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を組合に申し出て、組合の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。

- ① 被共済者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者にかぎります。③において同様とします。）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、被共済者と同居または生計を共にする親族（法律上の親族にかぎります。③において同様とします。）のうち3親等内の者
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の親族のうち3親等内の者

（4）（3）の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けた場合であっても、組合は、共済金を支払いません。

（5）組合は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、組合が求めた書類または

証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または、（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第13条（共済金の支払時期）

（1）組合は、被共済者が請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の①から⑥までの事項の確認を終え、共済金を支払います。

- ① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または費用発生の有無および被共済者に該当する事実
- ② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または程度、事故と損害または費用との関係
- ④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

（2）（1）の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、（1）の規定にかかわらず、組合は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① （1）の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② （1）の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ （1）の①から⑤までの事項の確認を日本国外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注1） 請求完了日
被共済者が第12条（共済金の請求）（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2） 次の①から④までに掲げる日数

①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3） 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4） これに応じなかつた場合
必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

第14条（代位）

（1）損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は組合に移転します。ただし、移転するには次の①または②のいずれかの額を限度とします。

- ① 組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合
被共済者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- （2）（1）の②の場合において、組合に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 共済契約者および被共済者は、組合が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために組合が必要とする証憑および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、組合に協力するために必要な費用は、組合の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第15条 (時効)

この特約の共済金請求権は、第12条(共済金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別紙第93号

借家人賠償責任特約条項

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自己負担額	共済金の算出にあたり、損害の額から控除する共済契約証書記載のこの特約の自己負担額をいいます。
借用戸室	被共済者の借用する共済契約証書記載の建物に所在する居住用の戸室(注)をいいます。 (注) 居住用の戸室 居住用の戸室の一部または戸室の全部を事務所に使用している場合を含みます。
損壊	滅失、汚損または損傷をいいます。
他の共済契約等	第2条(共済金を支払う場合)の損害を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。
被共済者	次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。 ①借用戸室に居住している者 ②借用戸室の賃貸借契約上の借主で、借用戸室に居住していない者
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
共済金	第2条(共済金を支払う場合)に規定する借家人賠償共済金をいいます。

第2条 (共済金を支払う場合)

組合は、借用戸室が、被共済者(注)の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故(以下「事故」といいます。)により、損壊した場合において、被共済者が借用戸室についてその貸主(転貸人を含みます。以下同様とします。)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害(以下「損害」といいます。)に対して、この特約に従い、借家人賠償共済金を支払います。

(注) 被共済者

第1条(用語の定義)に規定する被共済者の①に該当する者が未成年者または責任無能力者の場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその者を監督する者(その者の親族にかぎり、被共済者の②に該当しない者とします。)を含みます。ただし、被共済者の①に該当する者に関する事故にかぎります。

第3条 (共済金を支払わない場合)

(1) 組合は、借用戸室が次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被共済者が被った損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 共済契約者、被共済者(注)またはこれらの者の法定代表人の故意
- ② 被共済者の心神喪失または指図
- ③ 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被共済者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ ④から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 組合は、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑩までのいずれかに該当する借用戸室の損壊による損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 差押え、収取、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。
- ② 借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被共済者と生計を共にする親族の故意に起因する損壊。ただし、被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 偶然な外來の事故に直接起因しない、借用戸室の電気の作用に伴って発生した電気の事故または機械の稼働に伴って発生した機械の事故に起因する損壊
- ④ 証欺または横領によって借用戸室に生じた損壊
- ⑤ 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損壊
- ⑥ 借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊
- ⑦ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損壊。ただし、借用戸室の外側の部分(注4)が風災震災または雪災(注6)の事故によって破損し、その破損部分からこれらが借用戸室の内部に吹き込みまたは漏入したことによって生じた損壊を除きます。
- ⑧ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借用戸室の他の部分と同時に損壊が生じた場合を除きます。

⑨ 借用戸室の自然の消耗もしくは劣化(注7)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損壊その他類似の損壊またはねずみ食い、虫食い等に起因する損壊

⑩ 借用戸室の欠陥に起因する損壊。ただし、共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わって借用戸室を管理する者が相当の注意をもつてして発見し得なかった欠陥を原因とする事故による損壊を除きます

(3) 組合は、被共済者が次の①または②のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 被共済者と借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 被共済者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任

(4) 組合は、被共済者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、共済金を支払いません。

- (注1) 共済契約者、被共済者
共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質(注2)によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 借用戸室の外側の部分

外壁、屋根、開口部等をいい、窓、扉を含みます。

(注5) 風災

台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注6) 雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(注7) 自然の消耗もしくは劣化

日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

第4条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第6条(共済金の支払額)に定める共済金額が増額されるものではありません。

第5条 (支払共済金の範囲)

組合が支払う共済金の範囲は、次の①および②のとおりとします。

① 被共済者が貸主に支払うべき損害賠償金(注)

② 被共済者が支出した次のア、からエ、までの費用

区分	費用の内容
ア. 損害防止費用	第7条(事故発生時の義務)の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
イ. 権利保全行使費用	同条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
ウ. 緊急措置費用	事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任のないことが判明した場合は、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ組合の書面による同意を得て支出した費用
エ. 争訟費用	損害賠償請求の解決について、被共済者が組合の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要した費用もしくは示談交渉に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 損害賠償金

損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

第6条 (共済金の支払額)

組合が1回の事故につき支払うべき共済金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

① 前条①の損害賠償金(注1)が自己負担額を超過する場合は、その超過した額。ただし、共済金額(注2)を限度とします。

② 前条②の費用についてはその全額。ただし、同条②のエ、の費用は、同条①の損害賠償金(注1)の額が共済金額(注2)を超える場合は、共済金額(注2)の同条①の損害賠償金(注1)に対する割合によってこれを支払います。

(注1) 損害賠償金

損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

(注2) 共済金額

共済契約証書記載の借家人賠償責任の共済金額をいいます。

第7条 (事故発生時の義務)

共済契約または被共済者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑦までの義務を履行しなければなりません。

区分	義務の内容
① 損害防止義務	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生通知義務	次のア、からウ、までの事項を遅滞なく、組合に通知すること。 ア、事故の状況、被害者の住所および氏名または名称

イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
③ 権利保全行使義務 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
④ 賠償責任承認前確認義務 損害賠償の請求(注1)を受けた場合は、緊急措置を講じるときを除き、あらかじめ組合の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
⑤ 訴訟通知義務 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく組合に通知すること。
⑥ 他共済通知義務 他の共済契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく組合に通知すること。
⑦ 書類提出等義務 ②のほか、次のア、およびイ、に定めること。 ア、組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ、組合が、損害または費用の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の共済契約等の有無および内容

既に他の共済契約等から共済金または保険金の支払を受けた場合は、その事實を含みます。

第8条 (事故発生時の義務違反)

共済契約または被共済者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、組合は、次の①から⑦までの金額を差し引いて共済金を支払います。

区分	差引金額
① 前条①の損害防止義務違反	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 前条②の事故発生通知義務違反	組合が被った損害の額
③ 前条③の権利保全行使義務違反	他人に損害賠償の請求(注1)をすることによって取得できることと認められる額
④ 前条④の賠償責任承認前確認義務違反	損害賠償責任がないと認められる額
⑤ 前条⑤の訴訟通知義務違反	組合が被った損害の額
⑥ 前条⑥の他共済通知義務違反	
⑦ 前条⑦の書類提出等義務違反	

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条 (先取特権)

(1) 貸主は、被共済者の組合に対する共済金請求権(注1)について先取特権を有します。
(2) 組合は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、共済金の支払を行うものとします。

① 被共済者が貸主に対してその損害の賠償をした後に、組合から被共済者に支払う場合。ただし、被共済者が賠償した金額を限度とします。

② 被共済者が貸主に対して、その損害の賠償をする前に、被共済者の指図により、組合から直接、貸主に支払う場合。

③ 被共済者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、貸主が(1)の先取特権を行使したことにより、組合から直接、貸主に支払う場合。

④ 被共済者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、組合が被共済者に共済金を支払うことを貸主が承諾したことにより、組合から被共済者に支払う場合。ただし、貸主が承諾した金額を限度とします。

(3) 共済金請求権（注）は貸主以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権（注）を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被共済者が組合に対して共済金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）共済金請求権

第5条（支払共済金の範囲）②の費用に対する共済金請求権を除きます。

第10条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 第2条（共済金を支払う場合）の損害に対して、共済金を支払うべき他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、組合は、次の①または②に定める額を共済金として支払います。

① 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われていない場合
この特約の支払責任額

② 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われた場合

損害の額から、他の共済契約等から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) の損害の額は、それぞれの共済契約または保険契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第11条（重大事由による解除）

(1) 組合は、被共済者が、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は、共済契約に対する書面による通知をもって、この共済契約のその被共済者に係る部分を解除することができます。

① 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。

② 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

③ 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。

④ 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

⑤ その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(2) (1) の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、共済契約解除の効力を定めた普通共済約款の規定にかかわらず、(1) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または費用に対しては、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。

(3) 共済契約者が（1）の①から⑤までのいずれかに該当することにより、重大事由による解除に関する普通共済約款の規定により解除がなされた場合、または（1）の規定による解除がなされた場合には、同解除が損害または費用の発生した後になされた場合の共済金の支払に関する普通共済約款の規定（注2）および（2）の規定は、この特約に基づき共済金を支払うべき損害または費用（注（3））については適用しません。

（注1）反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注2）普通共済約款の規定

普通共済約款により下表の規定をいいます。

普通共済約款	該当する規定
普通火災共済普通共済約款（住宅物件・普通物件用）	第27条（重大事由による解除）（2）
普通火災共済普通共済約款（工場物件）	第26条（重大事由による解除）（2）
普通火災共済普通共済約款II	第22条（重大事由による解除）（2）
総合火災共済普通共済約款	第29条（重大事由による解除）（2）
新総合火災共済普通共済約款	第12条（重大事由による解除）（2）

（注3）共済金を支払うべき損害または費用

第5条（支払共済金の範囲）の②に規定する費用のうち、（1）の①から⑤までのいずれかに該当する者が支出した費用を除きます。

第12条（共済金の請求）

(1) 組合に対する共済金請求権は、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被共済者が共済金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、組合が求めるものを組合に提出しなければなりません。

① 共済金の請求書

② 共済契約証書

③ 損害見積書

④ 共済金の請求に関する書類では、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑤ その他組合が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に組合が交付する書面等において定めたもの

(3) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその情報を示す書類をもってその旨を組合に申し出で、組合の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。

① 被共済者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者にかぎります。③において同様とします。）

② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、被共済者と同居または生計を共にする親族（法律上の親族にかぎります。③において同様とします。）のうち3親等内の者

③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の親族のうち3親等内の者

④ (3) の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けた場合であっても、組合は、共済金を支払いません。

(5) 組合は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済契約者はまたは被共済者に対して、(2) に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 共済契約者はまたは被共済者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第13条（共済金の支払時期）

(1) 組合は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、共済金を支払います。

① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実

② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1) の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1) の規定にかかわらず、組合は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共

修理費用特約条項

済者に対して通知するものとします。

- ① (1) の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1) の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1) の①から⑥までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1) や(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被共済者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次の①から④までに掲げる日数

①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第14条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権(注)は組合に移転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。

区分	移転する債権の限度額	
① 組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った共済金の額 イ. 被共済者が取得した債権(注)の全額	
② 組合が損害の額の一部を共済金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った共済金の額 イ. 次の算式により算出された額 被共済者が取得した債権(注)の額 - 損害の額のうち共済金が支払われていない額	

(2) (1)の場合において、組合に移転せずに被共済者が引き続き有する債権(注)は、組合に移転した債権(注)よりも優先して弁済されるものとします。

(3) (1)の規定により、被共済者が借家人(賃貸借契約または使用賃借契約に基づき共済の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。以下同様とします。)に対して有する債権を、組合が取得したときは、組合は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し共済金を支払った場合は、組合は、これを行使します。

(4) 共済契約者および被共済者は、組合が取得する(1)または(2)の債権(注)の保全および行使ならびにそのため、組合が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、組合に協力するために必要な費用は、組合の負担とします。

(注) 債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第15条(時効)

この特約の共済金請求権は、第12条(共済金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済金額	共済契約書記載のこの特約の共済金額をいいます。
自己負担額	共済金の算出にあたり、損害の額から控除する共済契約書記載のこの特約の自己負担額をいいます。
借用戸室	被共済者の借用する共済契約書記載の建物に所在する居住用の戸室(注)をいいます。 (注)居住用の戸室 居住用の戸室の一部または戸室の全部を事務所に使用している場合を含みます。
修理費用	借用戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
損壊	滅失、汚損または損傷をいいます。
他の共済契約等	第2条(共済金を支払う場合)の損害を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。
被共済者	次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。 ①借用戸室に居住している者 ②借用戸室の賃貸借契約上の借主で、借用戸室に居住していない者
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
共済金	第2条(共済金を支払う場合)に規定する借家人賠償共済金をいいます。

第2条(共済金を支払う場合)

組合は、偶然な事故(以下「事故」といいます。)により、借用戸室に損害が生じ、被共済者がその戸主(転貸人を含みます。以下同様とします。)との契約に基づきまたは緊急的(注)に、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用に対して、この特約に従い、修理費用共済金を支払います。ただし、この共済契約に付帯された借家人賠償責任特約の規定によって共済金を支払う場合を除きます。

(注) 緊急的

借用戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況をいいます。

第3条(共済金を支払わない場合)

(1) 組合は、次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた修理費用に対しては、共済金を支払いません。

① 共済契約者、被共済者、借用戸室の戸主(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者(注2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

(2) 組合は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた損害を受けた結果生じた修理費用に対しては、共済金を支払いません。

① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれら特性による事故

④ ③以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 組合は、発生原因がいかなる場合でも、次の①から②までのいずれかに該当する損

壊による修理費用に対しては、共済金を支払いません。

- ① 差押え・収用、没収、破壊等が公的団体の公権力の行使に起因する損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。
- ② 借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被共済者と生計を共にする親族の故意に起因する損壊。ただし、被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 借用戸室に対する加工・修理等の作業（借用戸室の建築・増改築作業等を含みます。）上の過失または技術の拙劣に起因する損壊
- ④ 偶然な外來の事故に直接起因しない、借用戸室の電気の作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損壊
- ⑤ 許されることは横領によって借用戸室に生じた損壊
- ⑥ 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損壊
- ⑦ 借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または汚損（落書きを含みます。）であって、借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊
- ⑧ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのもの漏入により生じた損壊。ただし、借用戸室の外側の部分（注5）が風災（注6）、雹災または雪災（注7）の事故によって破損し、その破損部分からこれらが借用戸室の内部に吹込みまたは漏入したことによって生じた損壊を除きます。
- ⑨ 電球、プラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借用戸室の他の部分と同時に損壊が生じた場合を除きます。
- ⑩ 借用戸室の自然の消耗もしくは劣化（注8）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損壊その他類似の損壊またはねずみ食い、虫食い等に起因する損壊
- ⑪ 借用戸室の欠陥に起因する損壊。ただし、共済契約者、被共済者またはこれらの人代わって借用戸室を管理する者が相当の注意をもってして発見し得なかった欠陥を原因とする事故による損壊を除きます。
- ⑫ 専用水道管のパッキングのみに生じた損壊

（注1）共済契約者、被共済者、借用戸室の貸主

共済契約者、被共済者または借用戸室の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）その者（①に規定する者以外の共済金を受け取るべき者）

①に規定する者以外の共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注4）核燃料物質（注3）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注5）借用戸室の外側の部分

外壁、屋根、開口部等をいい、窓、扉を含みます。

（注6）風災

台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

（注7）雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

（注8）自然の消耗もしくは劣化

日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

第4条（個別適用）

この章の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第6条（共済金の支払額）に定める共済金額が増額されるものではありません。

第5条（支払共済金の範囲）

共済金支払の対象となる修理費用は、借用戸室を実際に修理した費用をいいます。ただし、次の①および②に掲げるものの修理費用を除きます。

① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

② 開口部、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、扉、垣、給水塔等の借用戸室居

住者の共同の利用に供せられるもの

第6条（共済金の支払額）

（1）第2条（共済金を支払う場合）の修理費用について、組合が1回の事故につき支払うべき共済金の額は、修理費用の額から自己負担額を差し引いた額とします。ただし、共済金額を限度とします。

（2）（1）の規定にかかわらず、借用戸室の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理した場合の修理費用については、組合が1回の事故につき支払うべき共済金の額は、修理費用または10万円のいずれか低い額とします。

第7条（事故発生時の義務）

共済契約者または被共済者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑤までの義務を履行しなければなりません。

区分	義務の内容
①損害防止義務	損害の発生および拡大の防止に努めること。
②事故発生通知義務	次のア、からウ、までの事項を遅滞なく、組合に通知すること。 ア、事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
③権利保全行使義務	他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
④他共済通知義務	他の共済契約の有無および内容（注2）について遅滞なく組合に通知すること。
⑤書類提出等義務	②のほか、次のア、およびイ、に定めること。 ア、組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これをお提出すること。 イ、組合が、損害または費用の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。

（注1）損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）他の共済契約等の有無および内容

既に他の共済契約等から共済金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第8条（事故発生時の義務違反）

共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、組合は、次の①から⑤までの金額を差し引いて共済金を支払います。

区分	差引金額
①前条①の損害防止義務違反	発生または拡大を防止することができたと認められた損害の額
②前条②の事故発生通知義務違反	組合が被った損害の額
③前条③の権利保全行使義務違反	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
④前条④の他共済通知義務違反	組合が被った損害の額
⑤前条⑤の書類提出等義務違反	

（注）損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

（1）第2条（共済金を支払う場合）の修理費用に対して、共済金を支払うべき他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、修理費用を超えるときは、組合は、次の①または②に定める額を共済金として支払います。

① 他の共済契約等から共済金または共済金が支払われていない場合

この特約の支払責任額

② 他の共済契約等から共済金または共済金が支払われた場合

修理費用から、他の共済契約等から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) の修理費用は、それぞれの共済契約または保険契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第10条（重大事由による解除）

(1) 組合は、被共済者が、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は、共済契約に対する書面による通知をもって、この共済契約のその被共済者に係る部分を解除することができます。

① 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。

② 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

③ 反社会的勢力（注1）を不正に利用していると認められること。

④ 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

⑤ その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(2) (1) の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、共済契約解除の効力を定めた普通共済約款の規定にかかわらず、(1) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または費用に対しては、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。

(3) 共済契約者が（1）の①から⑤までのいずれかに該当することにより、重大事由による解除に関する普通共済約款の規定により解除がなされた場合、または（1）の規定による解除がなされた場合には、同解除が損害または費用の発生した後になされた場合の共済金の支払に関する普通共済約款の規定（注2）および（2）の規定は、この特約に基づき共済金を支払うべき損害または費用のうち、（1）の①から⑤までのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害または費用については適用しません。

（注1）反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注2）普通共済約款の規定

普通共済約款により下表の規定をいいます。

普通共済約款	該当する規定
普通火災共済普通共済約款（住宅物件・普通物件用）	第27条（重大事由による解除）（2）
普通火災共済普通共済約款（工場物件）	第26条（重大事由による解除）（2）
普通火災共済普通共済約款II	第22条（重大事由による解除）（2）
総合火災共済普通共済約款	第29条（重大事由による解除）（2）
新総合火災共済普通共済約款	第12条（重大事由による解除）（2）

第11条（共済金の請求）

(1) 組合に対する共済金請求権は、損害発生の時から発生し、これ行使することができるものとします。

(2) 被共済者が共済金の支払を請求する場合は、次の①から④までの書類または証拠のうち、組合が求めるものを組合に提出しなければなりません。

① 共済金の請求書

② 共済契約書

③ 損害見積書

④ その他組合が次条（1）に定める必要な事項の確認を行なうために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に組合が交付する書面等において定めたもの

(3) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を組合に申し出て、組合の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。

① 被共済者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者にかぎります。③において同様とします。）

② ①に規定する者がいない場合は、①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、被共済者と同居または生計を共にする親族（法律上の親族にかぎります。③において同様とします。）のうち3親等内の者

③ ①および②に規定する者がいない場合は、①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の親族のうち3親等内の者

(4) (3) の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けた場合であっても、組合は、共済金を支払いません。

(5) 組合は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済契約者は被共済者に対して、(2) に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めことがあります。この場合は、組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 共済契約者は被共済者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第12条（共済金の支払時期）

(1) 組合は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、共済金を支払います。

① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実

② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1) の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1) の規定にかかわらず、組合は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。

① (1) の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② (1) の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1) の①から⑤までの事項の確認を日本国外において行なうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者は被共済者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日
被共済者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次の①から④までに掲げる日数

①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合
必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第13条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権（注）は組合に移転します。ただし、移転するには次の①または②のいずれかの額を限度とします。

区分	移転する債権の限度額	
① 組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った共済金の額 イ. 被共済者が取得した債権（注）の全額	
② 組合が損害の額の一部を共済金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った共済金の額 イ. 次の算式により算出された額 被共済者が取得した債権（注）の額 - 損害の額のうち共済金が支払われていない額	

(2) (1)の場合において、組合に移転せずに被共済者が引き続き有する債権（注）は、組合に移転した債権（注）よりも優先して弁済されるものとします。

(3) (1)の規定により、被共済者が借家人（賃貸借契約または使用貸借契約に基づき共済の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。以下同様とします。）に対して有する債権を、組合が取得したときは、組合は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し共済金を支払った場合は、組合は、これを行使します。

(4) 共済契約者および被共済者は、組合が取得する（1）または（2）の債権（注）の保全および行使ならびにそのために、組合が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、組合に協力するために必要な費用は、組合の負担とします。

（注）債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第14条（時効）

この特約の共済金請求権は、第11条（共済金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別紙第95号

家賃収入特約条項

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
他の共済契約等	第2条（共済金を支払う場合）の損失を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。
復旧期間	共済の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時またはそれに代わる他の建物を再取得した時までに要した期間をいいます。ただし、構造の改良または規模の拡張を伴った場合は、共済の対象を罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間（以下「推定復旧期間」といいます。）を超えないものとし、また、損害を受けた共済の対象の復旧または再取得をしない場合で、法令

による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合は、推定復旧期間をもって復旧期間とみなします。

共済金	第2条（共済金を支払う場合）に規定する家賃収入共済金をいいます。
普通共済約款	この特約が付帯された普通共済約款をいいます。
約定復旧期間	復旧期間を基準として、約定した期間をいいます。
家賃	建物の賃貸料（注）で、次の①から③までに掲げる使用料金、一時金および賃料を含まないものをいいます。また賃借人のいない戸室については、それが一時的と認められるかぎりにおいて、その賃貸料は家賃に算入されます。 ① 水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ② 権利金、礼金、敷金その他の一時金 ③ 賃料 (注) 賃料 区分して賃貸される建物の場合は、それぞれの戸室の賃貸料をその建物について合計した額をいいます。

第2条（共済金を支払う場合）

組合は、この特約の共済の対象が、普通共済約款または普通共済約款に付帯された特約の共済支払対象となる事故によって損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、この特約に従い、家賃収入共済金を支払います。

第3条（共済金支払の条件）

組合は、共済の対象について生じた損害に対して、普通共済約款または普通共済約款に付帯された特約の規定により共済金が支払われるべき場合にかぎり、前条の損失に対して、共済金を支払います。

第4条（共済金を支払わない場合）

組合は、発生原因がいかなる場合でも、不測かつ突発的な外來の事故を直接の原因としない共済の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた家賃の損失に対しては共済金を支払いません。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。

第5条（賃貸の不継続）

(1) 被共済者が、損害を受けた共済の対象の復旧もしくはそれに代わる他の建物の再取得をしない場合または復旧した建物もしくは再取得した建物の賃貸を継続しない場合は、この特約は、損害発生の時に適のばって効力を失います。

(2) (1)の規定は、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合は、適用しません。

第6条（共済金価額）

この特約の共済金価額は、損害が生じた時における共済の対象の家賃月額に約定復旧期間月数を乗じた額とします。

第7条（共済金の支払額）

(1) 組合が第2条（共済金を支払う場合）の共済金として支払うべき損失の額は、共済価額によって定めます。

(2) 共済金額が共済価額と同額である場合またはこれを超える場合は、組合は、共済価額を限度とし、家賃について復旧期間（約定復旧期間を限度とします。以下同様とします。）内に生じた損失の額を共済金として、支払います。

(3) 共済金額が共済価額よりも低い場合は、組合は、次の算式によって算出した額を共済金として、支払います。

$$\text{家賃について復旧期間内に生じた損失の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} = \text{共済金の額}$$

第8条（共済金の請求）

(1) 共済金請求権の発生および行使を定めた普通共済約款の規定にかかわらず、組合に対する共済金請求権は、復旧期間が終了した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) (1)の規定にかかわらず、復旧期間が1か月を超えた場合において、被共済者が

内払を請求するときは、毎月末に共済金請求権行使することができるものとします。

第9条（他の共済契約等）

他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、家賃について復旧期間内に生じた損失の額を超えるときは、組合は、次の①または②に定める額を共済金として支払います。

- ① 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われていない場合
この共済契約の支払責任額
- ② 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われた場合
損失の額から、他の共済契約等から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。

第10条（時効）

この特約の共済金請求権は、第8条（共済金の請求）（1）または（2）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別紙第96号

商品・製品等損害特約条項

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
再調達価額	損害が生じた地および時ににおいて共済の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価額	共済の対象の再調達価額から使用による消耗および経年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品については、その共済の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
乗車券等	鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車券・航空券（定期券は除きます。）、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛け品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
他の共済契約等	第3条（共済金を支払う場合）の損害を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。
暴動	群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
共済金	第3条（共済金を支払う場合）に規定する共済金をいいます。
普通共済約款	この特約が付帯された新結合火災共済普通共済約款をいいます。
明記物件	次の①または②のいずれかに掲げる物をいいます。 ① 貵金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ② 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

第2条（共済の対象の範囲）

(1) この特約の共済の対象は、共済契約証書記載の建物（注1）に収容されている、被共済者が所有する商品・製品等の動産にかぎります。

(2) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑥までに掲げる物は、共済の対象に含まれません。

① 業務用の什器、備品等

② 家財

③ 船舶（注2）、航空機、自動車等（注3）、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品

④ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物（注4）

⑤ 動物および植物

⑥ その他下欄記載の物

・有価証券およびこれらに類する物

・通貨等（通貨および小切手をいいます。）、預貯金証書（預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。）、印紙、切手、乗車券等

（注1）共済契約証書記載の建物

物置、車庫その他の付属建物を含みます。

（注2）船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

（注3）自動車等

自動三輪車、自動二輪車および総排気量が125cc以下の原動機付自転車を含みます。

（注4）プログラム、データその他これらに類する物

OSなど、コンピュータが新品として販売された時に既にコンピュータに記録されていたプログラム、データその他これらに類する物については、そのコンピュータと同時に損害が生じ、コンピュータについて次条の共済金が支払われる場合にかぎり、共済の対象に含むものとします。

第3条（共済金を支払う場合）

組合は、下表およびこの特約に従い、共済金を支払います。

共済金を支払う場合	共済金の支払額
不測かつ突然的な事故によって、共済の対象が損害（注1）を受けた場合	ア. 組合が共済金を支払うべき損害の額（注2）は、下記によって定めます。 (ア) 共済の対象の再調達価額（注3）を限度として、次の算式により算出した額とします。 $\text{復旧費用} - \boxed{\text{復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{\text{損害の額}}$
	(イ) 盗難によって生じた損害については、再調達価額（注3）によって定めます。 (ウ) (ア) および (イ) にかかわらず、明記物件の場合は、その時価額によって定めます。 イ. 組合の支払う共済金の額は、下記によって定めます。 (ア) 共済金額を限度として、次の算式により算出した額とします。 $\boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{共済契約証書記載の自己負担額}} = \boxed{\text{共済金}}$
	(イ) (ア) の算式において、明記物件の盗難の場合は、組合の支払う共済金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または共済金額。

（注1）損害

雪災（豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのの別の事故によって生じたことが普通共済約款第22条（共済金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これららの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、共済契約者または被共済者は、普通共済約款第19条（事故発生時の義務および損害防止費用）の規定に基づく義務を負うものとします。

(注2) 損害の額

盗難によって生じた損害について、盗取された共済の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用を含みます。ただし、盗取された共済の対象が明記物件以外の場合は再調達価額（注3）を、明記物件の場合は時価額を限度とします。

(注3) 再調達価額

その共済の対象の再調達価額がその共済の対象の損害が生じた地および時ににおける市場流通価額を上回る場合は、市場流通価額とします。

第4条（共済金を支払わない場合）

（1）組合は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 共済契約者、被共済者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する以外の者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者（注2）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

④ 共済の対象の置き忘れ（注3）または紛失

⑤ 共済の対象が共済契約証書記載の建物（注4）外にある間に生じた事故

⑥ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に共済の対象について生じた事故

⑦ 普通共済約款第4条（共済金を支払わない場合）（1）の⑦の事由

（2）組合は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害（注5）に対しては、共済金を支払いません。

① 戰争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（3）組合は、（1）および（2）の規定のほか、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑨までのいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

① 差押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。

② 被共済者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。

③ 共済の対象の使用もしくは管理を委託された者または被共済者と同居の親族の故意に起因する損害。ただし、被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。

④ 共済の対象に対する加工、修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害

⑤ 偶然な外來の事故に直接起因しない、共済の対象の電気の作用に伴って発生した電気の事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害

⑥ 賐訴または横領によってこの特約の共済の対象に生じた損害

⑦ 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損害

⑧ 共済の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きを含みます。）であって、共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

⑨ 楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。

⑩ 楽器の音色または音質の変化

⑪ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのもの漏入により生じた損害。ただし、建物の外側の部分が風災（注8）、雹災または雪災（注9）の事故によって破損し、その破損部分からこれらが建物の内部に吹込みまたは漏入したことによって生じた損害を除きます。

⑫ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。

⑬ 共済の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その

他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害

⑭ 共済の対象の欠陥に起因する損害。ただし、共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を原因とする事故による損害を除きます。

⑮ 共済の対象である液体、粉体、気体等の流動体に生じた次のア、およびイ、に掲げる損害

ア、流出、溢出、漏出、拡散等。ただし、その結果として他の共済の対象に生じた損害を除きます。

イ、コンタミネーション（注10）、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難な状態になったことによる損害。ただし、容器、配管等に不測かつ突発的な事故が生じたことに伴う損害を除きます。

⑯ 共済契約締結の当時既に亀裂その他の欠陥のあったガラスに生じた損害

⑰ ガラスの取付上の欠陥によって取付後その日を含めて7日以内に生じた損害

⑯ 万引き等（注11）によって商品、製品等に生じた損害。ただし、万引き等（注11）を行った者が暴行または脅迫した場合を除きます。

⑯ 検品、柵卸しの際に発見された商品、製品等の数量の不足による損害（注12）

⑯ 共済の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害

⑯ 加工もしくは製造中の共済の対象の加工または製造に起因して生じた損害（加工または製造に使用された機械・設備・装置等の停止による損害を含みます。）

⑯ 共済の対象が冷凍物・冷藏物（以下「冷凍物等」といいます。）である場合の次のア、からカ、までの損害

ア、冷凍物等を保管・収容する冷蔵倉庫・機械・設備装置等（以下「冷蔵装置等」といいます。）の破壊・変調もしくは機能停止したことによる損害。ただし、冷蔵装置等と同一敷地内に生じた火災、落雷、破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下この条において同様とします。）が原因の場合は、この規定を適用しません。

イ、冷凍物等を第三者に引渡した後で発見された損害

ウ、日常の使用または運転に伴う冷蔵装置等の摩減、劣化に起因する損害

エ、冷蔵装置等の腐食、さび、浸食に起因する損害

オ、冷蔵装置等との接続する電気、ガスもしくは水道等の供給が停止または阻害されたこと、または敷地外に落雷したことによる過電流に起因する損害。ただし、冷蔵装置等と同一敷地内に生じた火災、落雷、破裂または爆発が原因の場合は、この規定を適用しません。

カ、冷蔵装置等または消防設備等からの内容物の漏出・溢出による損害

⑯ 輸送のための荷造りが不完全であることに起因する損害

（注1）共済契約者、被共済者

共済契約者または被共済者は法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）その者（①に規定する者以外の共済金を受け取るべき者）

①に規定する者以外の共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）置き忘れ

共済の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。

（注4）共済契約証書記載の建物

物置、車庫その他の付属建物を含みます。

（注5）次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって生じた損害

（2）の①から⑨までの事由によって発生した前条に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条に掲げる事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

（注6）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注7）核燃料物質（注6）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注8）風災

台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

（注9）雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(注10) コンタミネーション

融和または混合することをいいます。

(注11) 万引き等

万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。

(注12) 検品、柵卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害

不法に侵入した第三者の盗取による損害は含まれません。

第5条 (費用共済金の関係)

第3条 (共済金を支払う場合) の共済金が支払われる場合においても、組合は、普通共済約款およびこの共済契約に付帯された他の特約に規定する費用共済金は支払いません。

第6条 (他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

(1) 他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、共済金の種類ごとに共済金の支払限度額表に掲げる支払限度額を超えるときは、組合は、次の額を共済金として支払います。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

$$\text{共済金の支払限度額} = \frac{\text{再調達価額基準の他の共済契約等(注1)によって既に支払われている共済金または共済金の額}}{\text{時価額基準の他の共済契約等(注2)によって支払われるべき共済金または共済金の額}} = \text{共済金}$$

<共済金の支払限度額表>

共済金の種類	支払限度額
① ②以外の場合の共済金	次のア、イで算出した額からイ、の額を差し引いた額 ア、復旧費用から、復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を控除した額。ただし、再調達価額(注3)を限度とします。 イ、共済契約証書記載の自己負担額。ただし、他の共済契約等に、この特約の自己負担額より低いものがあるときは、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。
② 明記物件の盗難の場合の共済金	1回の事故につき、次のア、ウ、までのうち最も低い額 ア、損害の額から共済契約証書記載の自己負担額(注4)を差し引いた額 イ、1個または1組ごとに100万円(注5) ウ、この特約の共済金額

(2) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのの別に適用します。

(注1) 再調達価額基準の他の共済契約等

再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき共済金を支払う他の共済契約等にかぎります。

(注2) 時価額基準の他の共済契約等

時価額を基準として算出した損害の額に基づき共済金を支払う他の共済契約等にかぎります。

(注3) 再調達価額

その共済の対象の再調達価額がその共済の対象の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合は、市場流通価額とします。

(注4) 自己負担額

他の共済契約等に、この共済契約の自己負担額より低いものがあるときは、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。

(注5) 100万円

他の共済契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

神奈川県火災共済協同組合

〒231-0003 横浜市中区北仲通 3-33-2

(共済ビル別館)

TEL 045 (201) 2727(代)